

令和3年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

大学・中小企業・スタートアップ
を対象としたグレースピリオドの利用実態
に関する調査研究報告書

令和4年2月

株式会社サンビジネス

要約

背景

グレースピリオド（発明の公表から特許出願までの猶予期間）については、これまで論文の投稿や学会・プレスリリースでの発表等グレースピリオドによる救済を必要とすることの多い、大学・中小企業・スタートアップの声は十分に反映されていなかった。

目的

特許制度調和の議論の中で主要項目の一つとなっているグレースピリオドに関して、日本と諸外国、特に欧州各国について、大学・中小企業・スタートアップの利用実態とその課題に関する情報の収集を行う。

国内質問票調査

国内の大学、中小企業、スタートアップ等のグレースピリオドの利用実態とその課題に関する情報を収集するために質問票調査（WEB アンケート方式）を実施した。

海外質問票調査

英国、エストニア、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、米国における大学、中小企業、スタートアップ等のグレースピリオドの利用実態とその課題に関する情報を収集するために、質問票調査（WEB アンケート方式）を実施した。

調査結果の分析・取りまとめ

- ・ 研究成果等が出た際は、多くの者が特許出願することを考えているが、これは発表などで発明の新規性を喪失することを避けるためと思われる。
- ・ 資金不足や時間不足で特許出願ができなかったケースが見られるが、1年程度の猶予があれば、出願できた特許は少なくないものと思われる。
- ・ 発表等により特許取得ができなかった事例が「欧州」、「中国」で多く見られたが、これはグレースピリオドの適用要件の厳しさが影響しているものと思われる。
- ・ 他者開示技術を利用している者は少なくないが、その多くが特許権侵害の有無を何らかの方法で確認しており、トラブルが起きたケースもわずかである。
- ・ 技術を開示したために発明の新規性を喪失して出願できなかったケースが少なからずあるものと思われる。また、ユーザーの必要とする猶予期間よりも、実際の制度の猶予期間が短く、出願ができなくなっているケースもあるものと思われる。
- ・ これらを踏まえて、今後、グレースピリオドが、さらにユーザーにとって利便性の高い制度となるよう検討が行われることが望まれる。

はじめに

特許制度調和の議論の中で主要項目の一つとなっているグレースピリオド（発明の公表から特許出願までの猶予期間）については、過去にも調査研究が行われているが、主に大企業を対象としたものであり、論文の投稿や学会・プレスリリースでの発表等グレースピリオドによる救済を必要とするものの多い、大学・中小企業・スタートアップの声は十分に反映されていなかった。

しかしながら、イノベーションの担い手が、大企業から大学・中小企業・スタートアップに移行していることも考慮すると、各国の大学・中小企業・スタートアップにおける、グレースピリオドの利用実態と課題を把握することは、広くユーザーにとって利便性の高い制度を検討するために必須である。また、このような新たな視点からのインプットは、今後の制度調和の議論を適切に進展させる上で重要である。

本調査研究では、グレースピリオドに関して、日本と諸外国、特に欧州各国について、大学・中小企業・スタートアップの利用実態とその課題に関する情報の収集を行い、結果を本報告書に取りまとめた。

最後に、国内及び海外の質問票調査にご協力いただいた皆様、海外質問票調査の調査対象者の選定や調査依頼をしていただいた海外の知的財産庁の方々に、深く感謝申し上げる次第である。

令和4年2月
株式会社サンビジネス

目 次

要約

はじめに

本編	1
第1部 調査の概要	3
第1章 本調査研究の目的	3
第2章 本調査研究の内容	3
1. 国内質問票調査	3
2. 海外質問票調査	4
第2部 各国制度比較表	5
第1章 我が国におけるグレースピリオド	5
1. 特許法改正前（平成23年改正前）	5
2. 現行法	6
第2章 調査対象国の制度比較表	6
第3部 質問票調査	8
第1章 質問票調査の目的	8
第2章 質問票調査の実施要領	8
1. 調査対象	8
(1) 国内	8
(2) 海外	9
2. 実施期間	9
(1) 国内	9
(2) 海外	9
3. 質問票回収状況	9
(1) 国内	9
(2) 海外	10
第3章 質問票調査の結果	11
1. 回答者の属性	11
(1) 国籍	11
(2) 所属	12
(3) 従業員数	13
(4) 創業からの年数	14
(5) 技術分野、産業分野	15
(6) 年間の特許出願件数	16
2. グレースピリオドの利用実態	17
(1) 研究成果や製品開発の結果が出た際の行動	17
(2) 報告や発表の際に気を付けている点	23
(3) 特許出願ができなかった経験がありますか	28

(4)	特許出願ができなかった理由	33
(5)	猶予期間があれば出願ができたか否か	39
(6)	発表等により特許出願を断念した経験等がありますか	44
(7)	特許を取得できた国とできなかった国がありますか	49
(8)	特許を取得できなかった具体的な国・地域	54
(9)	他者開示技術の利用の有無	59
(10)	特許権の侵害の有無の確認方法	64
(11)	技術の利用の継続ができなくなった経験	69
(12)	相手方の行動	74
第4部	まとめ	79
第1章	調査結果	79
1.	研究開発や製品開発成果の取扱い	79
2.	特許出願ができなかった理由	79
3.	発表等の特許取得への影響	79
4.	他者開示技術の利用	80
5.	特筆すべき自由回答	80
第2章	まとめ	80
資料編		81
資料1	質問票調査の設問内容と選択肢	83
資料2	グラフの数値データ	88

本 編

第1部 調査の概要

第1章 本調査研究の目的

企業等がグローバルに活動する上で、一つの発明を複数国で効率的に特許取得できるようにするため、特許取得の予見性を高め、手続コストを低減する観点から、制度調和が必要となる。

特許制度調和の議論の中で主要項目の一つとなっているグレースピリオド¹（発明の公表から特許出願までの猶予期間）については、過去にも調査研究²が行われているが、主に大企業を対象としたものであり、論文の投稿や学会・プレスリリースでの発表等グレースピリオドによる救済を必要とするものの多い、大学・中小企業・スタートアップの声は十分に反映されていなかった。しかしながら、イノベーションの担い手が、大企業から大学・中小企業・スタートアップに移行していることも考慮すると、各国の大学・中小企業・スタートアップにおける、グレースピリオドの利用実態と課題を把握することは、広くユーザーにとって利便性の高い制度を検討するために必須である。また、このような新たな視点からのインプットは、今後の制度調和の議論を適切に進展させる上で重要である。

本調査研究は、グレースピリオドに関して、日本と諸外国、特に欧州各国について、大学・中小企業・スタートアップの利用実態とその課題に関する情報の収集を行うことを目的とする。

本調査研究で得られた結果は、今後、グレースピリオドについて、ユーザーにとってより利便性の高い形で各国の制度を見直すための一助となるものと考えられる。

第2章 本調査研究の内容

1. 国内質問票調査

国内の大学・中小企業・スタートアップによるグレースピリオドの利用実態とその課題に関する情報を収集するために、国内の大学・中小企業・スタートアップ等に対して、質問票調査を実施した。質問票調査は、WEB アンケート方式で行い、回答フォームへアクセスするための URL（以下、「調査用 URL」という）を記載した案内は 2021 年 6 月 30 日（水）

¹ 特許出願前に公開され公知となった発明は、新規性を喪失し、特許を受けることができないのが原則である。しかし、発明者本人による論文発表等によって自らの発明を公開した後に、その発明について特許出願をしても一切特許を受けることができないとするのは、発明者にとって酷な場合もあり、また、産業の発達への寄与という特許法の趣旨にも反することになりかねない。そこで、救済措置として、我が国を含む多くの国において、発明の新規性喪失の例外規定が設けられており、発明の公表から特許出願するまで、一定の猶予期間（グレースピリオド）が設けられている。

² 過去の調査研究は下記のものを指す。

・平成 22 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「グレースピリオドに関する調査研究報告書」

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h22_report_03.pdf [最終アクセス日 2022 年 1 月 24 日]

・テゲルンゼー会合最終レポート

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tegernsee/document/index/final_report.pdf [最終アクセス日 2022 年 1 月 24 日]

に送付し、回答の締切は2021年8月20日（金）に設定した。調査項目は下記のとおりである。なお、具体的な設問内容と選択肢については、【資料編】に掲載する。

- ・ 回答者の属性
- ・ グレースピリオドの利用実態
 - 研究成果や製品開発の結果が出た際の行動
 - 報告や発表の際に気を付けている点
 - 特許出願ができなかった経験の有無
 - 特許出願ができなかった理由
 - 猶予期間があれば出願ができたか否か
 - 発表等により特許出願を断念した経験等
 - 特許を取得できた国とできなかった国の有無
 - 特許を取得できなかった具体的な国・地域
 - 他者開示技術の利用の有無
 - 特許権の侵害の有無の確認方法
 - 技術の利用の継続ができなくなった経験
 - 相手方の行動

2. 海外質問票調査

英国、エストニア、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、米国の大学・中小企業・スタートアップによるグレースピリオドの利用実態とその課題に関する情報を収集するために、これらの国の大学・中小企業・スタートアップ等に対して、WEB アンケート方式での質問票調査を実施した。調査対象者の選定及び調査用 URL を記載した案内の送付は、その国の知的財産庁に依頼した³。送付時期は、2021年6月30日～9月上旬であり（各国の知的財産庁で送付時期にばらつきがある）、回答の締切は9月10日（金）に設定した。なお、設問内容と選択肢は、国内質問票調査のものと同様である。

³ the Intellectual Property Office of the United Kingdom (英国), the Estonian Patent Office (エストニア), the IP Australia (オーストラリア), the Canadian Intellectual Property Office (カナダ), the Swedish Intellectual Property Office (スウェーデン), the Danish Patent and Trademark Office (デンマーク), the Federal Ministry of Justice of Germany (ドイツ), the Finnish Patent and Registration Office (フィンランド), the National Institute of Industrial Property of France (フランス), and the United States Patent and Trademark Office (米国)

第2部 各国制度比較表

第1章 我が国におけるグレースピリオド

1. 特許法改正前（平成23年改正前）

グレースピリオドは、我が国の特許法では、新規性喪失の例外と呼ばれている。平成23年特許法改正前、我が国での新規性喪失の例外の適用対象は、特許を受ける権利を有する者が試験を行い、所定の条件で発表することで新規性を喪失した発明（改正前特許法第30条第1項）、特許を受ける権利を有する者の意に反して新規性を喪失した発明（同法同条第2項）、所定の条件を充たす博覧会への出品により新規性を喪失した発明（同法同条第3項）とされており、新規性喪失の例外の適用を受けるための発明の公開の場面は限定されていた。また、新規性喪失の例外の適用を受けるための猶予期間も、発明が新規性を喪失するに至った日から六月とされていた。

平成23年改正前特許法第30条第1項～第3項⁴

（発明の新規性の喪失の例外）

第三十条 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するに至らなかったものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、第一項と同様とする。

⁴ 条文は下記ウェブサイトより引用。

「特許法等の一部を改正する法律新旧対照条文」特許庁ウェブサイト

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/document/tokkyohoutou_kaiei_230608/04_shinkyuu.pdf
[最終アクセス日 2021年12月14日]

2. 現行法

現行の特許法では、特許を受ける権利を有する者の意に反して新規性を喪失した発明（特許法第30条第1項）、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して新規性を喪失した発明（同法同条第2項）が新規性喪失の例外の適用対象となっており、新規性喪失の例外の適用を受けるための発明の公開の場面の限定がなくなっている。また、発明が新規性を喪失するに至ってからの猶予期間は、平成30年改正⁵により、六月から一年に延長された。

特許法第30条第1項及び第2項⁶

（発明の新規性の喪失の例外）

第三十条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明は、その該当するに至った日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

第2章 調査対象国の制度比較表

本調査研究で、調査対象となった各国（日本、英国、エストニア、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、米国）のグレースピリオドに関する制度の比較表を次頁に掲載する。⁷

表では、各国の猶予期間、グレースピリオドの適用対象、グレースピリオドの根拠条文について掲載した。グレースピリオドの適用対象については、特許を受ける権利を有する者、出願人、発明者等により開示されたものと、特許を受ける権利を有する者等の意に反して開示されたものに分類している。

なお、本表は各国の制度の概要を把握することを目的として作成したものであり、条文とは異なる表現を用いている部分もあるため、詳細な要件等を把握されたい場合は、各国の知的財産庁のウェブサイトなどで直接法文をご確認いただきたい。

⁵ 「発明の新規性喪失の例外期間が6か月から1年に延長されます」特許庁ウェブサイト
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/hatumei_reigai_encho.html [最終アクセス日 2022年1月24日]

⁶ 条文は下記ウェブサイトより引用。
「昭和三十四年法律第二百一十一号 特許法（令和元年法律第三号による改正）」e-Gov 法令検索ウェブサイト
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334AC0000000121> [最終アクセス日 2021年12月14日]

⁷ <参考文献>
「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等」特許庁ウェブサイト
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html> [最終アクセス日 2021年12月14日]

<各国制度比較表>

国名	猶予期間	適用対象		根拠条文
		特許を受ける権利を有する者、出願人、発明者等により開示されたもの	特許を受ける権利を有する者の意に反して開示されたもの	
日本	1年	特許を受ける権利を有する者の行為に起因して新規性を喪失した発明	特許を受ける権利を有する者の意に反して新規性を喪失した発明	特許法 30 条
英国	6月	公式又は公認の国際博覧会で展示された発明	発明者等から、何人かが違法に若しくは信義に違背して知得したために若しくはその結果開示された発明 発明者等から内密に知得した者によって開示された発明	特許法 2 条(4)
エストニア	1年	特許について権利を有する者により又は当該人が認識していることを前提として他人により開示された発明	他人により不法に取得された発明 不法に公表された発明 特許出願権を有する者が認識せずに公表された発明	特許法 8 条(3)
オーストラリア	1年	承認されている展覧会で展示等された発明 発明が展示等された承認されている博覧会の開催中に開示された発明 学会で発表された発明 合理的な試験目的のために公然実施された発明 上記以外の状況で開示された発明	名義人等から情報を取得した者が、名義人等の同意を得ずに開示した発明	特許法 24 条(1)、規則 2.2、2.2A、2.2B、2.2C、2.2D
カナダ	1年	出願人による又は出願人から直接的か間接的かを問わず知った者により開示された発明	明文での規定なし※1	特許法 28.2 条(1)(a)
スウェーデン	6月	公式又は公認の国際博覧会で展示された発明	出願人又はその承継人に対する明白な濫用の結果開示された発明	特許法 2 条
デンマーク	6月	公式又は公認の国際博覧会で展示された発明	出願人又はその法律上の前権利者に対する明白な濫用により開示された発明	特許法 2 条(6)
ドイツ	6月	公式又は公認の国際博覧会で展示された発明	出願人又はその前権利者に対する明白な濫用により開示された発明	特許法 3 条(5)
フィンランド	6月	公式又は公認の国際博覧会で展示された発明	出願人又はその前権利者に対する明白な濫用により開示された発明	特許法 2 条
フランス	6月	公式又は公認の国際博覧会へ出品された発明	出願人又はその法律上の前権利者に対する明白な濫用により開示された発明	知的財産法 L611 条-13
米国	1年	発明者等により又は発明者等から直接又は間接に開示された発明を取得した者により開示された発明※2	明文での規定なし※3	特許法 102 条(b)

- ※1 特許を受ける権利を有する者等の意に反して開示された発明に関しては、条文に直接記載はないものの、その発明が出願人から直接的か間接的かを問わず知った者により開示されたものであれば、保護されるものと思われる。
- ※2 米国では、所定の要件を満たす場合には、発明者等による発明の開示後に、他人により発明が開示された場合や、先願で発明の開示が有った場合も保護の対象になる。(特許法 102 条(b)(1)(B), 102 条(b)(2)(A), (B))
- ※3 特許を受ける権利を有する者等の意に反して開示された発明に関しては、条文に直接記載はないものの、その発明が発明者等から直接又は間接に開示された発明を取得した者により開示されたものであれば、保護されるものと思われる。

第3部 質問票調査

第1章 質問票調査の目的

大学・中小企業・スタートアップによるグレースピリオドの利用実態とその課題に関する情報を収集するために、国内及び海外で質問票調査を実施した。

第2章 質問票調査の実施要領

1. 調査対象

(1) 国内

下記の選定条件に基づき、調査対象者を抽出した。このうち、調査拒否の連絡があった中小企業2者を除いた338者に調査用URLを記載した案内を送付した。

分類	選定条件	対象者数
中小企業	技術に関する賞等 ⁸ の受賞歴のある中小企業	114者
	過去5年以内でグレースピリオドの利用歴のある中小企業	30者
スタートアップ	知財アクセラレーションプログラム ⁹ の対象企業で、設立4年以内の企業	19者
	技術に関する賞 ¹⁰ の受賞歴があり、設立4年以内の企業	11者
	設立4年以内で出願実績のある企業	44者
大学／研究機関	過去5年間にグレースピリオドの利用が5件以上ある大学	100者
	過去5年間にグレースピリオドの利用が10件以上ある研究機関	12者
特許／法律事務所	大学、中小企業又はスタートアップの支援等を行っている特許／法律事務所	10者

⁸ 「中小企業優秀新技術・新製品賞」、「神奈川工業技術開発大賞」、「名古屋市工業技術グランプリ」、「大阪ものづくり優良企業賞2019」、「京都中小企業技術大賞」、「大田区中小企業 新製品・新技術コンクール」、「静岡市中小企業技術表彰2019（令和元年度）表彰企業」、「令和2年度北海道新技術・新製品開発賞、東大阪モノづくり大賞」、「神戸のイチオシ技術力 令和2年度「神戸発・優れた技術」認定企業」を指す。

⁹ 特許庁ウェブサイトでは「スタートアップを対象に、知財やビジネスなどの複数分野の専門家を含む知財メンタリングチームを一定期間派遣し、スタートアップのビジネスに対応した適切な知財戦略による事業の加速をスタートアップの皆様と一緒に目指すプログラムです。」と紹介されている。

スタートアップ向け情報 | 経済産業省 特許庁 特許庁ウェブサイト

<https://www.jpo.go.jp/support/startup/index.html> [最終アクセス日 2022年1月24日]

¹⁰ 「IP BASE AWARD」、「Japan Venture Awards」、「JEITAベンチャー賞」、「中小企業優秀新技術・新製品賞」を指す。

(2) 海外

調査対象者の選定¹¹と調査対象者への調査用 URL を記載した案内の送付は、調査対象国の知的財産庁に依頼した。

ドイツについては、回答企業の中に規模の大きなものが見られたため、従業員数 51 人以上でかつ年間の出願件数 200 件以上の企業を大企業とみなし、回答から排除した上で集計を行っている。

2. 実施期間

(1) 国内

調査実施期間は、下記のとおりである。

- ・送付：2021 年 6 月 30 日
- ・締切：2021 年 8 月 20 日

(2) 海外

調査実施期間は下記のとおりである。送付時期は、調査用 URL を記載した案内の送付を依頼した知的財産庁によりばらつきがある。

- ・送付：2021 年 6 月 30 日～9 月上旬
- ・締切：2021 年 9 月 10 日

3. 質問票回収状況

(1) 国内

国内質問票調査の回収状況は、下記のとおりである。

国名	回収数 ¹²
日本	94 件

¹¹ 各国により、中小企業の定義やグレースピリオドの利用状況が異なるため、各国の実情に応じて適切な者を調査対象者として選定してもらっている。

¹² 同一の者による回答や試験的に回答を入力したと思われるものについては回収数から排除している。排除前の回収数は、105 件である。

(2) 海外

海外質問票調査における各国での回収数は、下記のとおりである。

国名	回収数 ¹³
英国	7 件
エストニア	16 件
オーストラリア	11 件
カナダ	5 件
スウェーデン	19 件
デンマーク	8 件
ドイツ	49 件
フィンランド	9 件
フランス	33 件
米国	7 件

¹³ 同一の者による回答や試験的に回答を入力したと思われるものについては回収数から排除している。排除前の回収数は、各国下記のとおりである。

英国…7 件、エストニア…18 件、オーストラリア…12 件、カナダ…5 件、スウェーデン…24 件、デンマーク…9 件、ドイツ…57 件、フィンランド…9 件、フランス…36 件、米国…7 件

第3章 質問票調査の結果

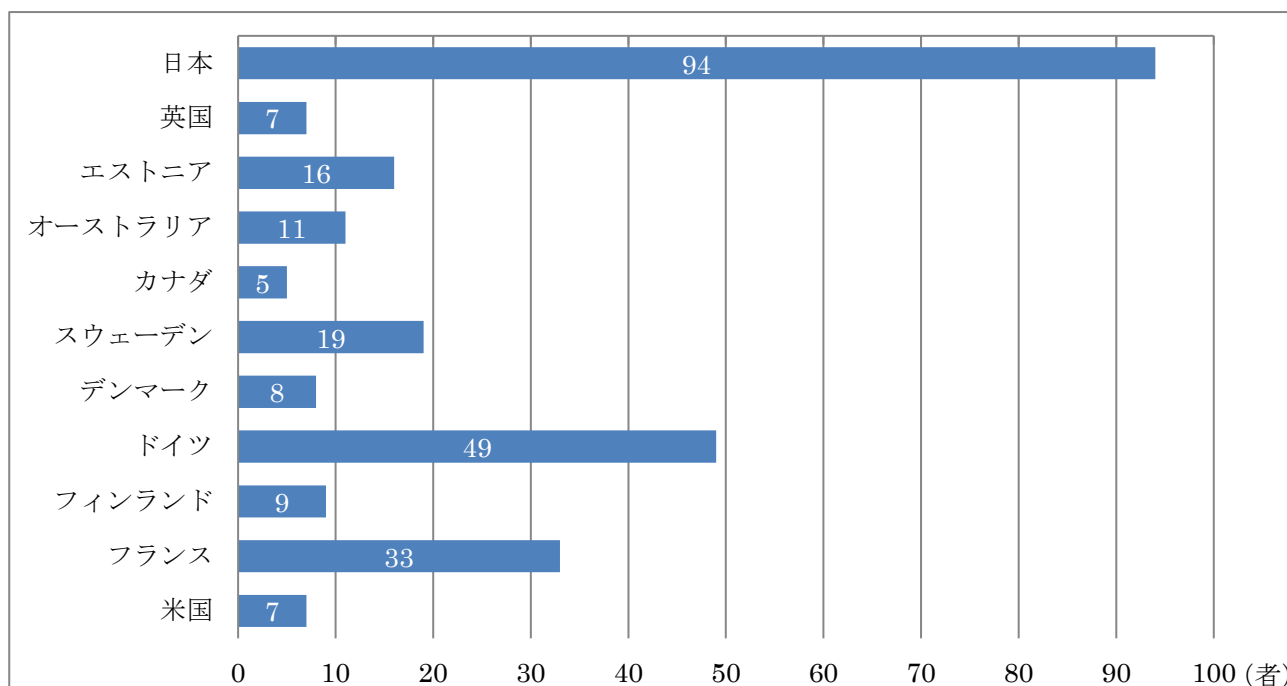
国内及び海外の質問票調査の結果を以下に掲載する。前半で回答者の属性に関する情報、後半でグレースピリオドの利用実態に関する回答結果を掲載する。グレースピリオドの利用実態に関する回答結果については、国・地域別（日本、北米・豪州¹⁴、欧州¹⁵、エストニア¹⁶）、所属別（中小企業・スタートアップ、大学／研究機関、特許／法律事務所¹⁷、その他（団体等）、所属なし（個人発明家等））、日本の所属別、北米・豪州の所属別、欧州の所属別、エストニアの所属別の回答結果についても掲載する。掲載したグラフ中の数値は、回答数を表す。

1. 回答者の属性

(1) 国籍

回答者の国籍では、日本（94者）が最も多く、ドイツ（49者）、フランス（33者）、スウェーデン（19者）、エストニア（16者）、オーストラリア（11者）がこれに続く。

グラフ 1-1 回答者の国籍



¹⁴ オーストラリア、カナダ及び米国

¹⁵ 英国、エストニア、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、フィンランド及びフランス

¹⁶ エストニアは、グレースピリオドの猶予期間・適用対象が他の欧州各国と異なるため、単独での回答結果も掲載した。

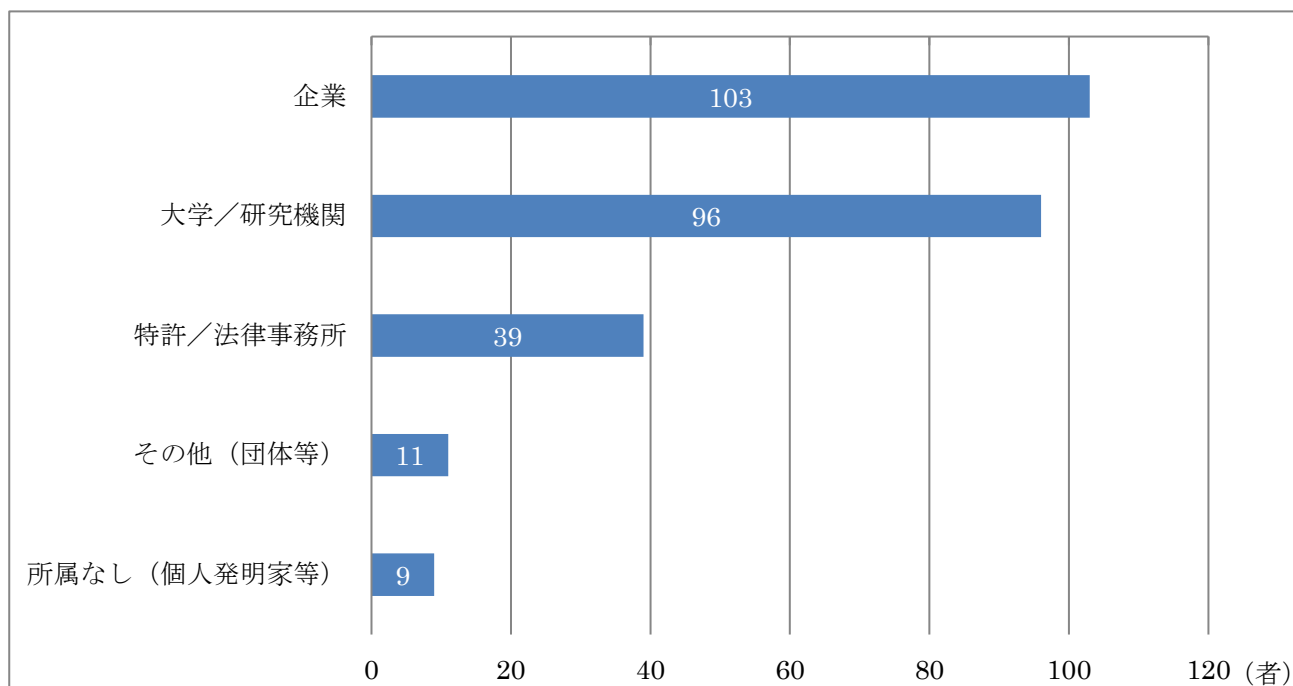
¹⁷ 特許／法律事務所については、クライアントである大学・中小企業・スタートアップのうち一者の想定で各設問に回答いただいた。

(2) 所属

Q2 あなたの所属にもっとも近いものを以下の中からお選び下さい。

回答者の所属については、「企業」が103者と最も多く、「大学／研究機関」が96者でこれに続く。なお、「その他」(11者)には、例えば、発明家協会(2者)、ビジネスと雇用者の協会(1者)、大学の発明管理会社(1者)などがあった。

グラフ 1-2 回答者の所属



「その他」の内訳

- ・ 発明家協会 (2者)
- ・ ビジネスと雇用者の協会 (1者)
- ・ 大学の発明管理会社 (1者)
- ・ 特許活用会社 (1者)
- ・ 発明の促進を目的とした財団 (1者)
- ・ その他 (5者)

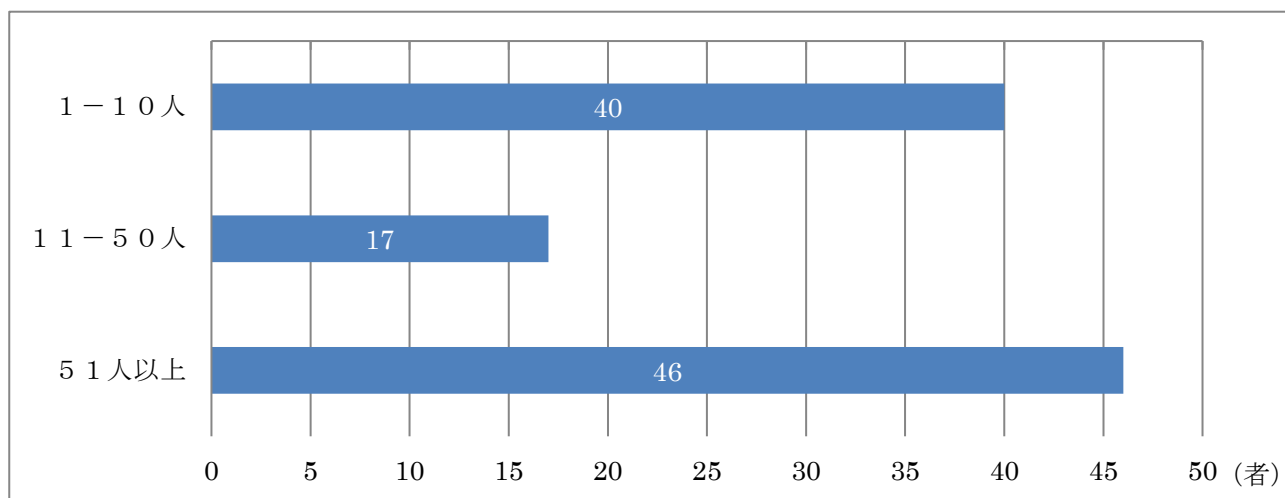
(3) 従業員数

Q2_1 従業員数

※Q2で「企業」と回答した者への設問

従業員数については、「51人以上」が46者と最も多く、「1～10人」が40者でこれに続き、「11～50人」が17者で最も少なかった。

グラフ 1-3 従業員数



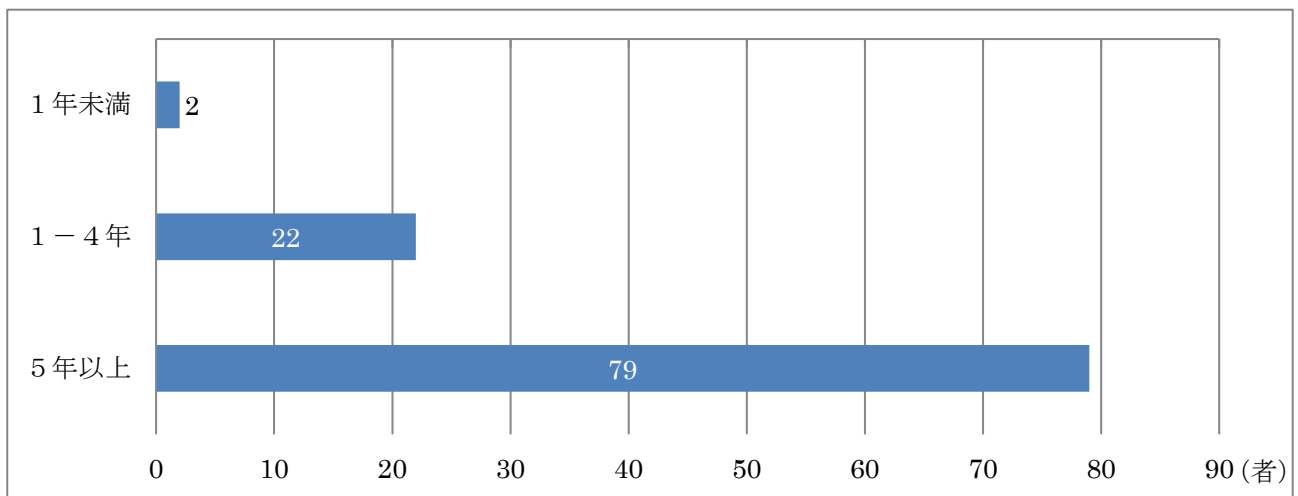
(4) 創業からの年数

Q2_2 創業からの年数

※Q2で「企業」と回答した者への設問

創業からの年数については、「5年以上」が79者と最も多く、「1～4年」が22者でこれに続き、「1年未満」が2者で最も少なかった。

グラフ 1-4 創業からの年数

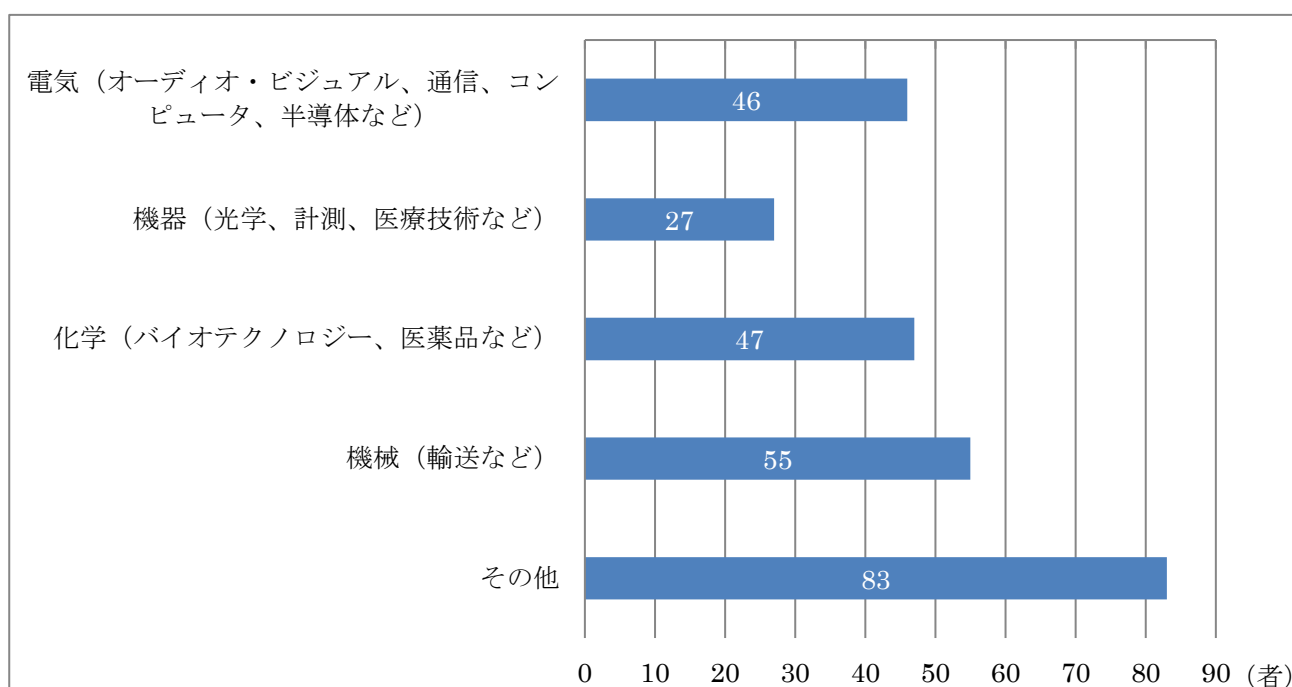


(5) 技術分野、産業分野

Q3 主な技術分野、産業分野をお答え下さい。

主な技術分野、産業分野については、「機械（輸送など）」が55者で最も多く、「化学（バイオテクノロジー、医薬品など）」が47者、「電気（オーディオ、ビジュアル、通信、コンピュータ、半導体など）」が46者でこれに続いた。なお、「その他」（83者）には、例えば、大学（12者）、教育（10者）、工学等（3者）などがあった。

グラフ 1-5 技術分野、産業分野



「その他」の内訳

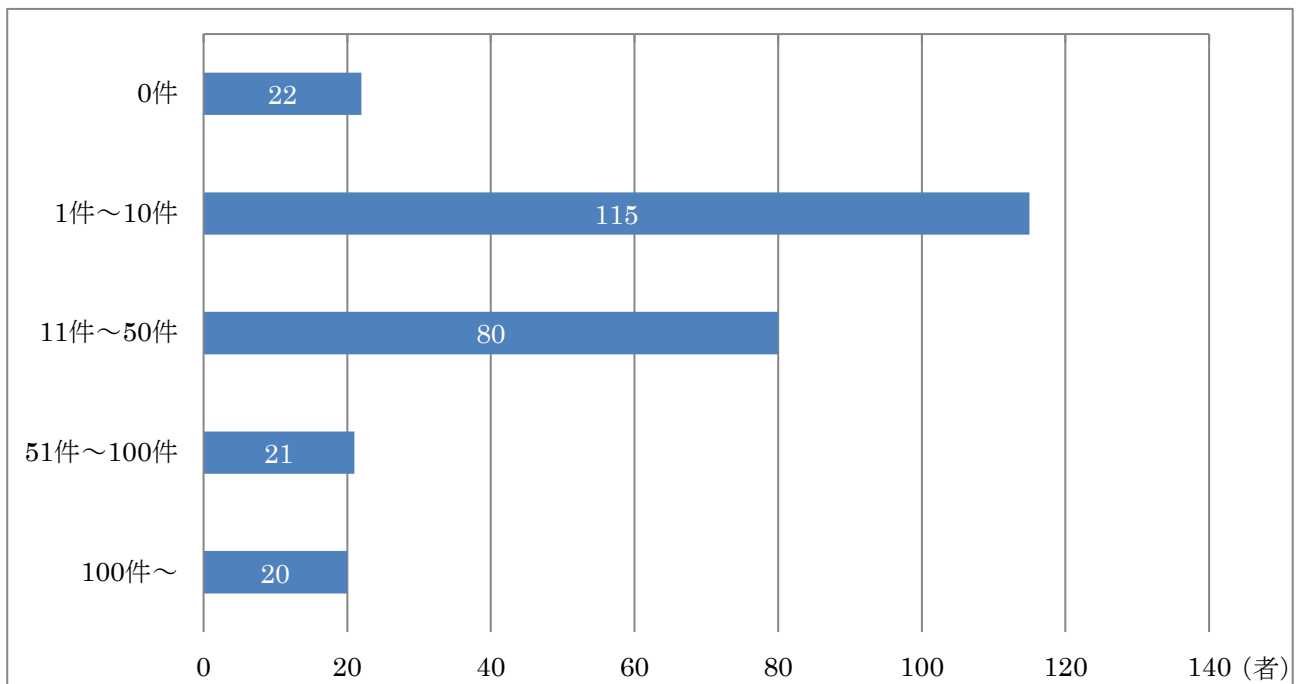
- ・ 大学 (12 者)
- ・ 教育 (10 者)
- ・ 工学等 (3 者)
- ・ 自然科学等 (2 者)
- ・ エネルギー (2 者)
- ・ その他 (54 者)

(6) 年間の特許出願件数

Q4_1 あなたは、年間何件程度の特許出願をしていますか。

年間の特許出願件数については、「1件～10件」が115者で最も多く、「11件～50件」が80者でこれに続いた。

グラフ 1-6 年間の特許出願件数



2. グレースピリオドの利用実態

(1) 研究成果や製品開発の結果が出た際の行動

Q5 あなたは研究成果や製品開発の結果が出たら、まず何をしますか。

全体では、「特許出願」を選択した者が68.6%に上っており、他の選択肢を選んだ者よりも圧倒的に多くなっている。他の選択肢では、研究成果や製品開発の結果を公表する形になるため、公表により、発明の新規性を喪失しないように、まずは「特許出願」をすることを考えている者が多いと思われる。なお、「その他」(28者)には、例えば、パートナーやクライアントなどとの関係による(3者)、発明者や研究者等による(3者)、学内での確認等を行う(2者)などがあつた。

国・地域別でも、すべての国・地域で、「特許出願」を選択した者の割合が多くなっている。中でも、欧州では70.9%の者が「特許出願」を選んでおり、他の国・地域よりも選んだ者の割合が多くなっている。欧州では、グレースピリオドの適用場面が展示会への展示や第三者による濫用に限られ、猶予期間も6ヶ月と短いなど、他の国・地域に比べてグレースピリオドの適用の要件が厳しいことが影響しているものと思われる。

所属別でも、すべての所属で「特許出願」を選択した者の割合が多くなっている。各所属を比較すると、特許/法律事務所が87.2%と最も多く、所属なし(個人発明家等)が77.8%、中小企業・スタートアップが73.8%でこれに続く。特許/法律事務所が割合が最も多くなったのは、特許出願の依頼が持ち込まれる場所という性質を有するためと思われる。大学/研究機関、その他(団体等)に関しては、「特許出願」を選んだ者は6割を下回り、上記の3つの所属に比べると他の選択肢を選んだ者が多くなっている。中でも「学術論文・雑誌への投稿、学会での発表」を選んだ者が多くなっており、その他(団体等)では27.3%、大学/研究機関では17.7%の者がこれを選んでいる。この2つの所属では論文発表等も重視されていることが伺える。また、中小企業・スタートアップ、その他(団体等)については、「共同研究者・ビジネスパートナーへの報告」を選んだ者が2割近くおり、これらの所属ではパートナーへの報告も重視されていることが伺える。

日本の所属別でも、回答のあつた所属すべてで「特許出願」を選択した者の割合が最も多くなっている。各所属を比較すると、所属なし(個人発明家等)が100%(ただし、回答はこの1件のみ)と最も多く、中小企業・スタートアップが71.0%、大学/研究機関が62.9%でこれに続く。中小企業・スタートアップでは、「共同研究者・ビジネスパートナーへの報告」を選択した者も22.6%おり、パートナーへの報告も重視されていることが伺える。また、大学/研究機関では、9.7%の者が「学術論文・雑誌への投稿、学会での発表」を選んでいる。

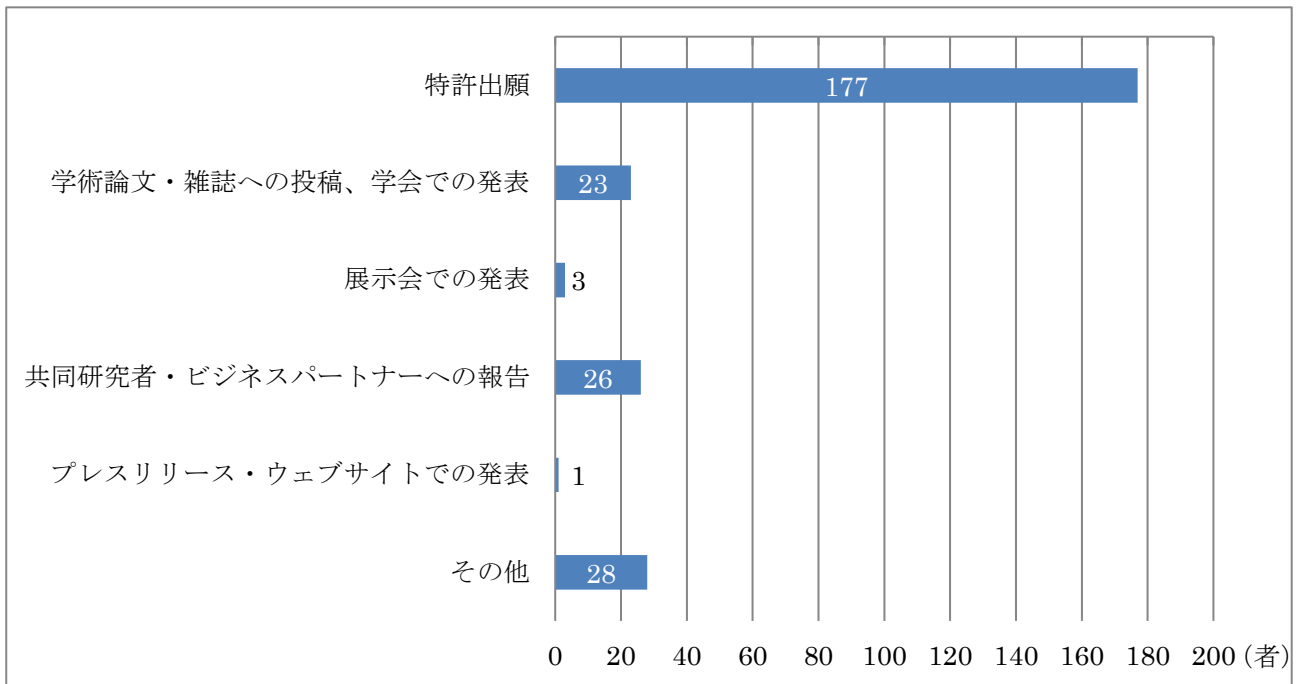
北米・豪州の所属別でも、回答のあつた所属すべてで「特許出願」を選択した者の割合が最も多くなっている。各所属を比較すると、所属なし(個人発明家等)が100%と最も多く(ただし、回答はこの1件のみ)、特許/法律事務所が75.0%、大学/研究機関が60.0%、中小企業・スタートアップが55.6%とこれに続く。大学/研究機関では、40.0%の者が「学術論文・雑誌への投稿、学会での発表」を選んでおり、論文発表等も重視されていることが伺える。また、中小企業・スタートアップでは、22.2%の者が「共同研究者・ビジネス

パートナーへの報告」を選んでおり、パートナーへの報告も重視されていることが伺える。

欧州の所属別でも、全ての所属で「特許出願」を選択した者の割合が最も多くなっている。各所属を比較すると、特許／法律事務所が90.3%と最も多く、中小企業・スタートアップが77.8%、所属なし（個人発明家等）が71.4%でこれに続く。大学／研究機関、その他（団体等）に関しては、「特許出願」を選んだ者は5割を下回る一方で、3割程度の者が「学術論文・雑誌への投稿、学会での発表」を選択しており、論文発表等も重視されていることが伺える。また、中小企業・スタートアップは14.3%の者、その他（団体等）については18.2%の者が「共同研究者・ビジネスパートナーへの報告」を選んでいる。

エストニアの所属別でも、回答のあったすべての所属で、「特許出願」を選択した者の割合が最も多くなっている。所属なし（個人発明家等）、その他（団体等）は、それぞれ「特許出願」1件のみであった。中小企業・スタートアップと大学／研究機関を比較すると、中小企業・スタートアップが54.5%、大学／研究機関が33.3%で、中小企業・スタートアップの方が「特許出願」を選んだ者の割合が多くなった。大学／研究機関については、「特許出願」を選んだ者の数と「学術論文・雑誌への投稿、学会での発表」を選んだ者の数は同じであり、論文発表等も重視されていることが伺える。また、中小企業・スタートアップについては、18.2%の者が「共同研究者・ビジネスパートナーへの報告」を選択している。

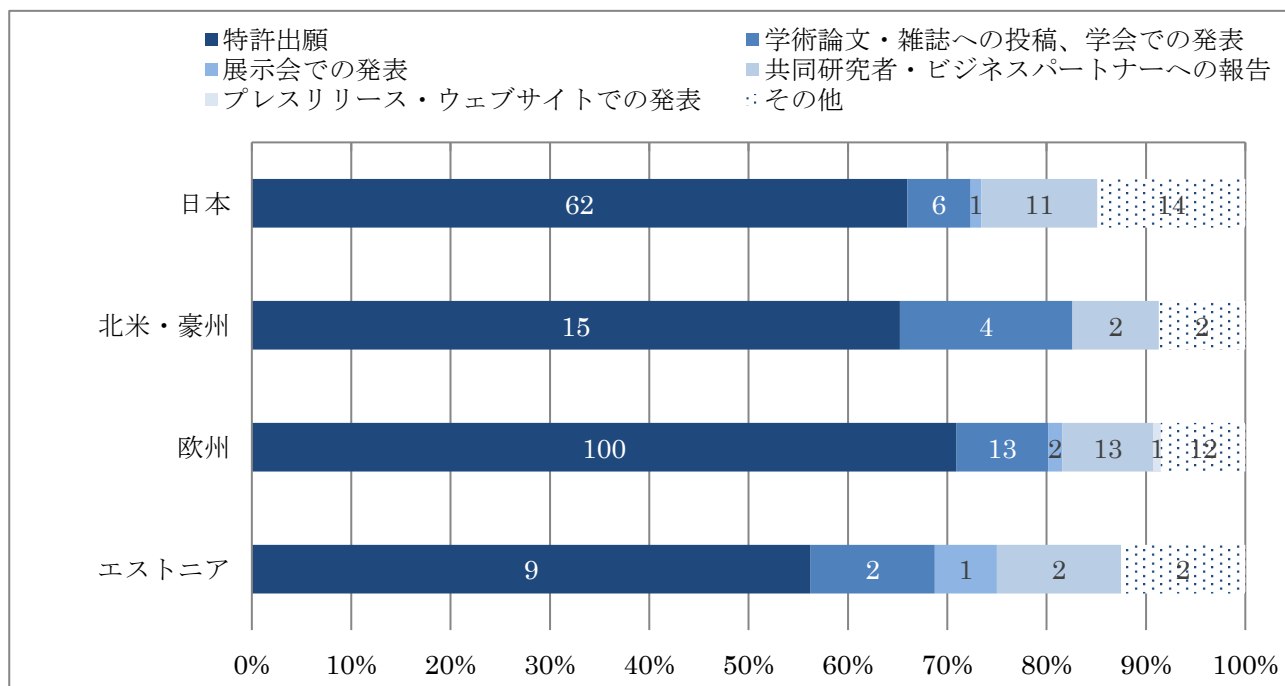
グラフ 2-1-1 研究成果や製品開発の結果が出た際の行動（全体）



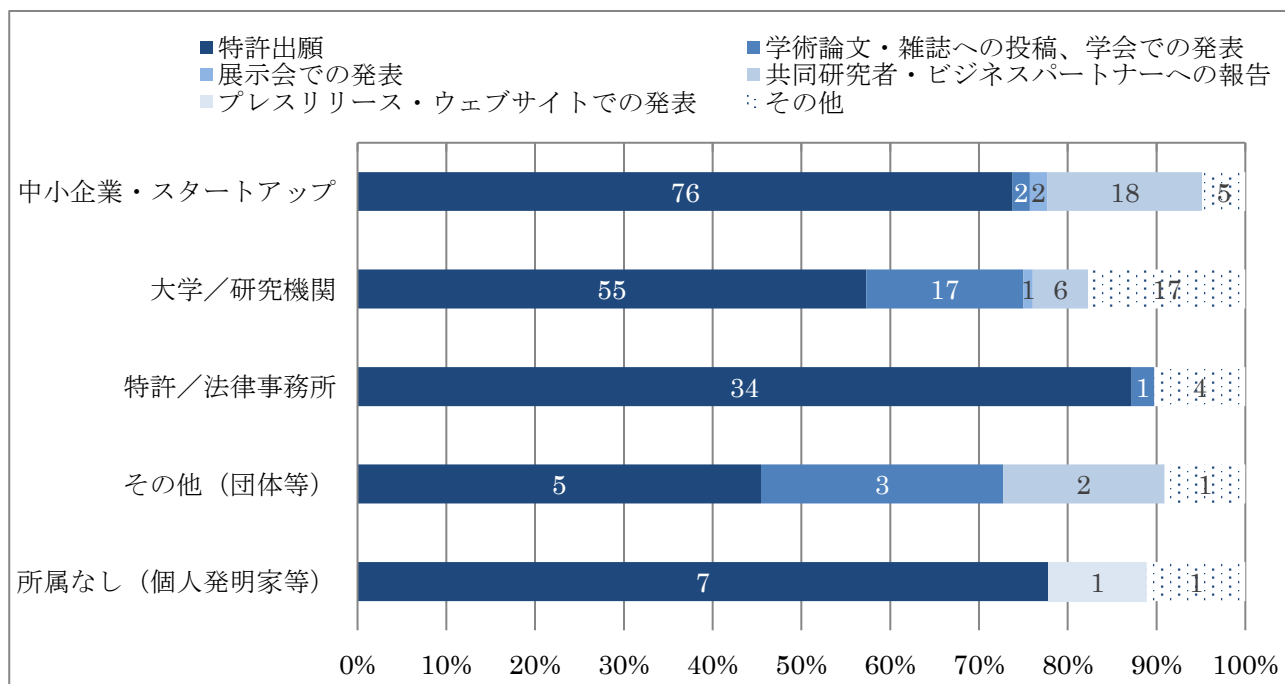
「その他」の内訳

- ・ パートナーやクライアントなどとの関係による（3者）
- ・ 発明者や研究者等による（3者）
- ・ 学内での確認等を行う（2者）
- ・ その他（20者）

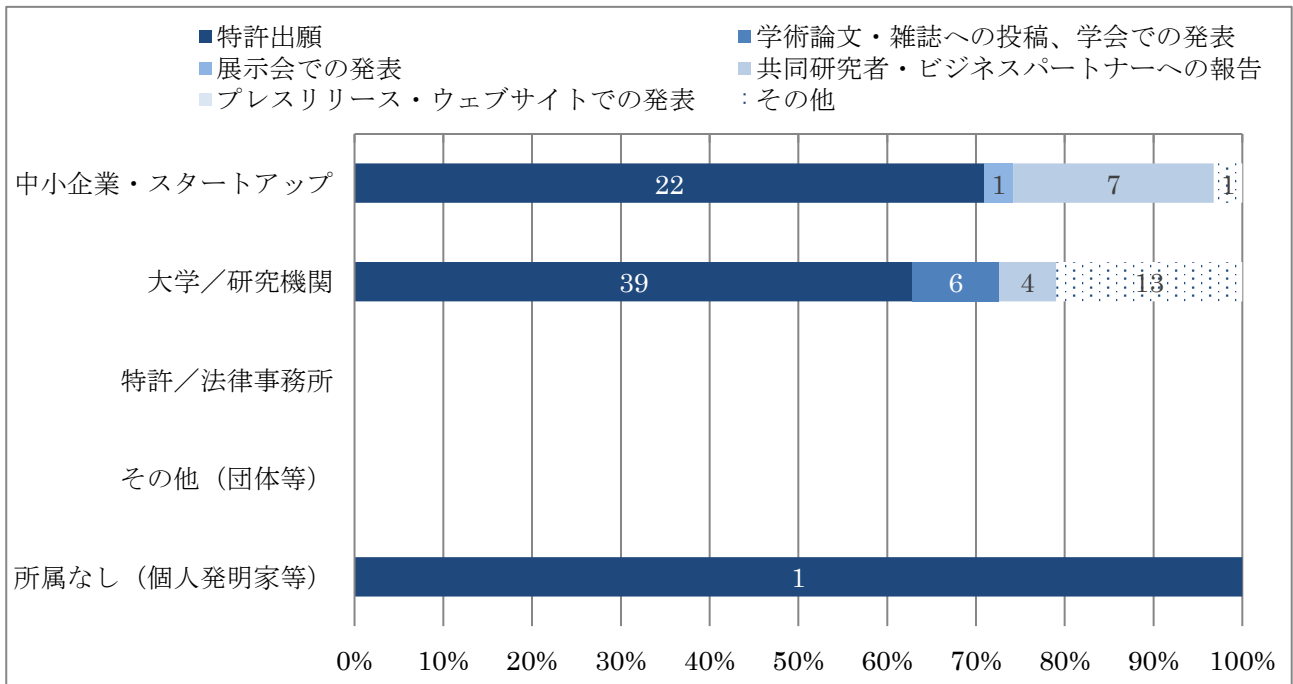
グラフ 2-1-2 研究成果や製品開発の結果が出た際の行動（国・地域別）



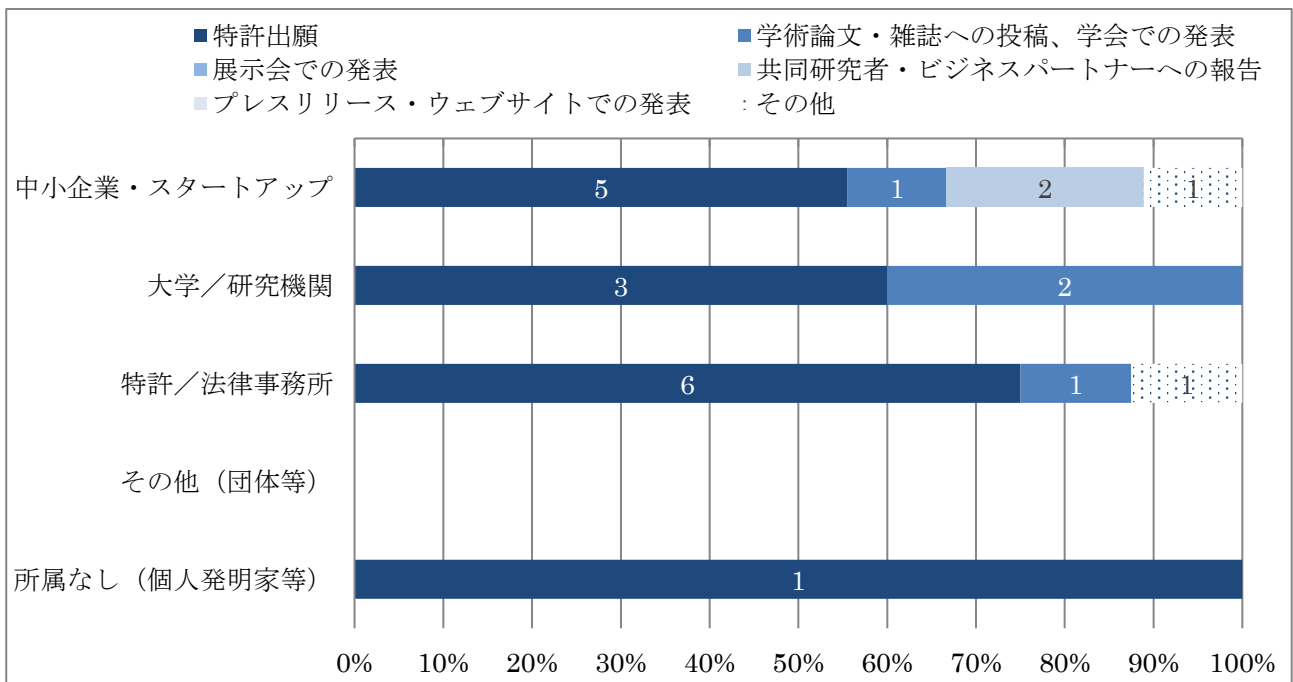
グラフ 2-1-3 研究成果や製品開発の結果が出た際の行動（所属別（全体））



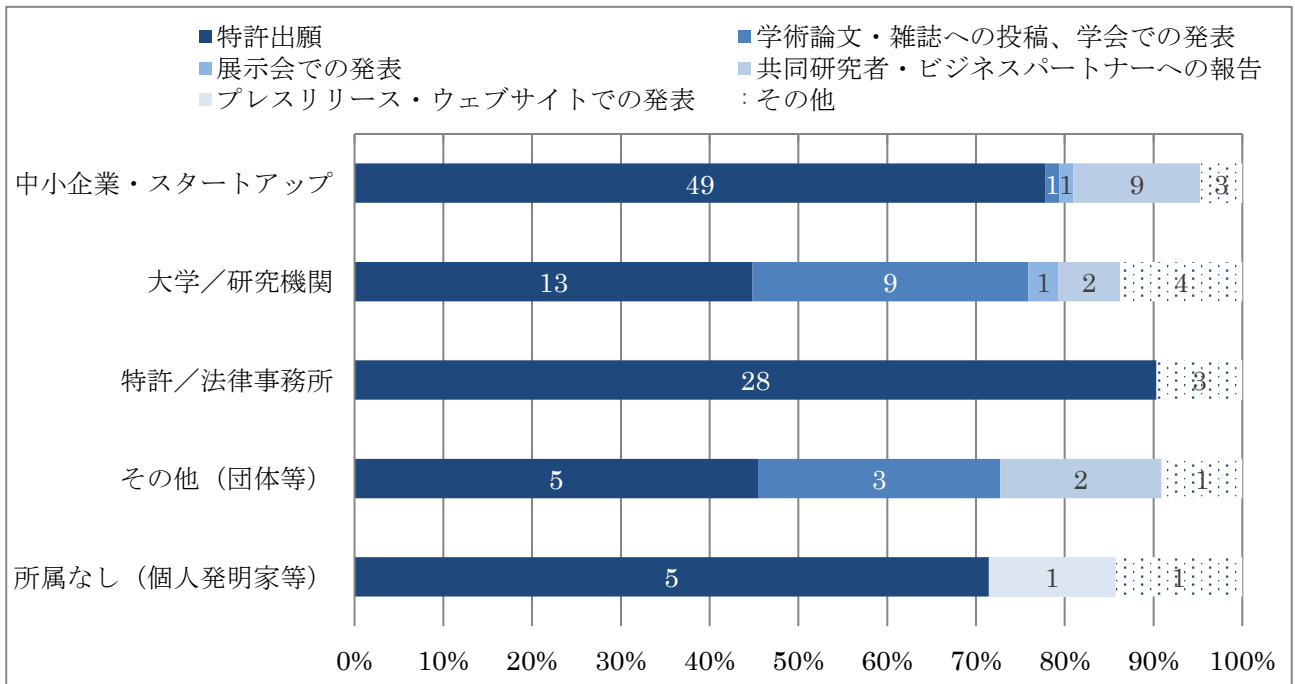
グラフ 2-1-4 研究成果や製品開発の結果が出た際の行動（所属別（日本））



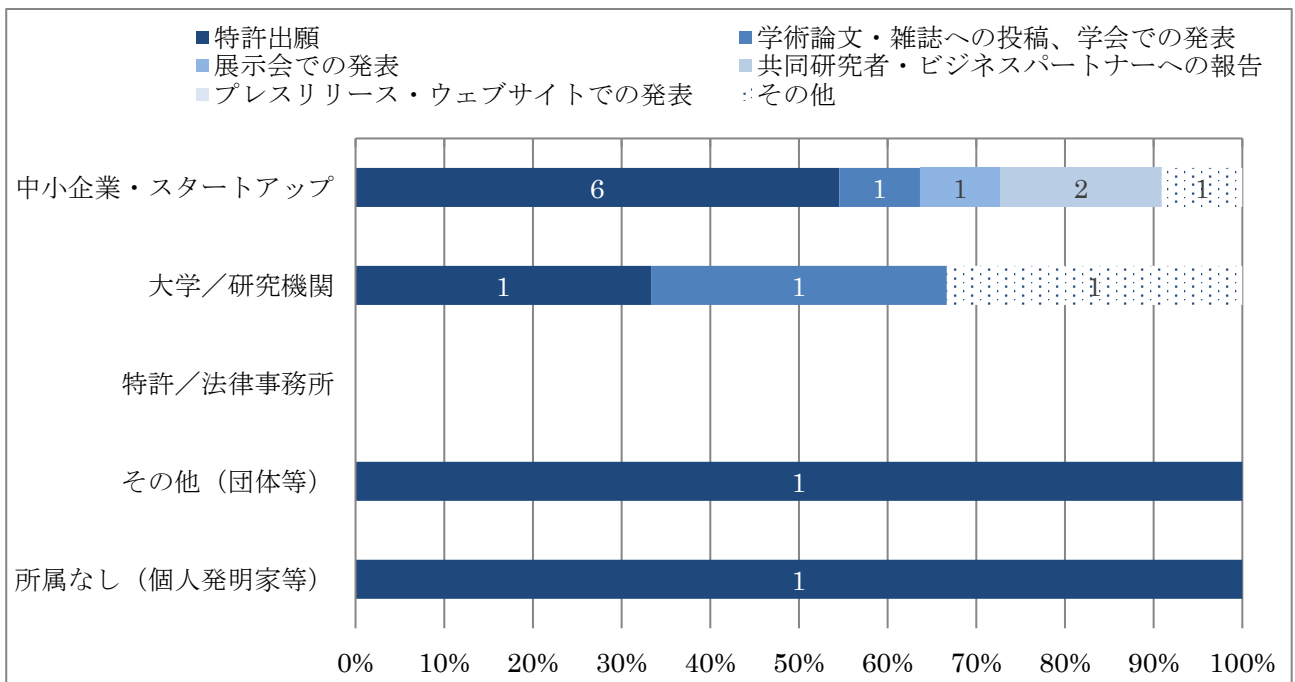
グラフ 2-1-5 研究成果や製品開発の結果が出た際の行動（所属別（北米・豪州））



グラフ 2-1-6 研究成果や製品開発の結果が出た際の行動（所属別（欧州））



グラフ 2-1-7 研究成果や製品開発の結果が出た際の行動（所属別（エストニア））



(2) 報告や発表の際に気を付けている点

Q5A Q5で「特許出願」以外を選んだ方にお尋ねします。報告や発表の際に気を付けていることがありますか。(複数回答)

全体では、①「発表日の前に特許を出願」が32.5%と最も多く、②「発明の主要部を発表の対象としない」が30.6%、③「守秘義務契約を締結」が25.0%でこれに続き、これら①～③で回答全体の88.1%を占める。前問で「特許出願」以外を選択した者も、発明の新規性を喪失しないように意識をしているものと思われる。なお、「その他」(15件)には、例えば、予算管理・今後のスケジュール等(1件)、規則・契約に従い遂行すること(1件)などがあった。

国・地域別でも、すべての国・地域で、上記①～③が回答の8割以上を占めた。

所属別でも、上記①～③が各所属の回答の6割以上を占めている。中小企業・スタートアップについては、「守秘義務契約を締結」が28.0%あった。

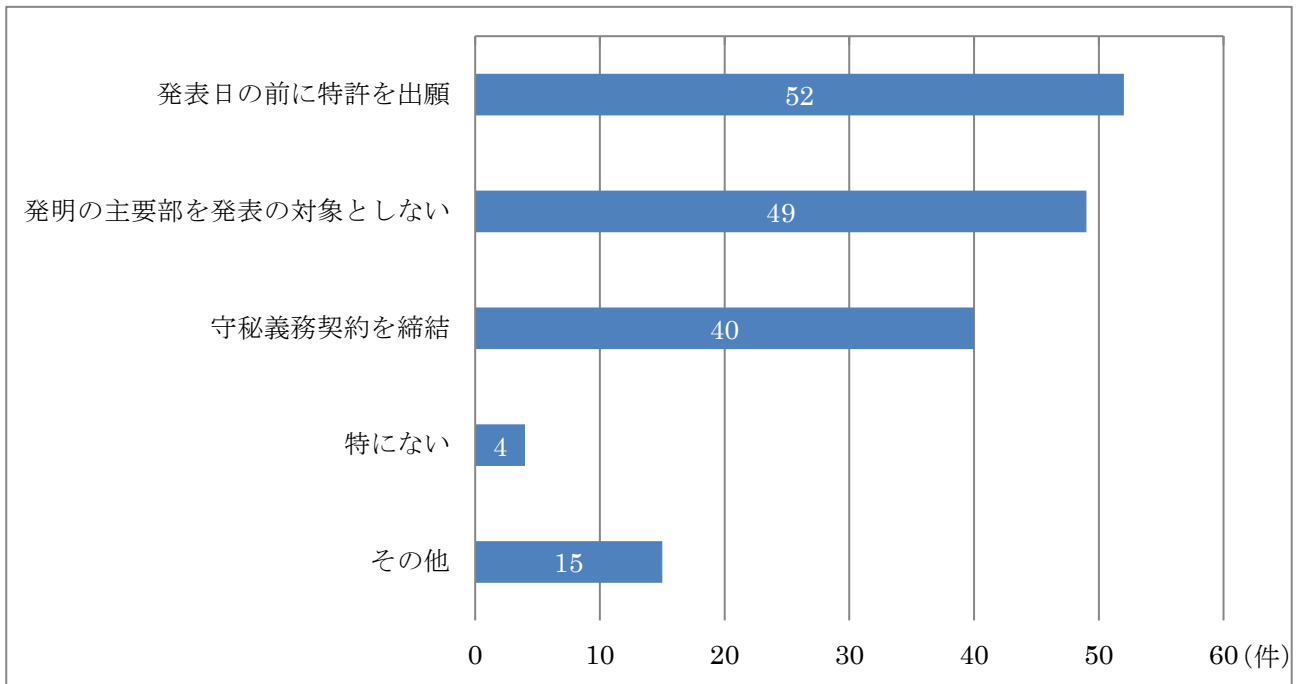
日本の所属別でも、回答のあったすべての所属で、上記①～③が回答の8割以上を占めた。

北米・豪州の所属別でも、回答のあったすべての所属で、上記①～③が回答の7割以上を占めた。

欧州の所属別でも、すべての所属で、上記①～③が回答の6割以上を占めた。

エストニアの所属別では、中小企業・スタートアップで、上記①～③が回答の8割以上を占めた。大学／研究機関については、上記②の回答と上記③の回答が1件ずつあった。

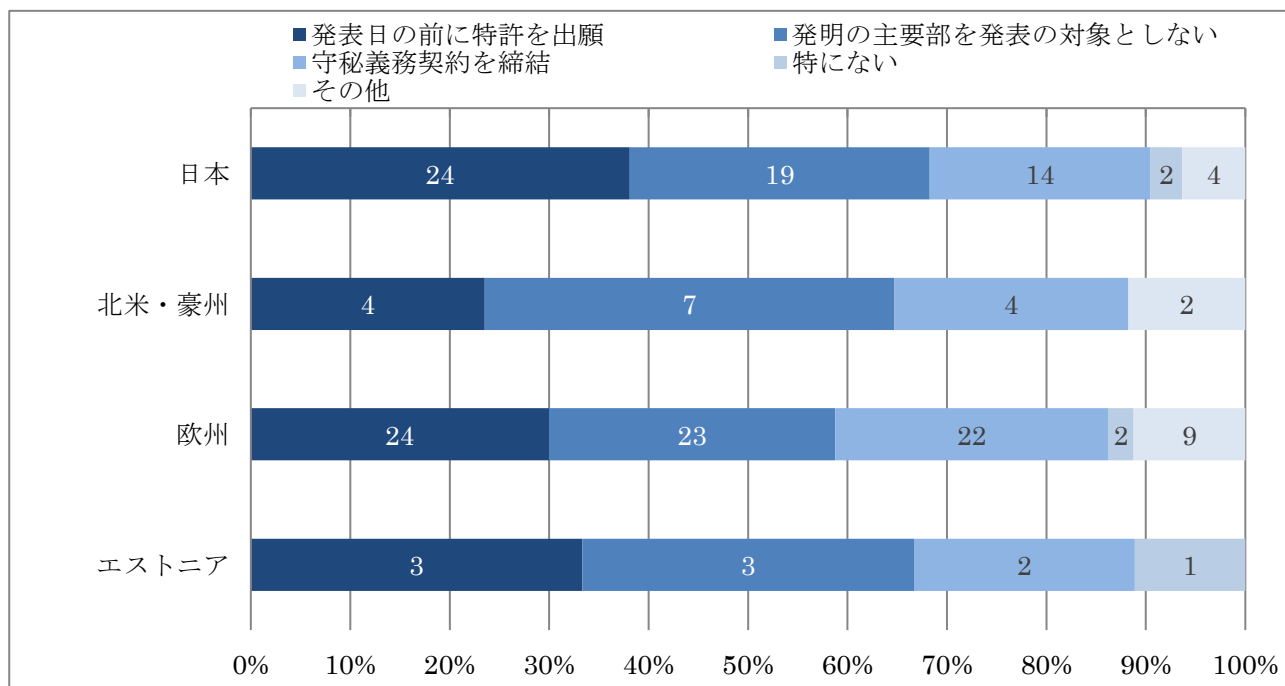
グラフ 2-2-1 報告や発表の際に気を付けている点（全体）



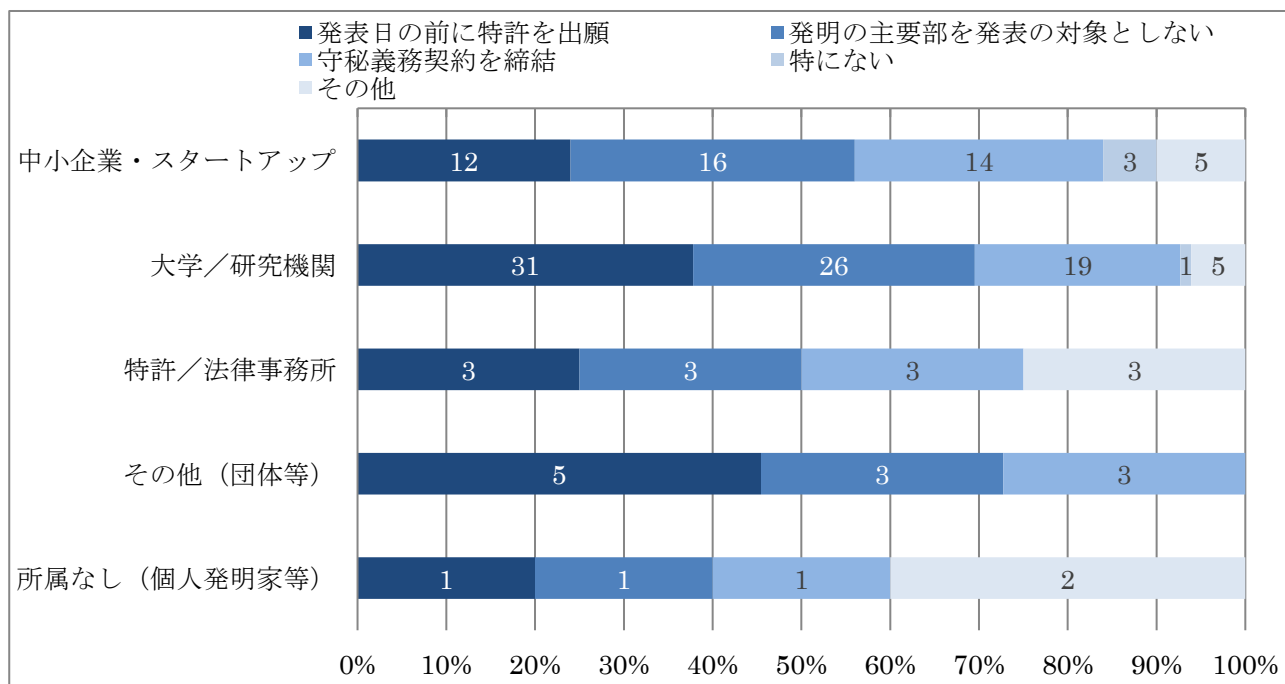
「その他」の内訳

- ・ 予算管理・今後のスケジュール等（1件）
- ・ 規則・契約に従い遂行すること（1件）
- ・ 競合他社よりも迅速な製品開発（1件）
- ・ 製品の部品を製造できる企業とのネットワークを構築する（1件）
- ・ その他（11件）

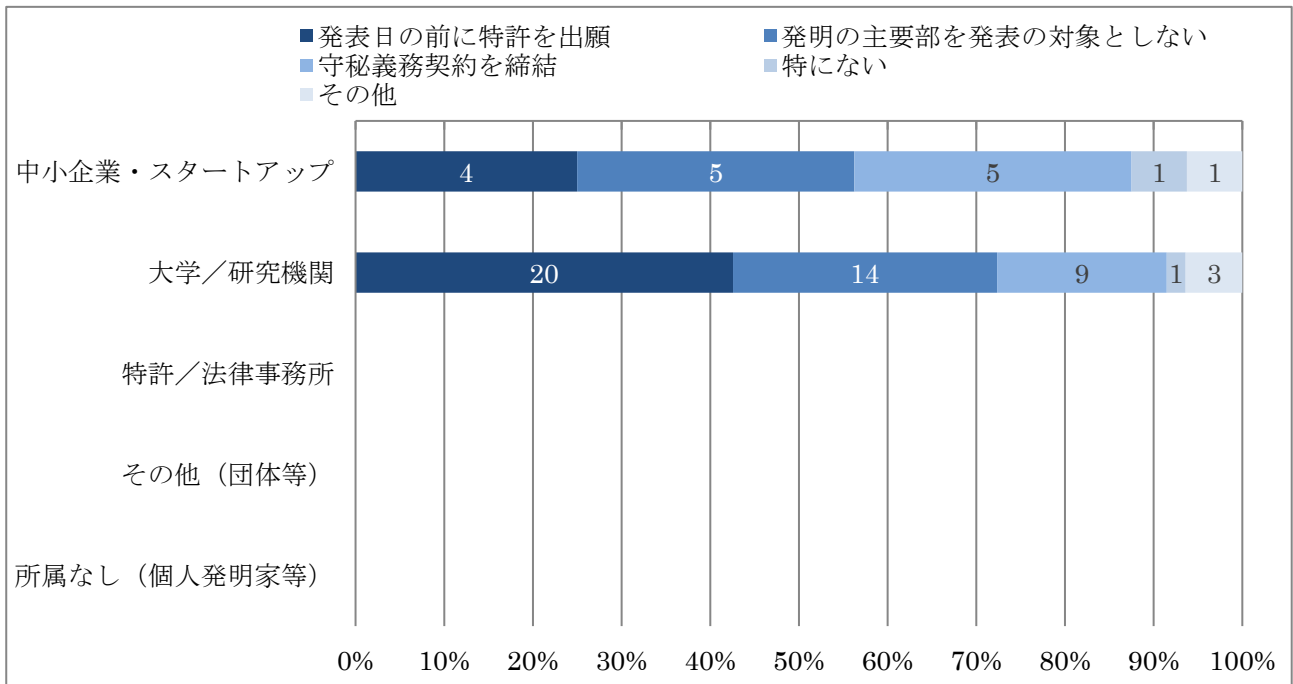
グラフ 2-2-2 報告や発表の際に気を付けている点（国・地域別）



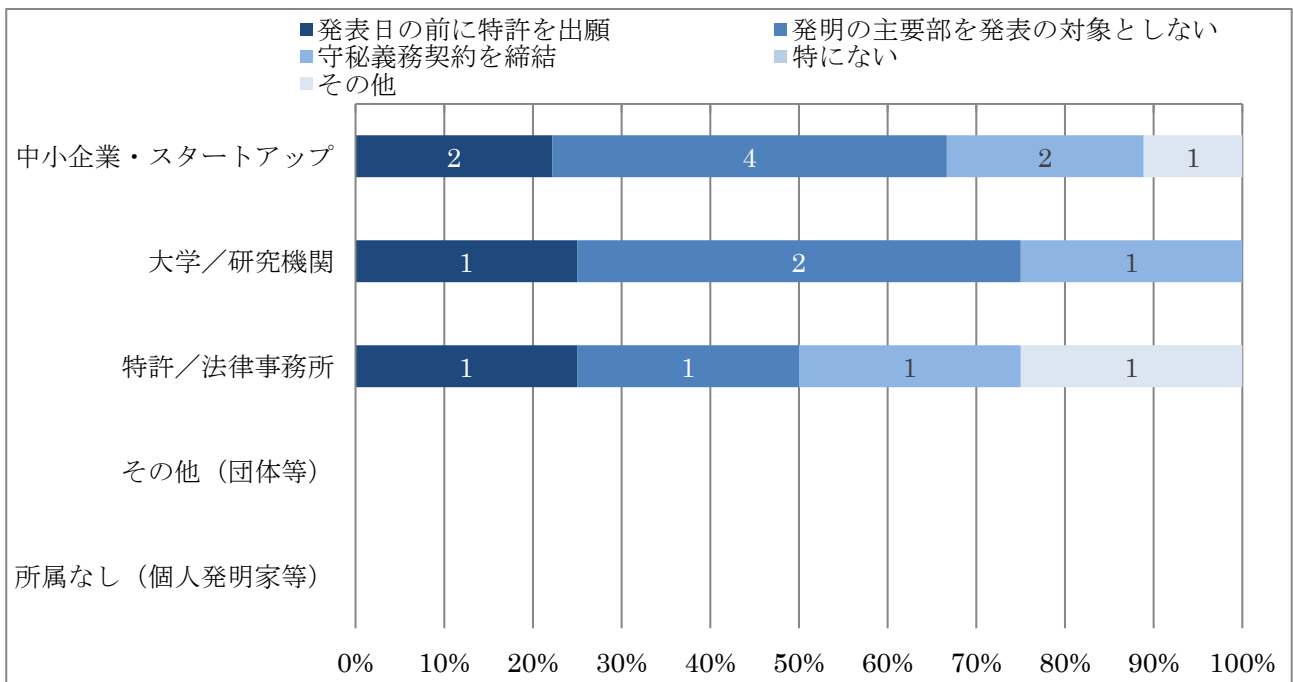
グラフ 2-2-3 報告や発表の際に気を付けている点（所属別（全体））



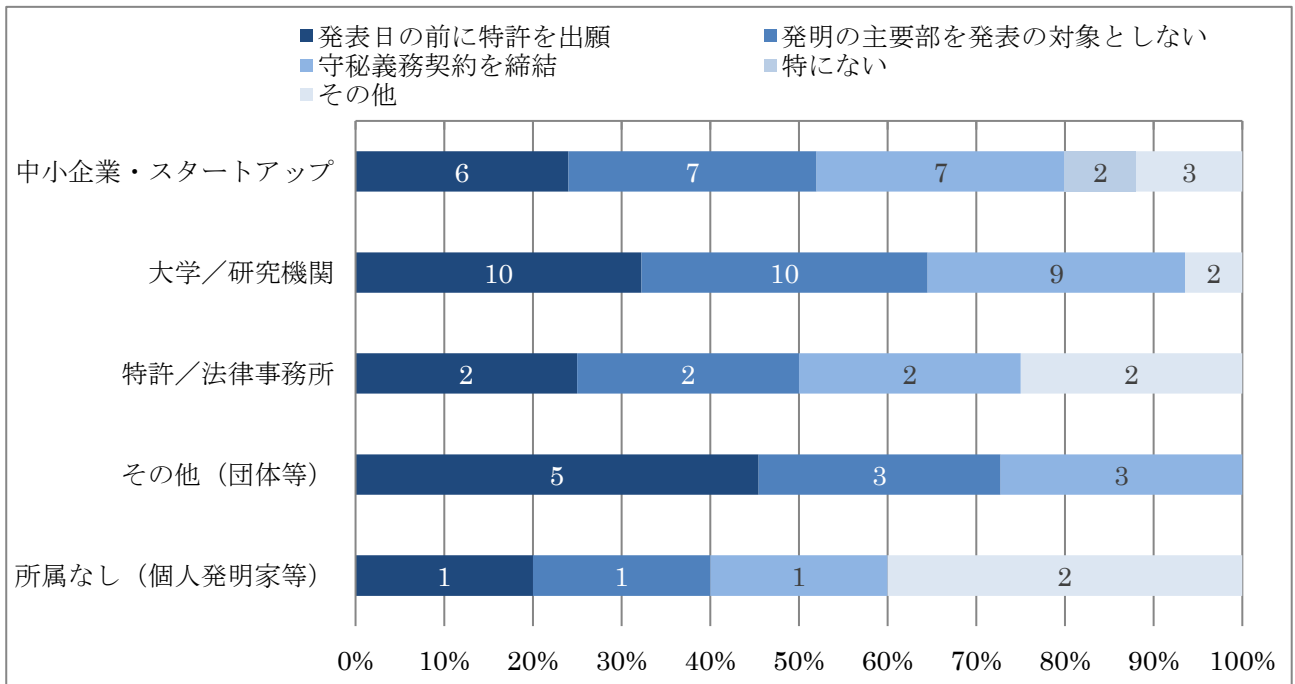
グラフ 2-2-4 報告や発表の際に気を付けている点（所属別（日本））



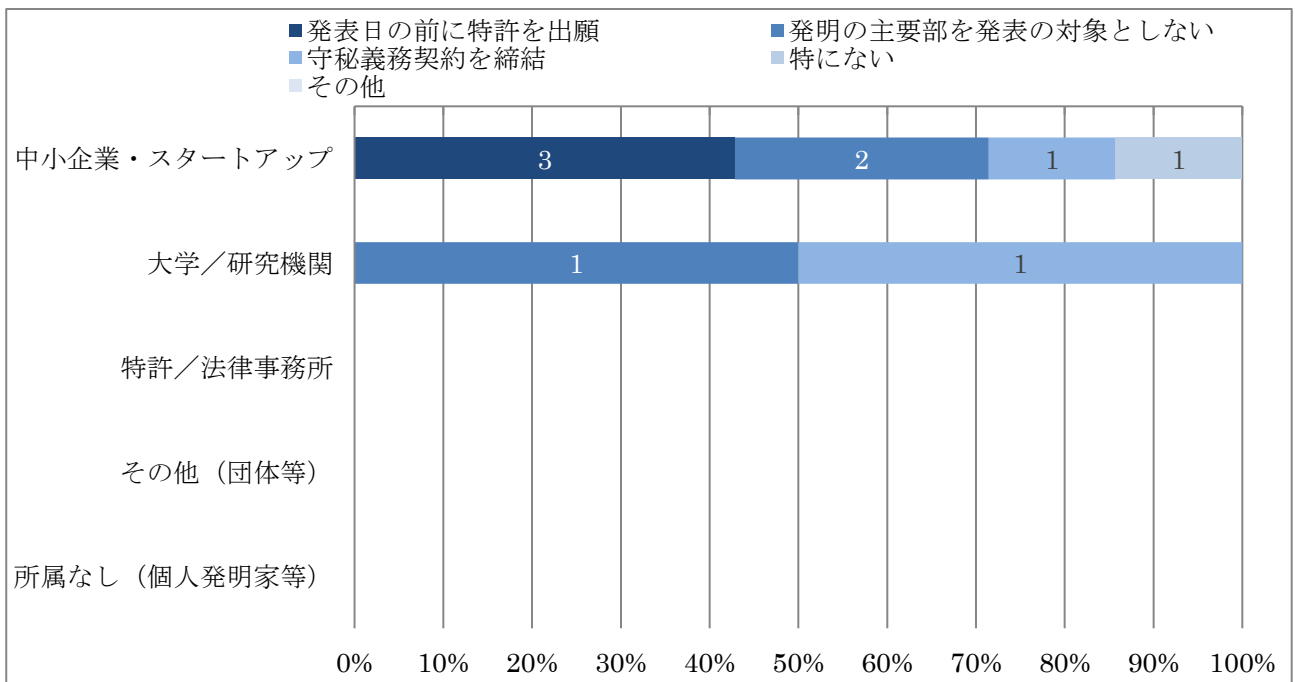
グラフ 2-2-5 報告や発表の際に気を付けている点（所属別（北米・豪州））



グラフ 2-2-6 報告や発表の際に気を付けている点（所属別（欧州））



グラフ 2-2-7 報告や発表の際に気を付けている点（所属別（エストニア））



(3) 特許出願ができなかった経験がありますか

Q6 あなたは特許出願をしたくてもできなかったことはありますか。

全体では、「はい」を選んだ者が64.0%で「いいえ」を選んだ者の1.7倍以上になっており、多くの者が特許出願したくてもできなかった経験を持つことが読み取れる。

国・地域別でも、「はい」を選んだ者がすべての国・地域で「いいえ」を選んだ者より多くなっている。中でも、欧州では、69.5%の者が「はい」を選んでおり、他の国・地域よりも割合が多くなっている。欧州に関しては、他の国・地域に比べてグレースピリオドの適用要件が厳しいことも影響しているものと思われる。

所属別でも、すべての所属で、「はい」を選んだ者が「いいえ」を選んだ者より多くなっている。各所属を比較すると、特許／法律事務所で74.4%、大学／研究機関で69.8%、所属なし（個人発明家等）で66.7%の者が「はい」を選んでいる。特許／法律事務所で「はい」の割合が多くなったのは、特許出願が難しいケースなどが相談で持ち込まれるからではないかと推測される。中小企業・スタートアップに関しては、「はい」を選んだ者は54.4%にとどまっており、各所属の中で最も割合が少なくなった。

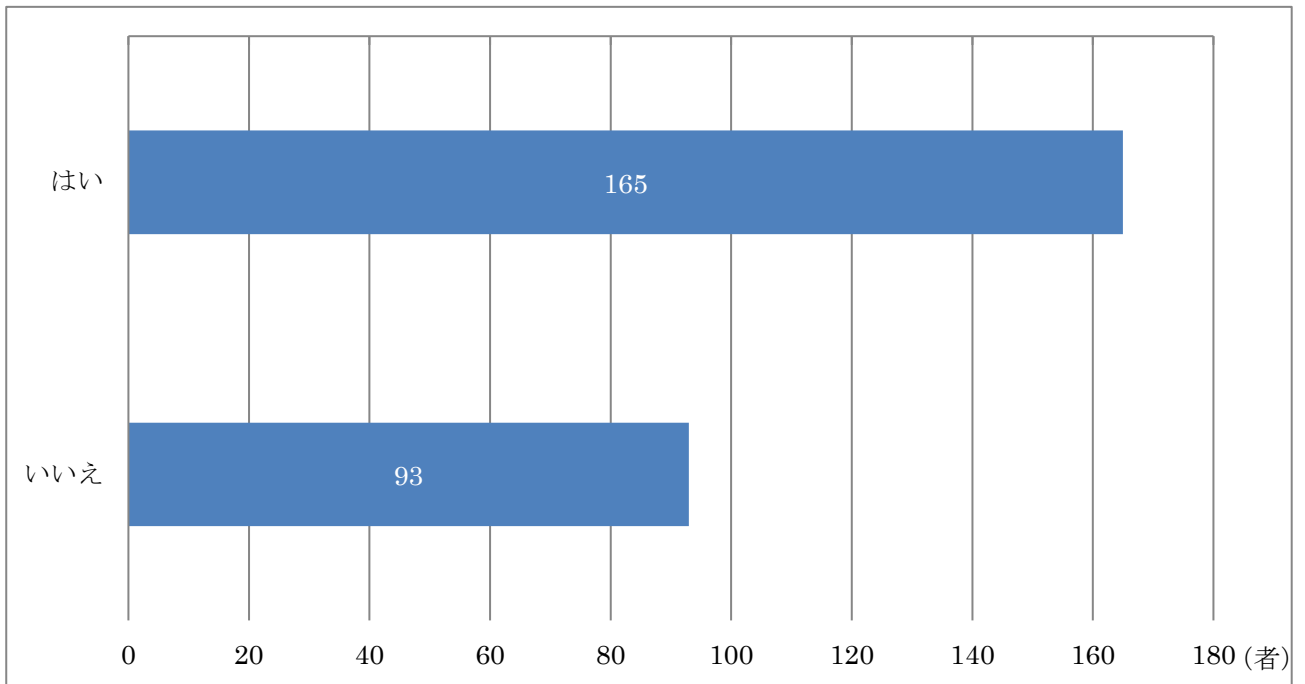
日本の所属別では、大学／研究機関、所属なし（個人発明家等）では、「はい」を選んだ者が「いいえ」を選んだ者よりも多くなった。一方で、中小・スタートアップについては、「いいえ」を選んだ者が54.8%で「はい」を選んだ者よりも多くなった。

北米・豪州の所属別では、特許／法律事務所では「はい」を選んだ者が87.5%で「いいえ」を選んだ者よりも多くなった。一方で、中小企業・スタートアップ、大学／研究機関では、6割以上の者が「いいえ」を選び、所属なし（個人発明家等）では、全回答者が「いいえ」を選んだ（ただし1件のみ）。

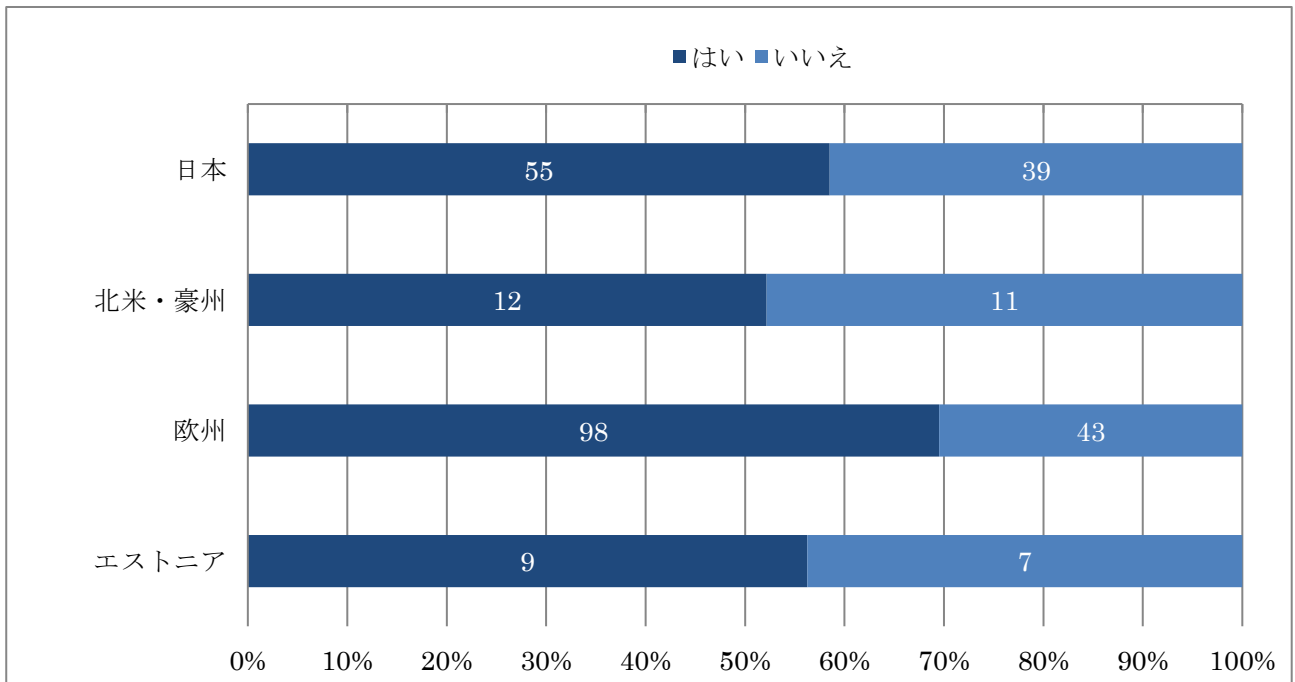
欧州の所属別では、「はい」を選んだ者がすべての所属で少なくとも6割以上に上った。特に、大学／研究機関では、86.2%の者が「はい」を選んでおり、特許出願したくてもできなかった経験を持つ者が多いことが読み取れる。一方で、中小企業・スタートアップ、その他（団体等）に関しては、「はい」が6割程度にとどまっている。

エストニアの所属別では、中小企業・スタートアップ、その他（団体等）、所属なし（個人発明家等）で、「はい」を選んだ者が「いいえ」を選んだ者よりも多くなった。一方、大学／研究機関では、66.7%が「いいえ」を選んでおり、「はい」を選んだ者よりも多くなった。

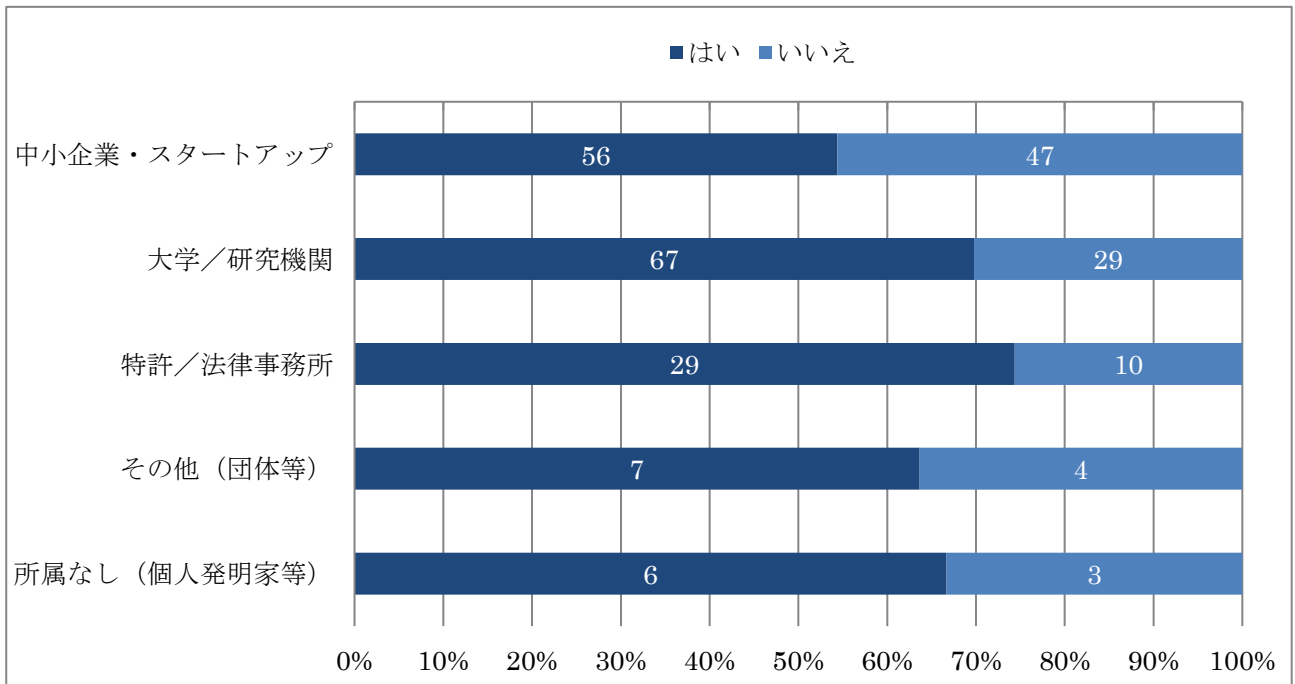
グラフ 2-3-1 特許出願ができなかった経験がありますか（全体）



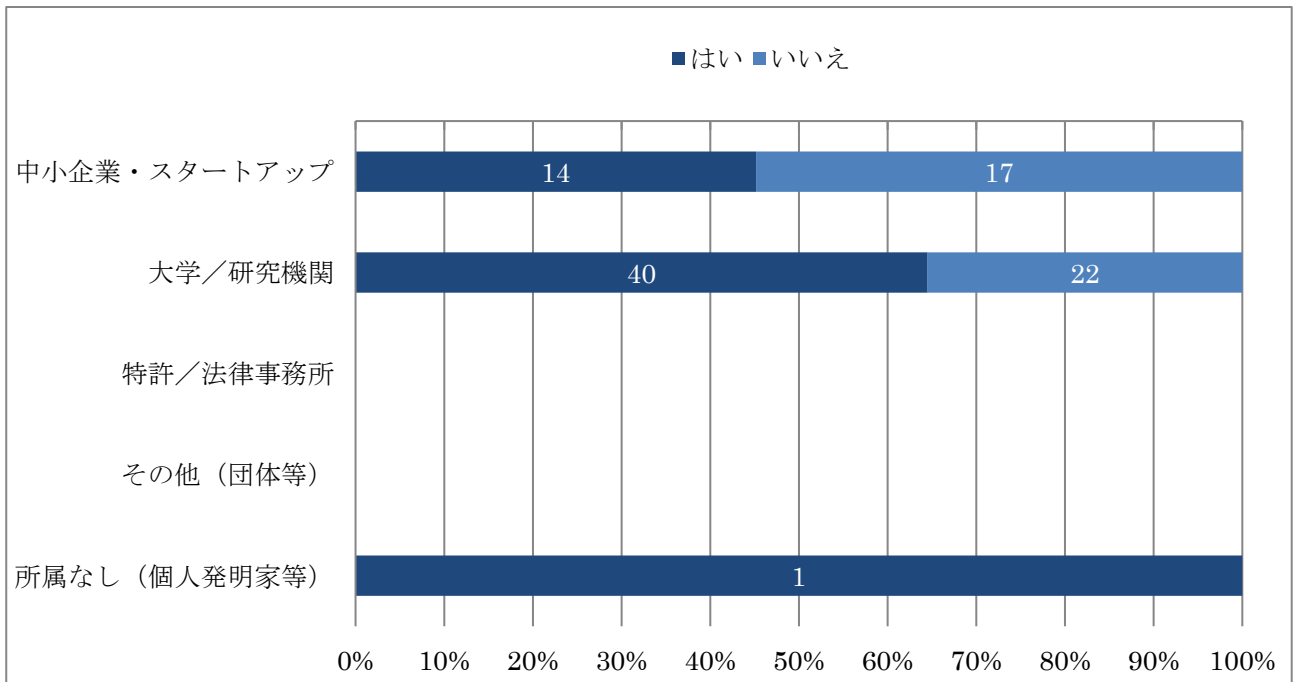
グラフ 2-3-2 特許出願ができなかった経験がありますか（国・地域別）



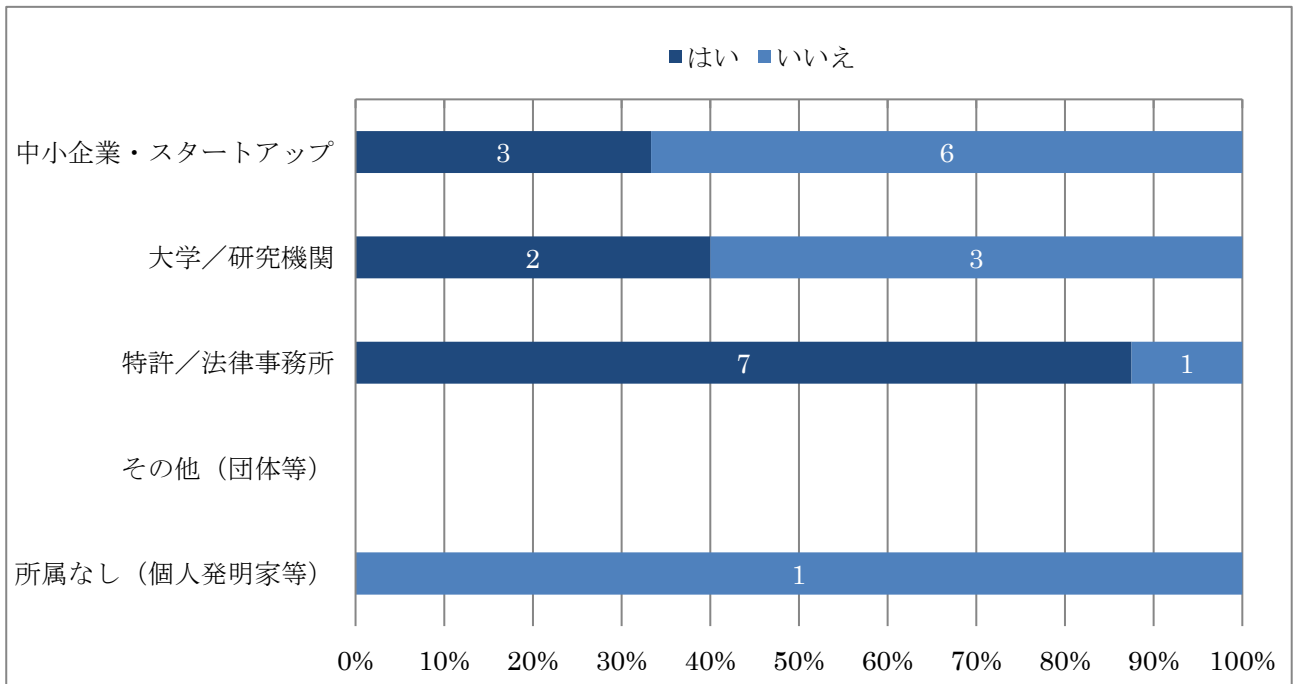
グラフ 2-3-3 特許出願ができなかった経験がありますか（所属別（全体））



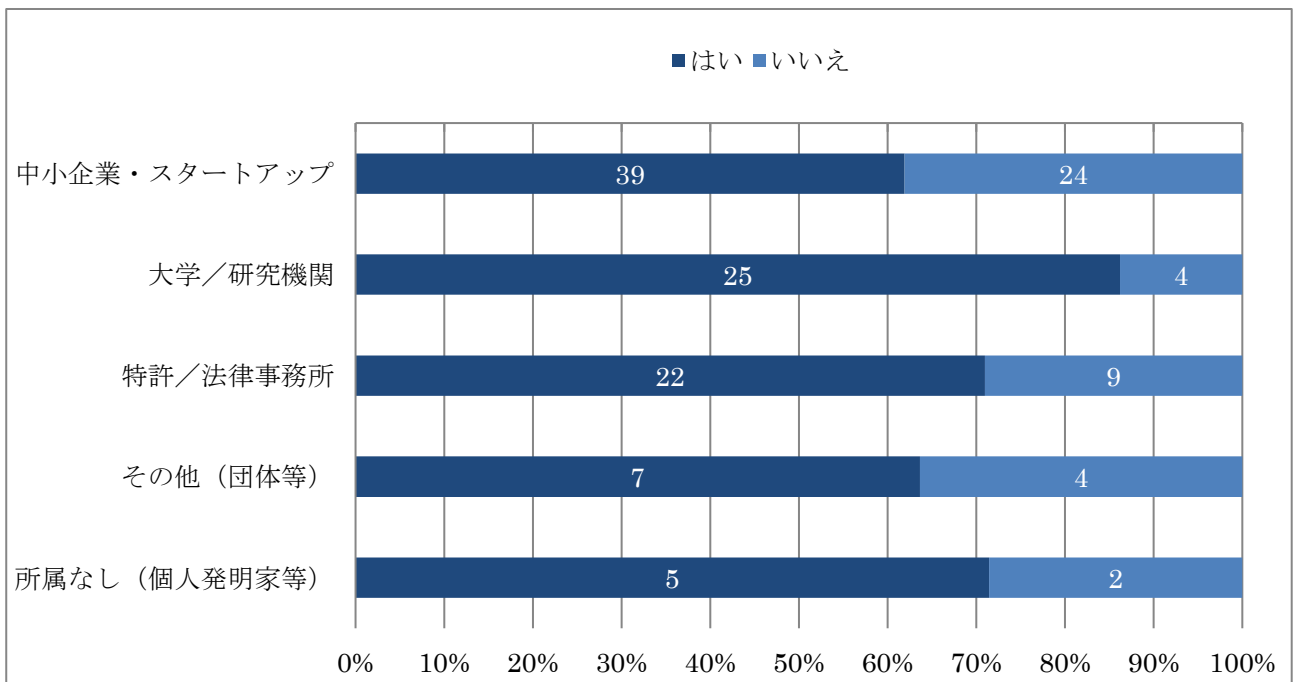
グラフ 2-3-4 特許出願ができなかった経験がありますか（所属別（日本））



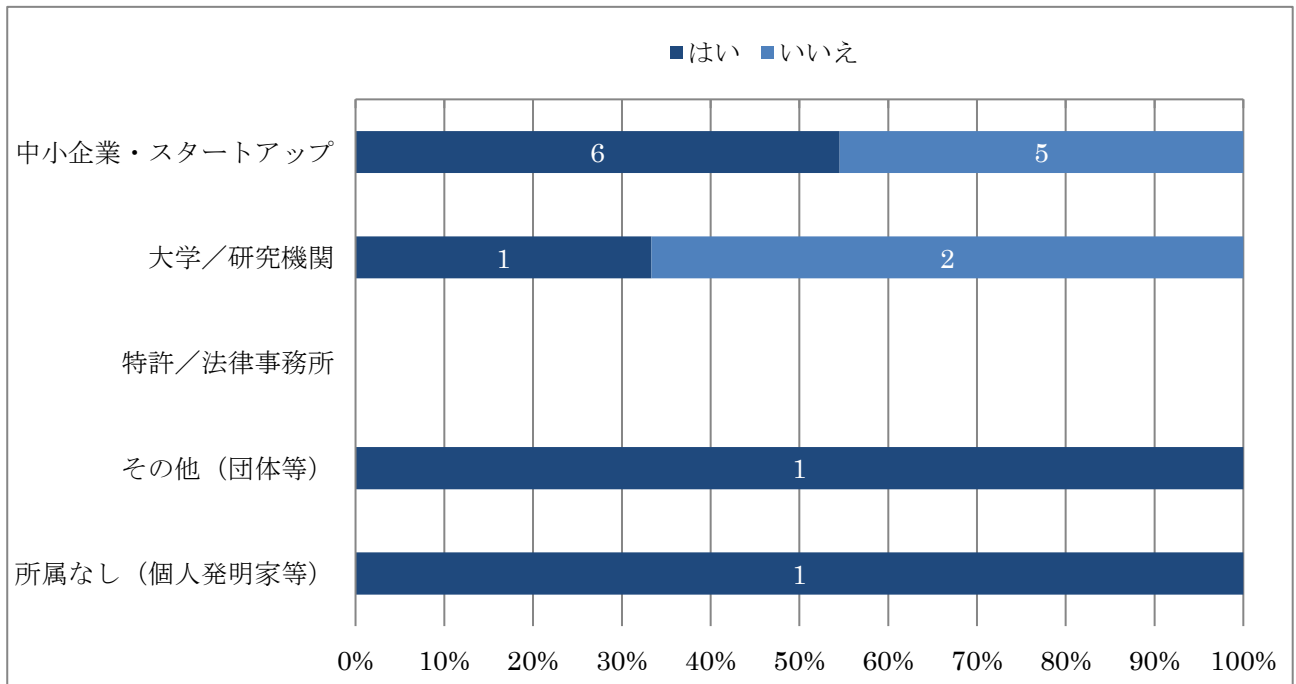
グラフ 2-3-5 特許出願ができなかった経験がありますか（所属別（北米・豪州））



グラフ 2-3-6 特許出願ができなかった経験がありますか（所属別（欧州））



グラフ 2-3-7 特許出願ができなかった経験がありますか（所属別（エストニア））



(4) 特許出願ができなかった理由

Q6A Q6で「はい」と回答した方にお尋ねします。「はい」と回答した理由は何ですか。
(複数回答)

全体では、「資金不足(出願等の手続費用、弁理士費用等)」が38.8%で最も多かったが、「発明者本人の時間がない」も16.8%を占めた。資金不足だけでなく、時間的な余裕のなさも特許出願の障壁となっていることが読み取れる。なお、「その他」(68件)には、例えば、技術の開示(意図しないものも含む)(35件)、グレースピリオドを過ぎてしまっていたため(5件)などがあった。技術を開示したために発明の新規性を喪失して出願できなかったケースが少なからずあるものと思われる。また、ユーザーの必要とする猶予期間よりも、実際の制度の猶予期間が短く、出願できなかったケースもあると思われる。

国・地域別でも、すべての国・地域で、「資金不足(出願等の手続費用、弁理士費用等)」が占める割合が最も多くなり、これに「その他」、「発明者本人の時間がない」が続く。各国・地域で比較すると、「資金不足(出願等の手続費用、弁理士費用等)」が占める割合が最も多いのは日本(44.1%)で、これに北米・豪州(42.9%)が続く。また、北米・豪州、欧州、エストニアでは「発明者本人の時間がない」が2割程度を占めた。

所属別でも、全ての所属で、「資金不足(出願等の手続費用、弁理士費用等)」が占める割合が多くなった。各所属で比較すると、「資金不足(出願等の手続費用、弁理士費用等)」が占める割合が最も多いのは特許/法律事務所(47.7%)で、これに所属なし(個人発明家等)(44.4%)、大学/研究機関(40.4%)が続く。一方、中小企業・スタートアップは、各所属の中で「資金不足(出願等の手続費用、弁理士費用等)」が占める割合31.6%で最も少なくなった。また、「発明者本人の時間がない」は各所属で見られ、最も占める割合が多いのは中小企業・スタートアップ(20.3%)で、これに特許/法律事務所(15.9%)、大学/研究機関(15.7%)が続く。発明者の時間的余裕のなさについては、中小企業・スタートアップの方が大学/研究機関よりも深刻であることが読み取れる。

日本の所属別では、所属なし(個人発明家等)を除いた回答のあった所属で、「資金不足(出願等の手続費用、弁理士費用等)」が占める割合が最も多くなった。中小企業・スタートアップと大学/研究機関を比較すると、「資金不足(出願等の手続費用、弁理士費用等)」が占める割合はともに4割程度であったが、「発明者本人の時間がない」については、中小企業・スタートアップで5.6%なのに対し、大学/研究機関では14.3%と1割近く多くなっており、発明者本人の時間的余裕のなさに関しては、大学/研究機関の方が中小企業・スタートアップよりも深刻であることが読み取れる。

北米・豪州の所属別では、回答の有ったすべての所属で「資金不足(出願等の手続費用、弁理士費用等)」が占める割合が最も多くなった。各所属で比較すると、「資金不足(出願等の手続費用、弁理士費用等)」が占める割合が最も多かったのは中小企業・スタートアップ(50.0%)で、これに特許/法律事務所(46.2%)、大学/研究機関(25.0%)が続く。「発明者本人の時間がない」は回答のあったすべての所属で見られ、これらの所属では、時間的余裕のなさも特許出願の障壁となっていることが読み取れる。

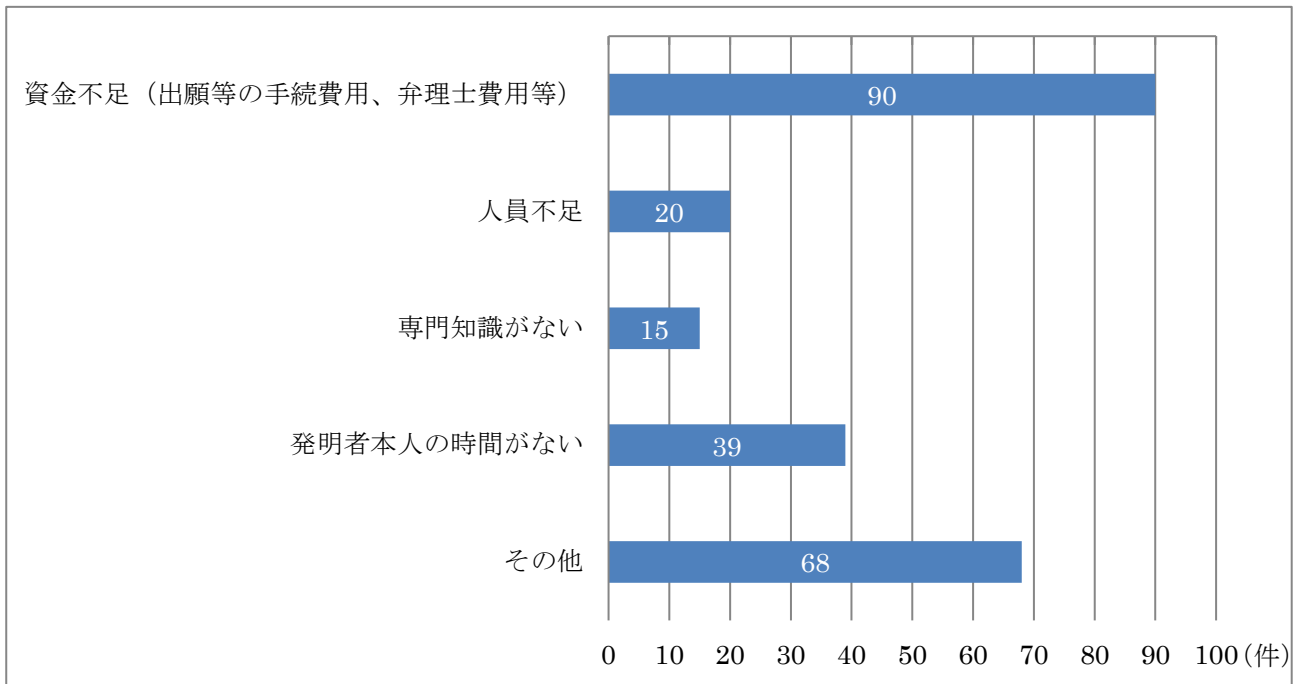
欧州の所属別では、「その他」を除くと、全ての所属で「資金不足(出願等の手続費用、弁理士費用等)」が占める割合が最も多くなった。各所属で比較すると、「資金不足(出願

等の手続費用、弁理士費用等)」が占める割合が最も多かったのは所属なし(個人発明家等) (50.0%) で、特許／法律事務所 (48.4%)、その他(団体等) (36.4%)、大学／研究機関 (36.1%) がこれに続く。一方、中小企業・スタートアップは、26.3%で各所属の中で「資金不足(出願等の手続費用、弁理士費用等)」が占める割合が最も少なくなった。また、「発明者本人の時間がない」は各所属で見られ、最も占める割合が多いのは中小企業・スタートアップ (24.6%) で、これに大学／研究機関 (16.7%)、特許／法律事務所 (16.1%) が続く。発明者の時間的余裕のなさについては、中小企業・スタートアップの方が大学／研究機関よりも深刻であることが読み取れる。

エストニアの所属別では、中小企業・スタートアップ、大学／研究機関、その他(団体等)で、「資金不足(出願等の手続費用、弁理士費用等)」が占める割合が最も多くなった。

「発明者本人の時間がない」は、中小企業・スタートアップ、大学／研究機関で見られ、これらの所属では、時間的余裕のなさも特許出願の障壁となっていることが読み取れる。

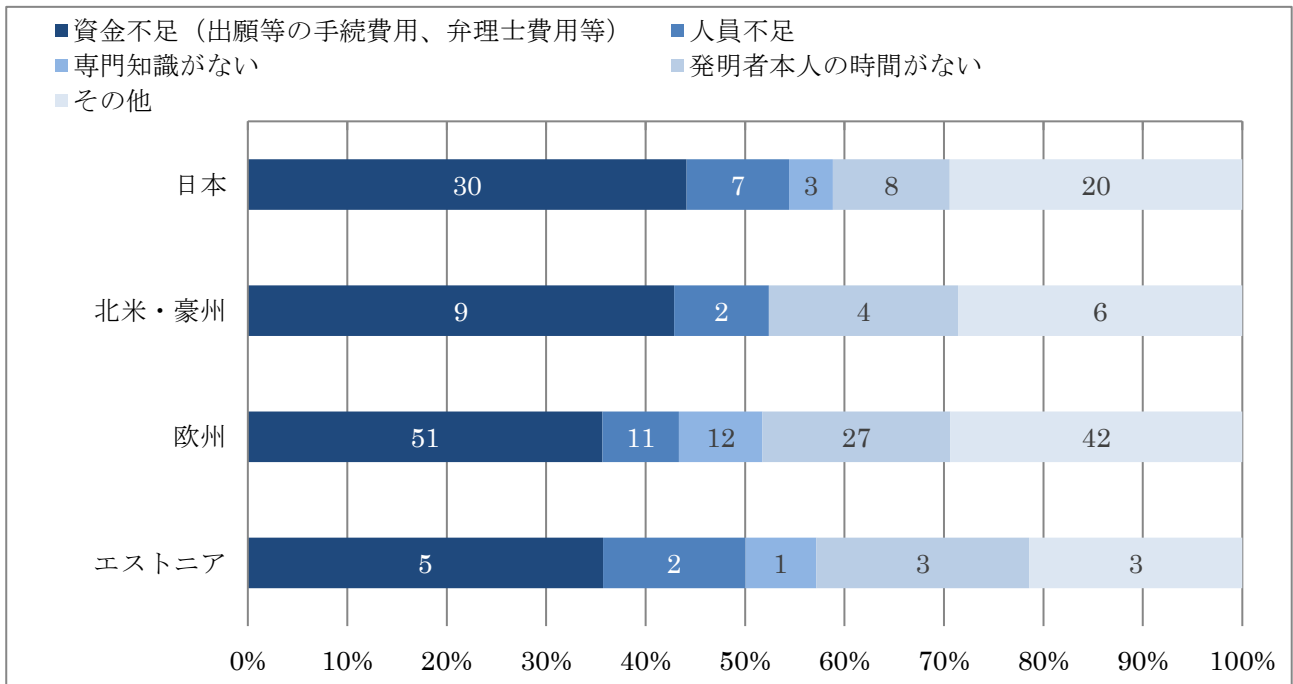
グラフ 2-4-1 特許出願ができなかった理由（全体）



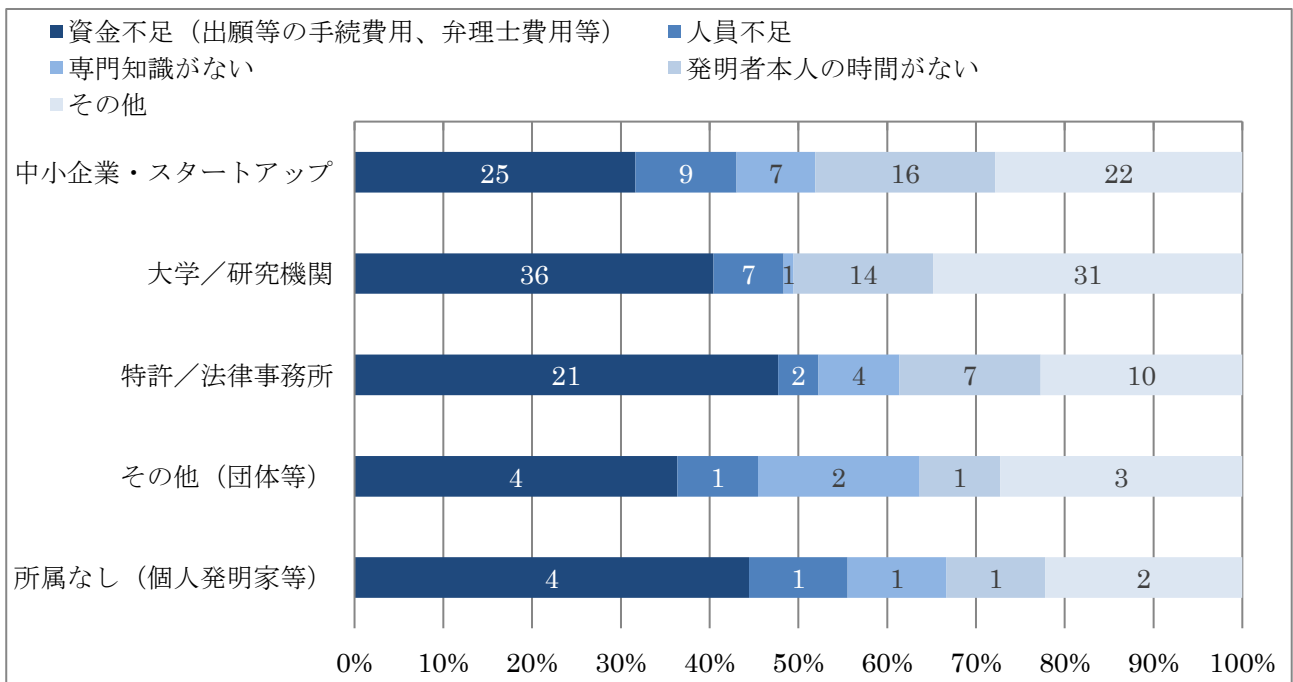
「その他」の内訳

- ・ 技術の開示（意図しないものも含む）（35件）
- ・ グレースピリオドを過ぎてしまっていたため（5件）
- ・ 学内で認められなかったため（2件）
- ・ グレースピリオドの欠如（1件）
- ・ その他（25件）

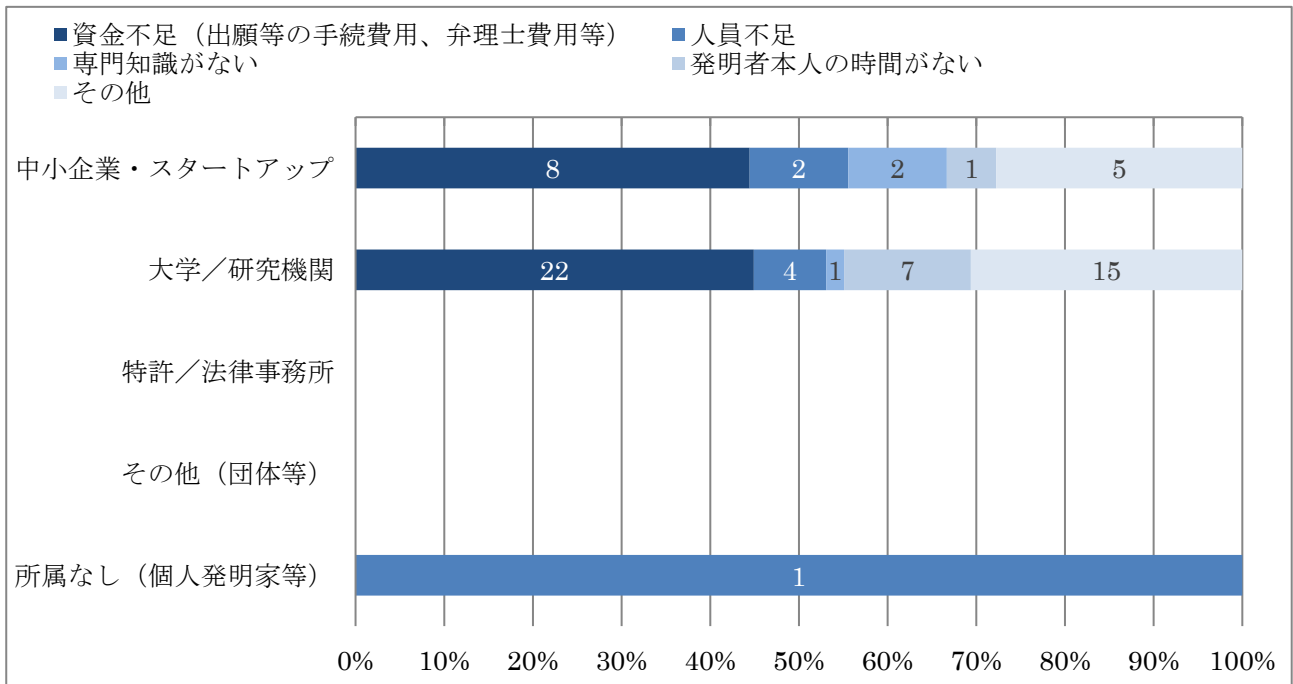
グラフ 2-4-2 特許出願ができなかった理由（国・地域別）



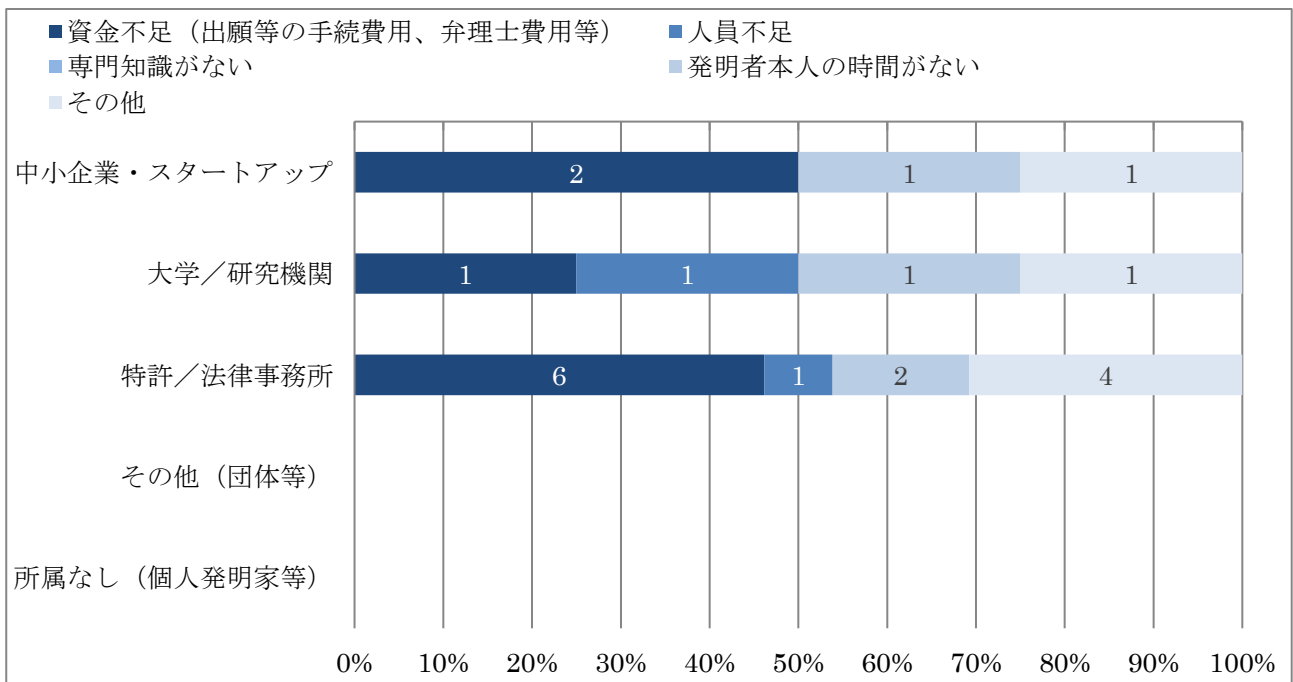
グラフ 2-4-3 特許出願ができなかった理由（所属別（全体））



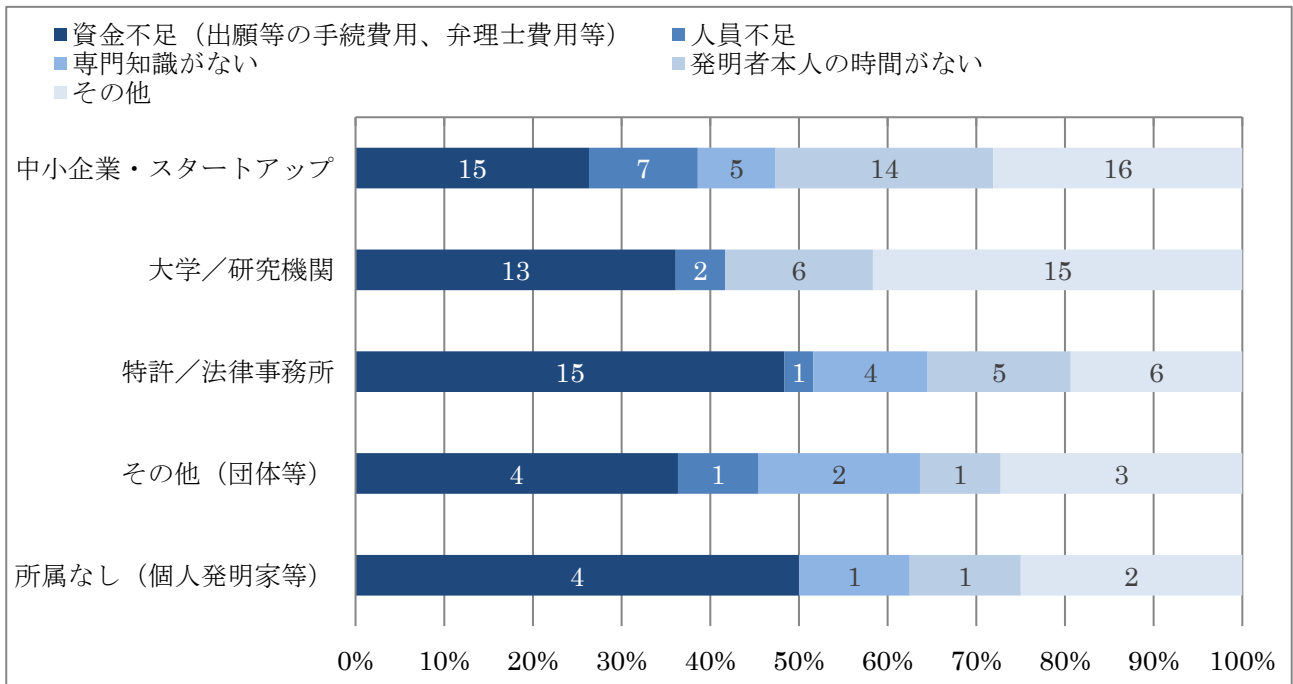
グラフ 2-4-4 特許出願ができなかった理由（所属別（日本））



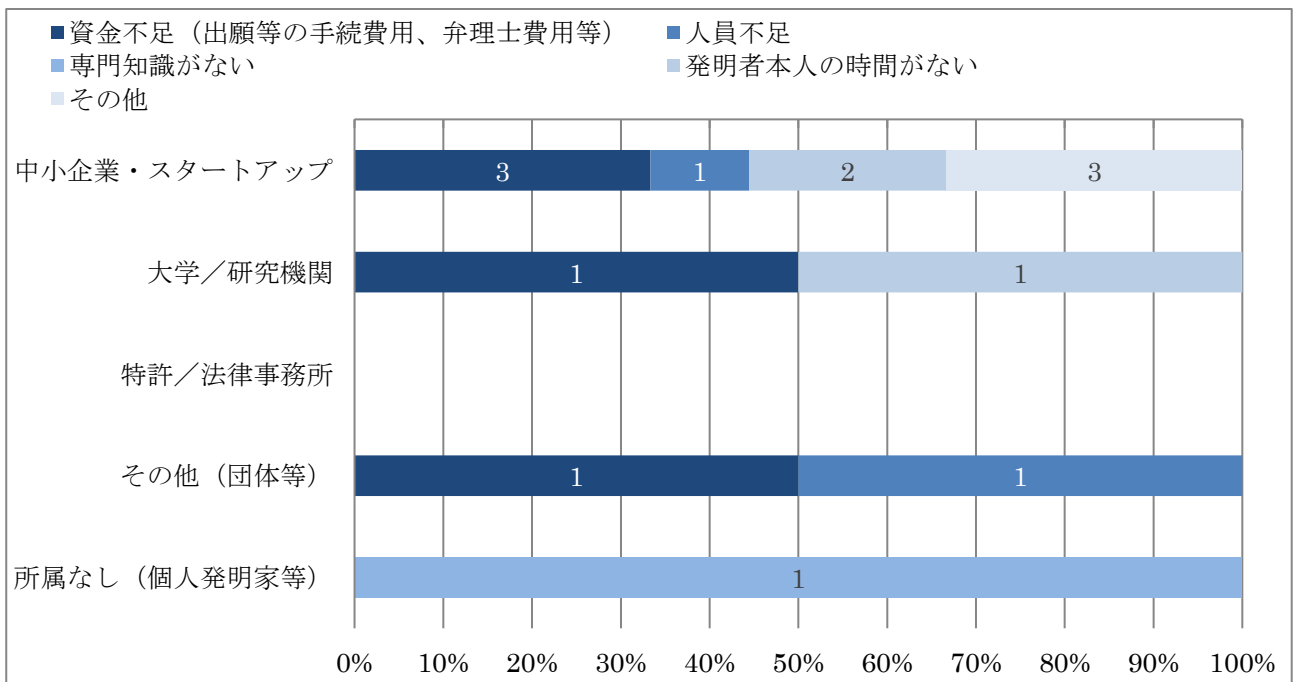
グラフ 2-4-5 特許出願ができなかった理由（所属別（北米・豪州））



グラフ 2-4-6 特許出願ができなかった理由（所属別（欧州））



グラフ 2-4-7 特許出願ができなかった理由（所属別（エストニア））



(5) 猶予期間があれば出願ができたか否か

Q6B Q6で「はい」と回答した方にお尋ねします。自らの報告や発表から一定の猶予があれば、出願することができましたか。

全体では、「猶予があっても出願することはできなかった」が41.2%となったが、「1年程度の猶予があればできた」(26.1%)、「6ヶ月程度の猶予があればできた」(32.7%)を合計すると58.8%で、これを上回っており、1年程度の猶予期間があれば出願することのできた特許は少なくないものと思われる。

国・地域別でも、日本、欧州及びエストニアでは、「1年程度の猶予があればできた」、「6ヶ月程度の猶予があればできた」を合計した割合、北米・豪州では、「1年程度の猶予があればできた」の割合が、「猶予があっても出願することはできなかった」の割合を上回った。

所属別でも、所属なし（個人発明家等）を除いたすべての所属で、「1年程度の猶予があればできた」、「6ヶ月程度の猶予があればできた」を合計した割合が、「猶予があっても出願することはできなかった」の割合を上回っている。所属なし（個人発明家等）以外の所属では、1年程度の猶予期間があれば出願することのできた特許は少なくないものと思われる。

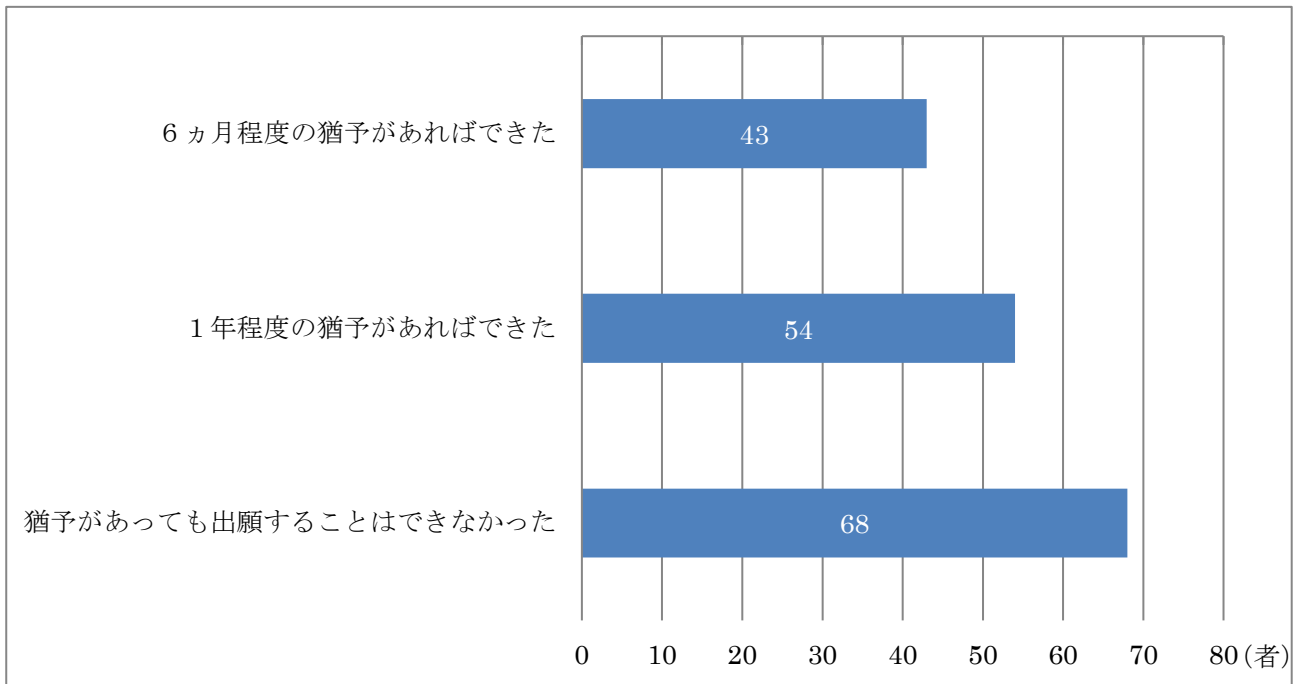
日本の所属別では、所属なし（個人発明家等）で「6ヶ月程度の猶予があればできた」が100%（回答1件のみ）を占め、また、中小企業・スタートアップ、大学／研究機関で、「1年程度の猶予があればできた」、「6ヶ月程度の猶予があればできた」を合計した割合が、「猶予があっても出願することはできなかった」の割合を上回った。中小企業・スタートアップと大学／研究機関を比較すると、「1年程度の猶予があればできた」、「6ヶ月程度の猶予があればできた」を合計した割合は、中小企業・スタートアップでは64.3%で、大学／研究機関よりも1割近く多くなっている。

北米・豪州の所属別では、特許／法律事務所で「1年程度の猶予があればできた」が100%を占め、大学／研究機関では50.0%を占めた。一方で、中小企業・スタートアップでは「猶予があっても出願することはできなかった」が66.7%となっている。

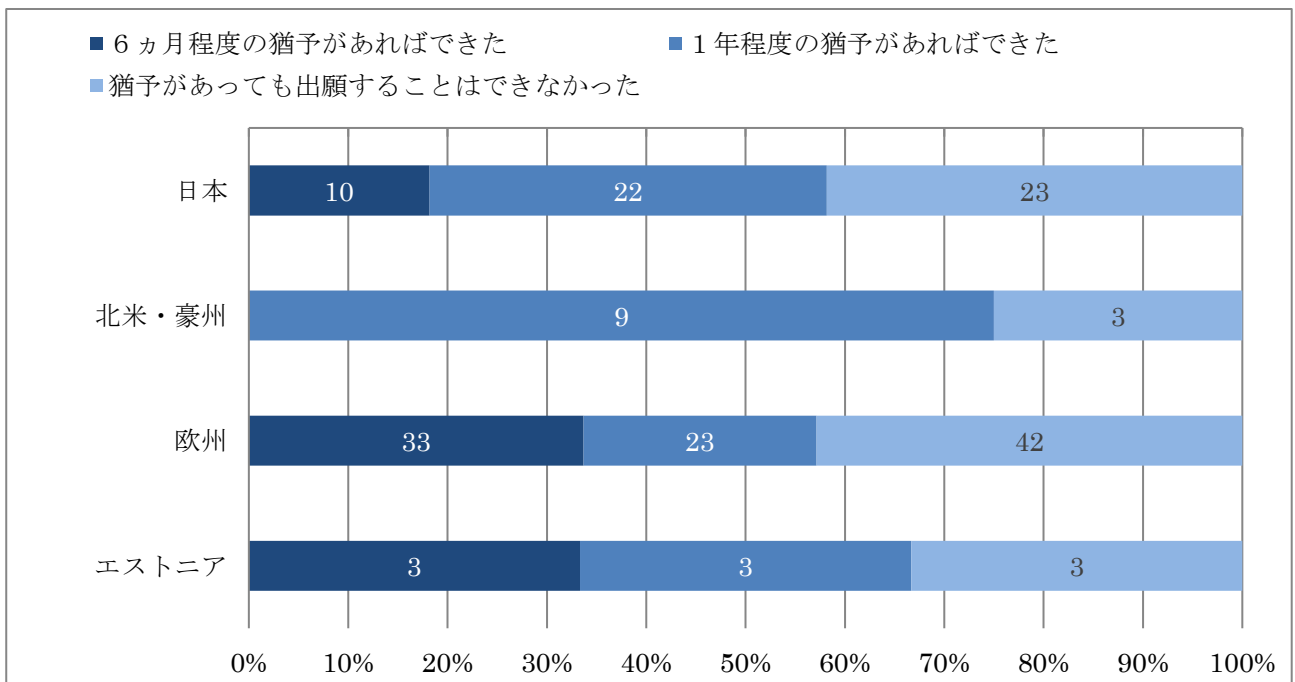
欧州の所属別では、所属なし（個人発明家等）を除いたすべての所属で、「1年程度の猶予があればできた」、「6ヶ月程度の猶予があればできた」を合計した割合が、「猶予があっても出願することはできなかった」の割合を上回った。

エストニアの所属別では、中小企業・スタートアップ、その他（団体等）、所属なし（個人発明家等）で、「1年程度の猶予があればできた」又は「6ヶ月程度の猶予があればできた」が大半を占めた。一方で、大学／研究機関については、「猶予があっても出願することはできなかった」のみ（回答1件のみ）となった。

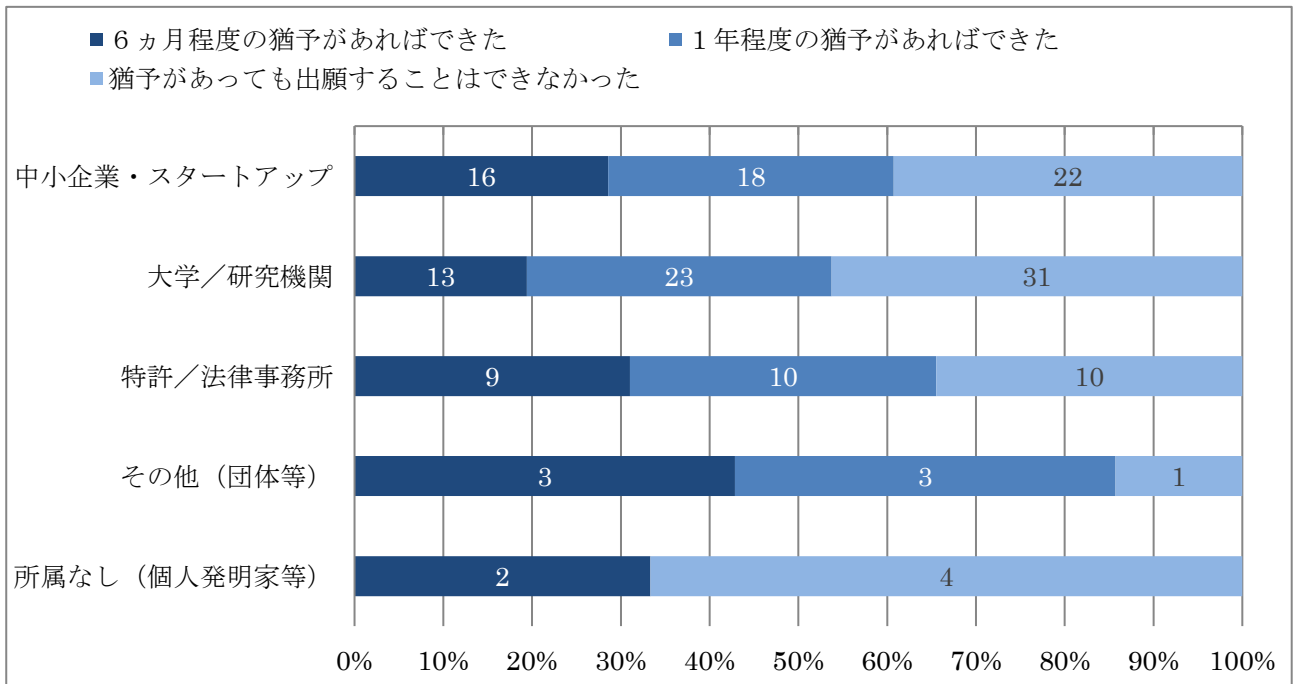
グラフ 2-5-1 猶予期間があれば出願ができたか否か（全体）



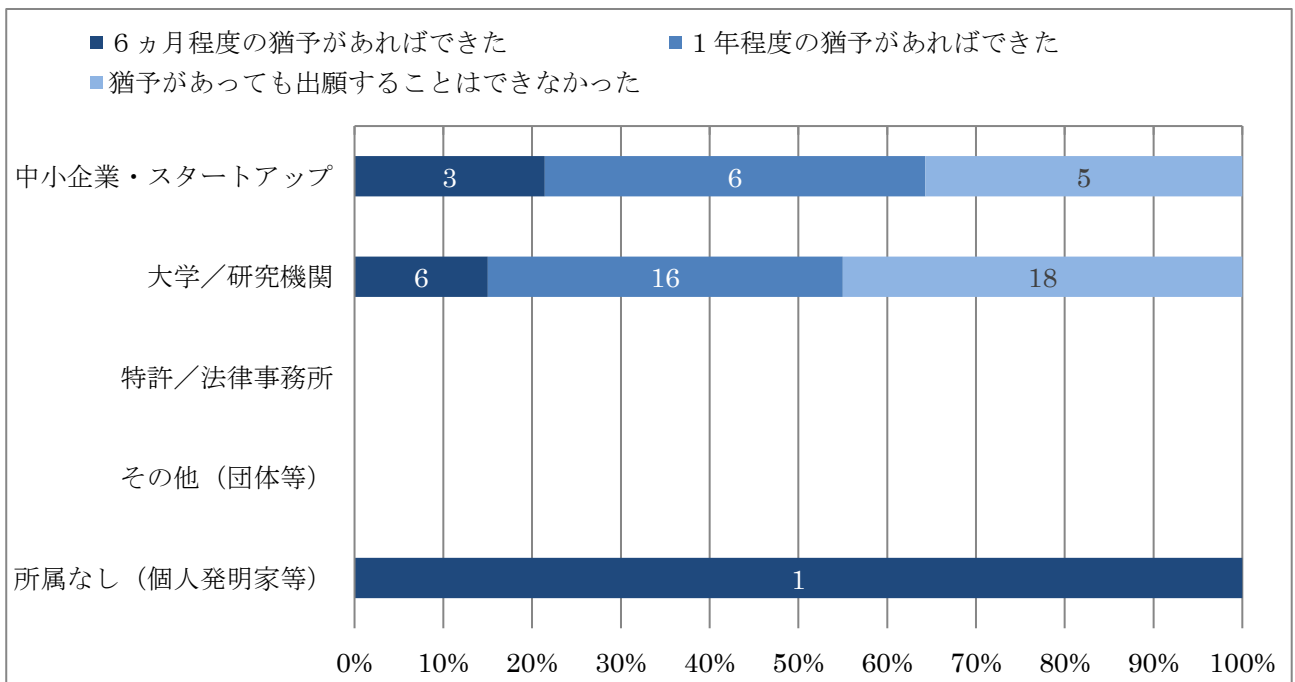
グラフ 2-5-2 猶予期間があれば出願ができたか否か（国・地域別）



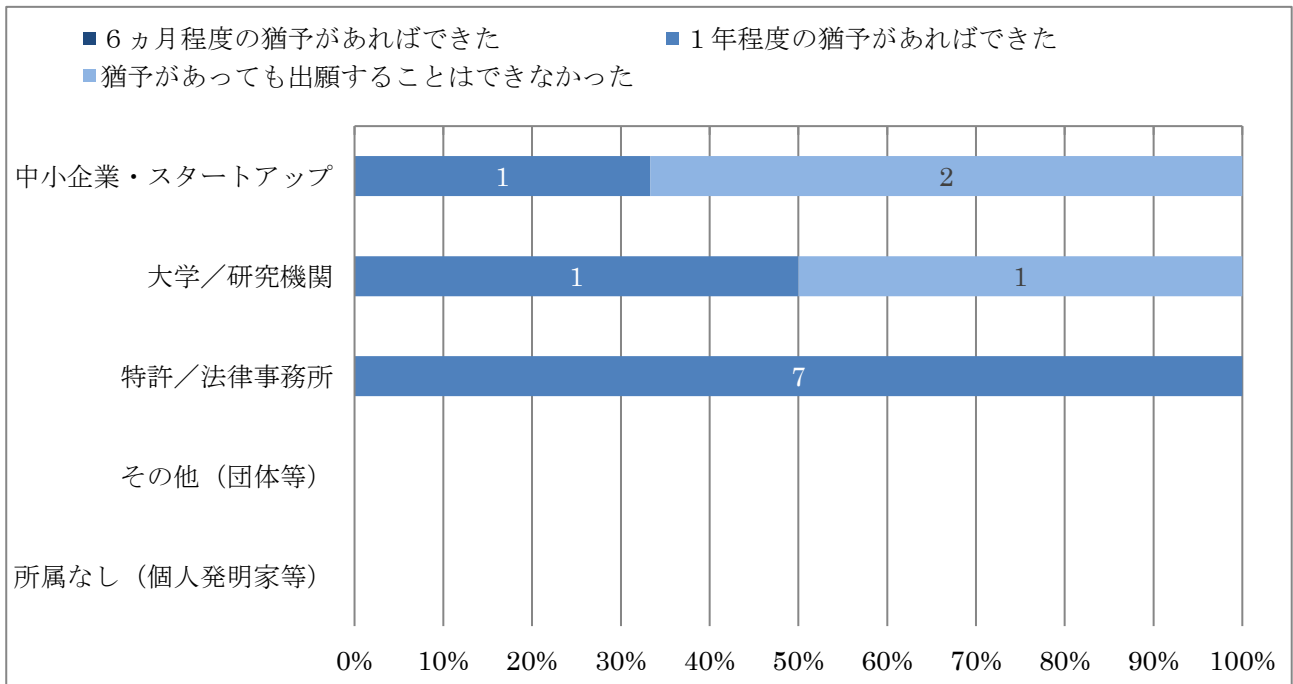
グラフ 2-5-3 猶予期間があれば出願ができたか否か（所属別（全体））



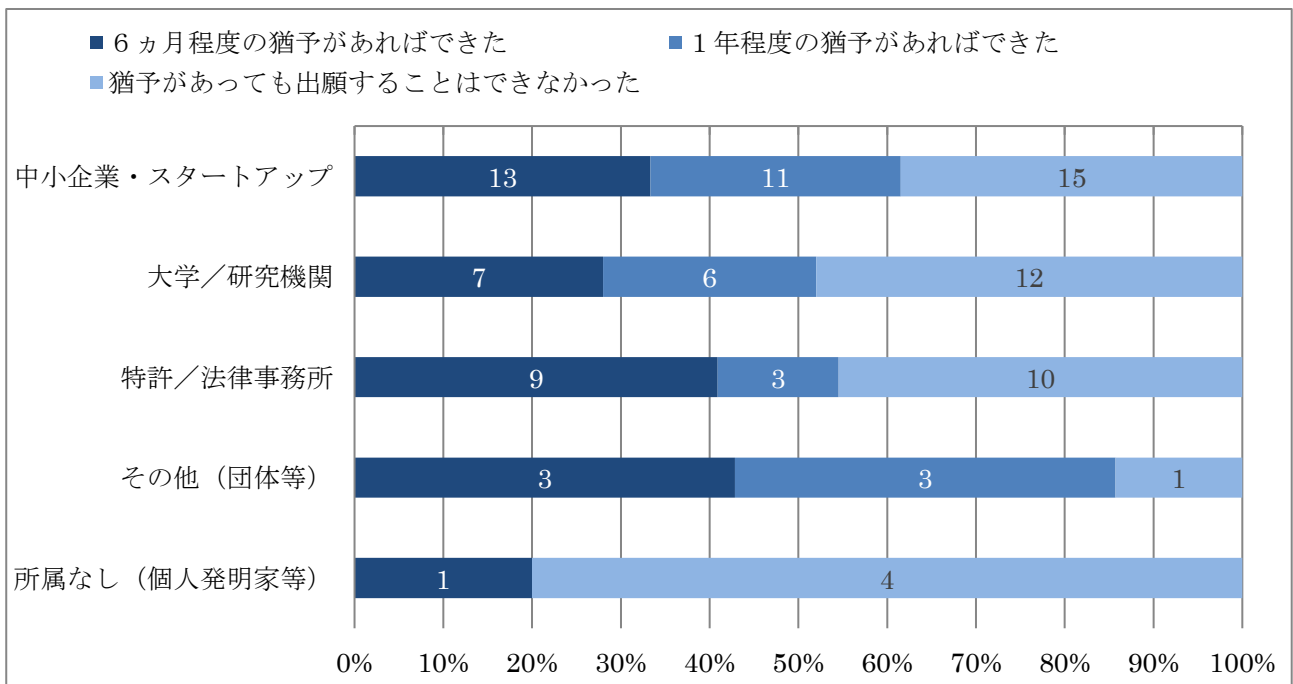
グラフ 2-5-4 猶予期間があれば出願ができたか否か（所属別（日本））



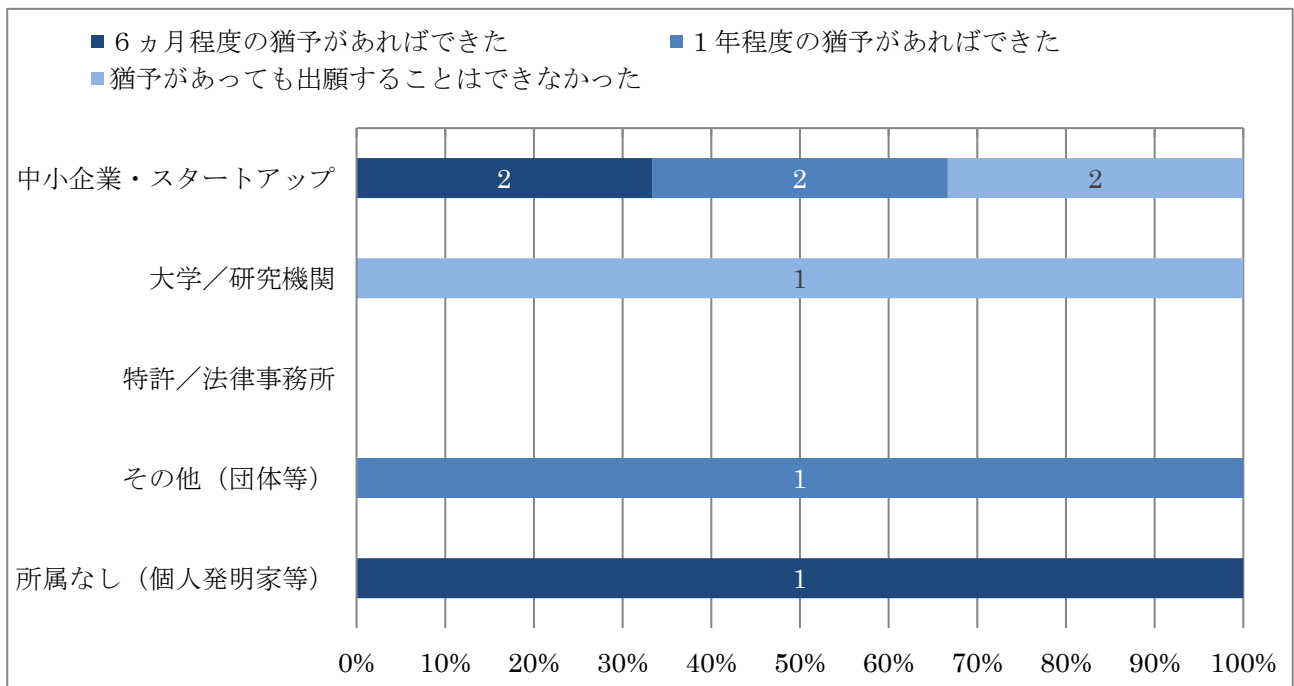
グラフ 2-5-5 猶予期間があれば出願ができたか否か（所属別（北米・豪州））



グラフ 2-5-6 猶予期間があれば出願ができたか否か（所属別（欧州））



グラフ 2-5-7 猶予期間があれば出願ができたか否か（所属別（エストニア））



(6) 発表等により特許出願を断念した経験等がありますか

Q7 あなたが研究成果や製品開発等について報告や発表をしたために、これに関連する特許を出願しないと決めたこと、あるいは、特許を取得することができなかったことはありますか。

全体では、「はい」を選んだ者が61.2%で「いいえ」を選んだ者の1.5倍程度いた。研究成果や製品開発等について報告や発表した場合でも、グレースピリオドを利用すれば特許を取得することができる 때가 あるが、「はい」が多くなったのには、グレースピリオドの制度が十分に活用されていないことやグレースピリオドの要件が厳しいことなども要因として考えられる。

国・地域別では、欧州で68.8%の者が「はい」を選んでおり、他の国・地域より割合が多くなっている。これは、欧州でグレースピリオドが認められる要件が厳しい（猶予期間が短い、対象となる開示行為も限定的）ことが影響している可能性がある。また、エストニアでは、「はい」を選んだ者が62.5%でその割合が欧州に迫っている。エストニアは、欧州の他の国よりもグレースピリオドの猶予期間が長く（1年）、開示行為についても欧州の他の国のような限定がないことから、このような結果が出たことは注目される。一方で、北米・豪州では60.9%の者が「いいえ」を選んでいる。これは、北米・豪州でグレースピリオドの適用要件が比較的緩やかであることが影響している可能性がある。

所属別では、「はい」を選んだ者の割合が大学／研究機関で最も多くなり、78.1%となっている。また、特許／法律事務所、その他（団体等）でも「はい」を選んだ者は5割を上回った。一方で、中小企業・スタートアップ、所属なし（個人発明家等）では、「はい」を選んだ者は5割を下回った。大学／研究機関では、他の所属よりも、グレースピリオドが十分に活用されていない可能性があることが読み取れる。

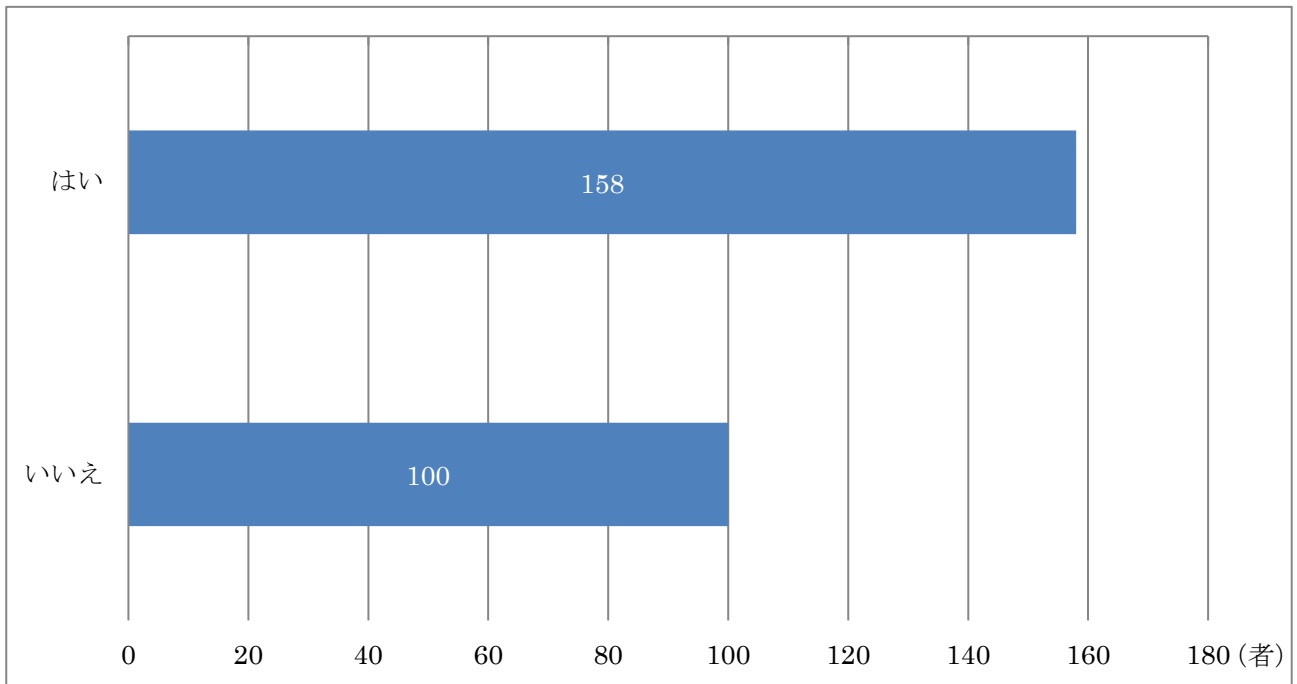
日本の所属別では、中小企業・スタートアップ、所属なし（個人発明家等）で「いいえ」を選んだ者は7割を超えたが、大学／研究機関は「はい」を選んだ者が69.4%になっている。大学／研究機関ではグレースピリオドが十分に活用されていない可能性があることが読み取れる。

北米・豪州の所属別では、中小企業・スタートアップで「いいえ」が89.9%で「はい」を大きく上回った。北米・豪州では、グレースピリオドの猶予期間が欧州よりも長く、保護される開示行為の範囲も欧州よりも広いことから、「いいえ」が多くなったものと思われる。ただし、大学／研究機関、特許／法律事務所では「はい」が6割程度にのぼっている。

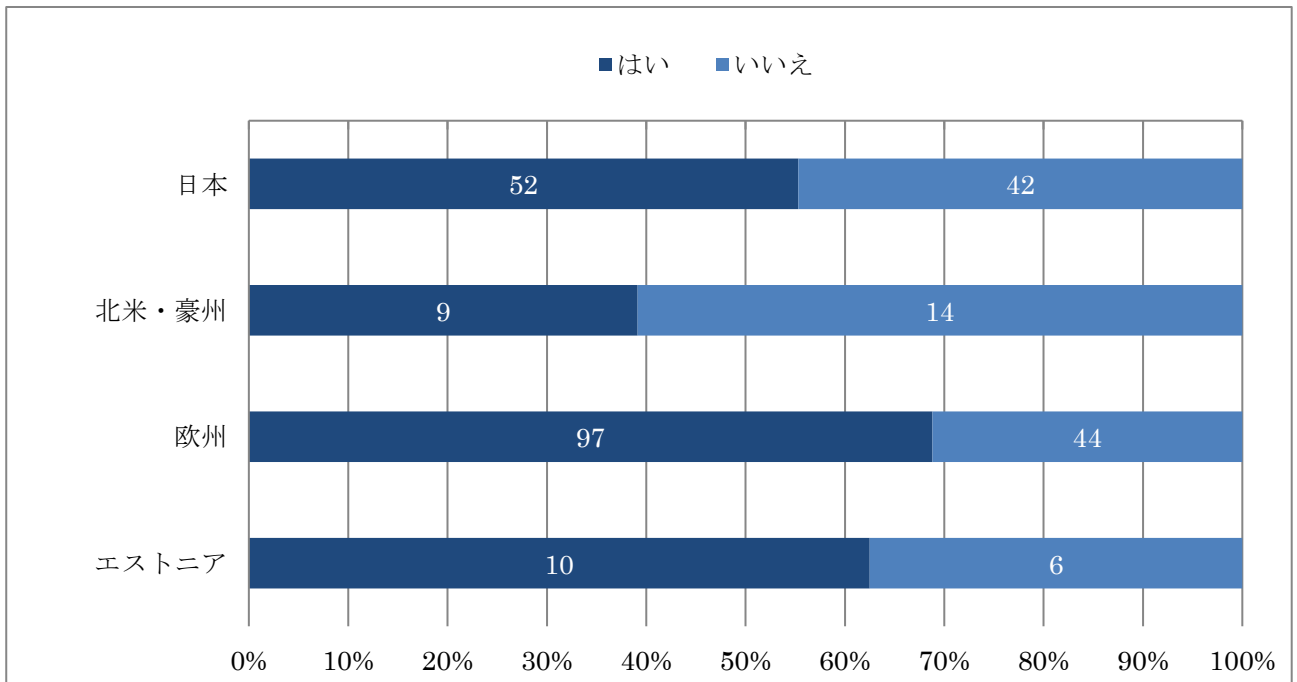
欧州の所属別では、すべての所属で、「はい」を選んだ者の割合が多くなった。中でも、大学／研究機関は「はい」を選んだ者が100%となっている。欧州では、グレースピリオド適用の猶予期間が短い上、学術論文への掲載等の開示行為が適用対象に含まれていないことが影響していると考えられる。

エストニアの所属別では、中小企業・スタートアップ、大学／研究機関、所属なし（個人発明家等）で「はい」を選んだ者の割合が多くなった。中でも大学／研究機関については「はい」を選んだ者が100%である。欧州の他の国に比べて比較的グレースピリオドの適用が認められやすい制度の中で、このような結果になったのは注目される。

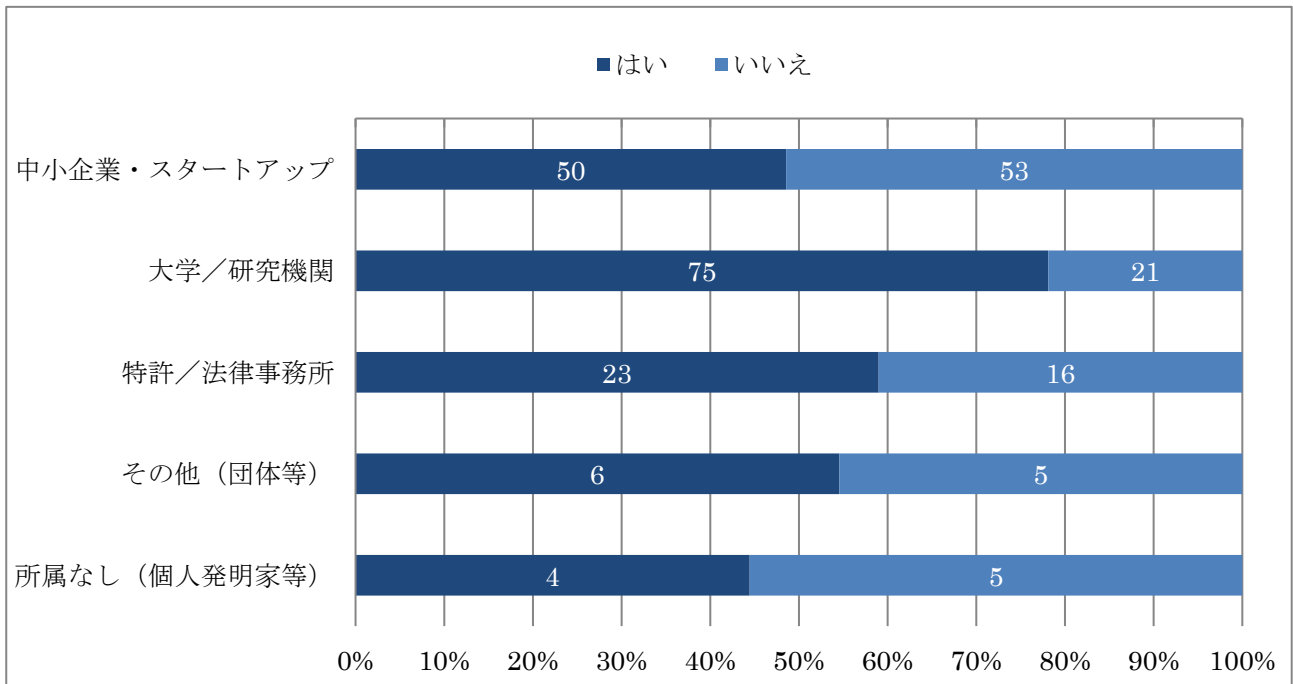
グラフ 2-6-1 発表等により特許出願を断念した経験等がありますか（全体）



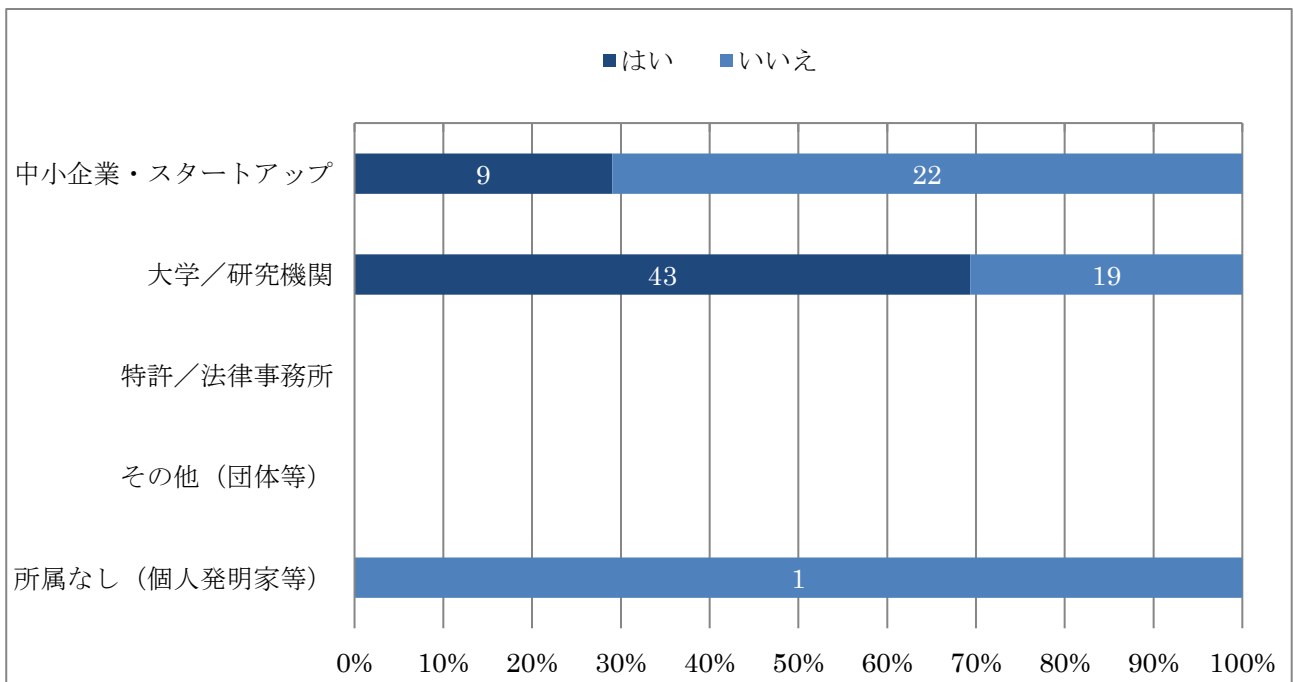
グラフ 2-6-2 発表等により特許出願を断念した経験等がありますか（国・地域別）



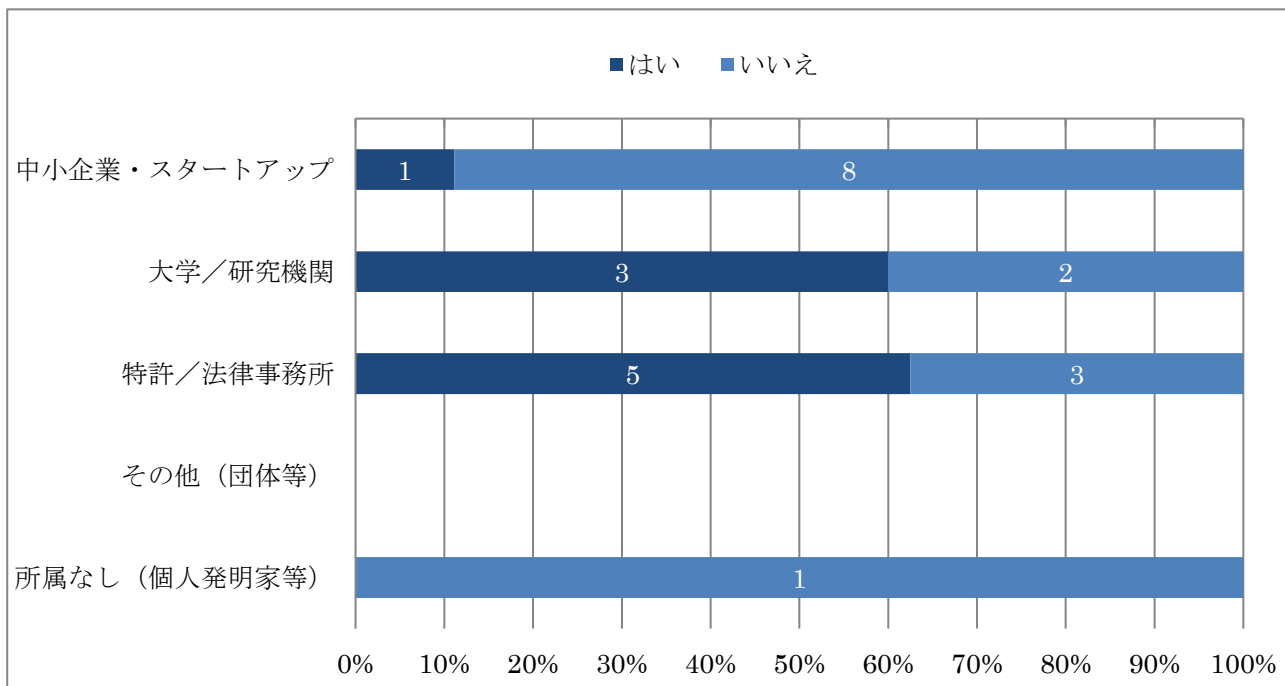
グラフ 2-6-3 発表等により特許出願を断念した経験等がありますか（所属別（全体））



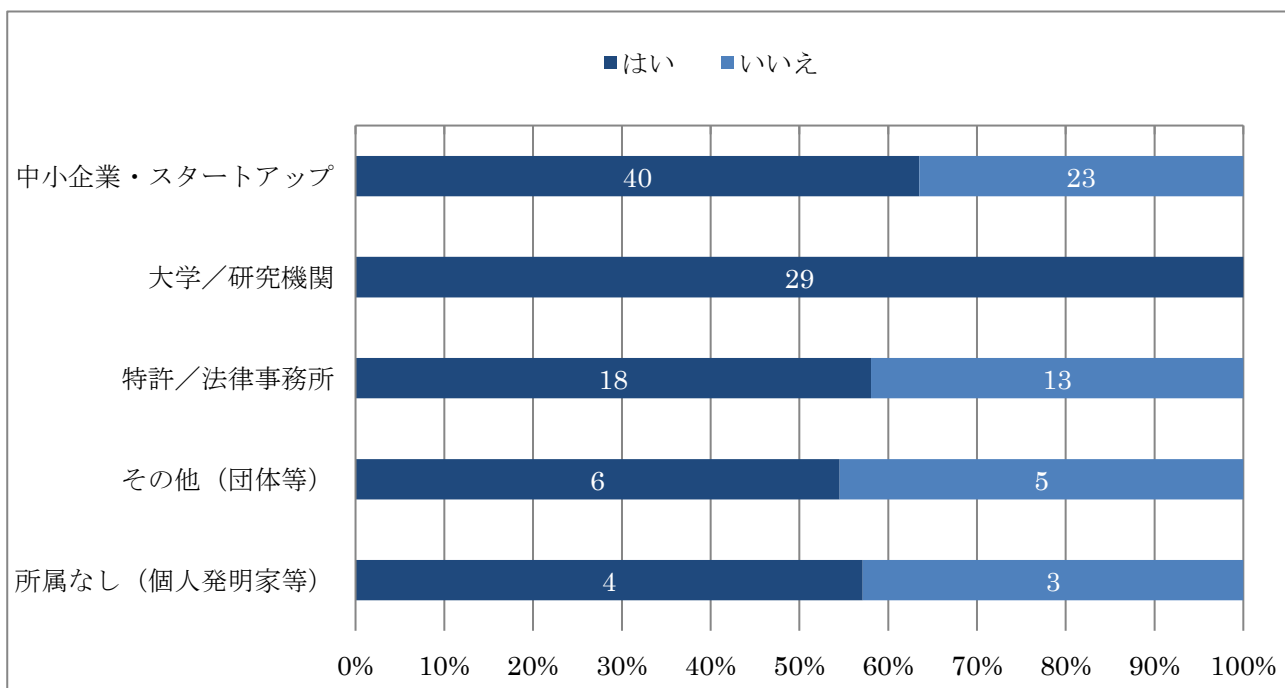
グラフ 2-6-4 発表等により特許出願を断念した経験等がありますか（所属別（日本））



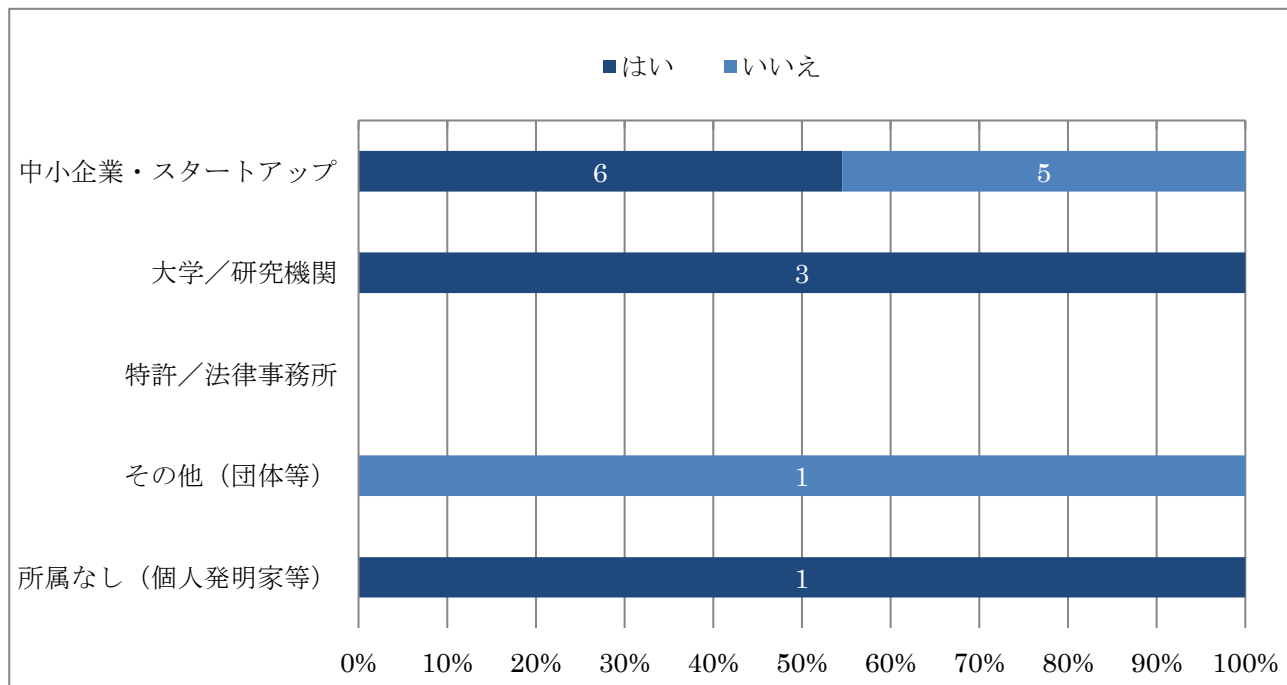
グラフ 2-6-5 発表等により特許出願を断念した経験等がありますか（所属別（北米・豪州））



グラフ 2-6-6 発表等により特許出願を断念した経験等がありますか（所属別（欧州））



グラフ 2-6-7 発表等により特許出願を断念した経験等がありますか（所属別（エストニア））



(7) 特許を取得できた国とできなかった国がありますか

Q7A Q7で「はい」と回答した方にお尋ねします。ある国では特許取得ができたが、他国では取得できなかった事例がありますか。

全体では、「はい」が58.2%を占めている。これは、各国・地域のグレースピリオドの要件の差異が原因になっている可能性があると考えられる。

国・地域別では、日本、北米・豪州で「はい」の割合が「いいえ」よりも多くなり、エストニアでは「はい」と「いいえ」が同率になった。また、欧州では、「いいえ」が50.5%で、若干だが「はい」よりも多くなった。

所属別では、「はい」が最も多くなったのは特許／法律事務所(73.9%)で、これにその他(団体等)(66.7%)、大学／研究機関(64.0%)が続く。一方で、「いいえ」は、中小企業・スタートアップ(56.0%)、所属なし(個人発明家等)(75.0%)が多くなった。

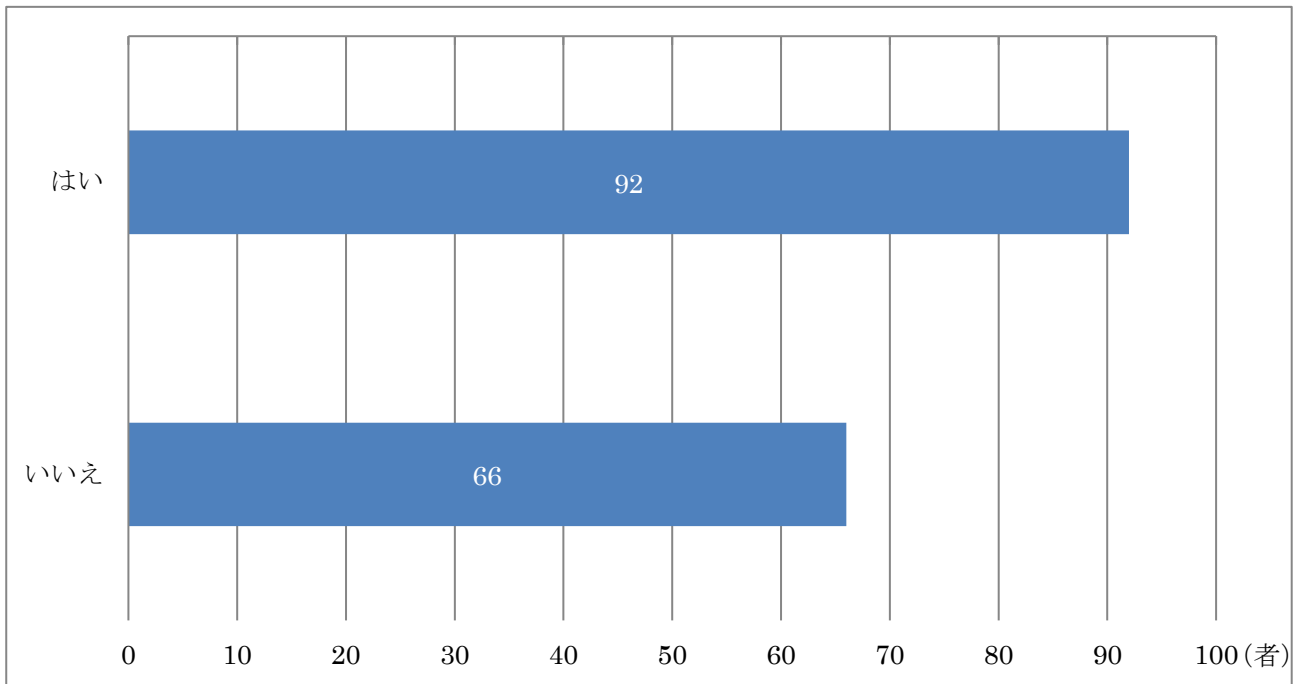
日本の所属別では、中小企業・スタートアップ、大学／研究機関で「はい」が6割を超えた。

北米・豪州の所属別では、中小企業・スタートアップ、大学／研究機関、特許／法律事務所から回答があり、すべての回答が「はい」になった。

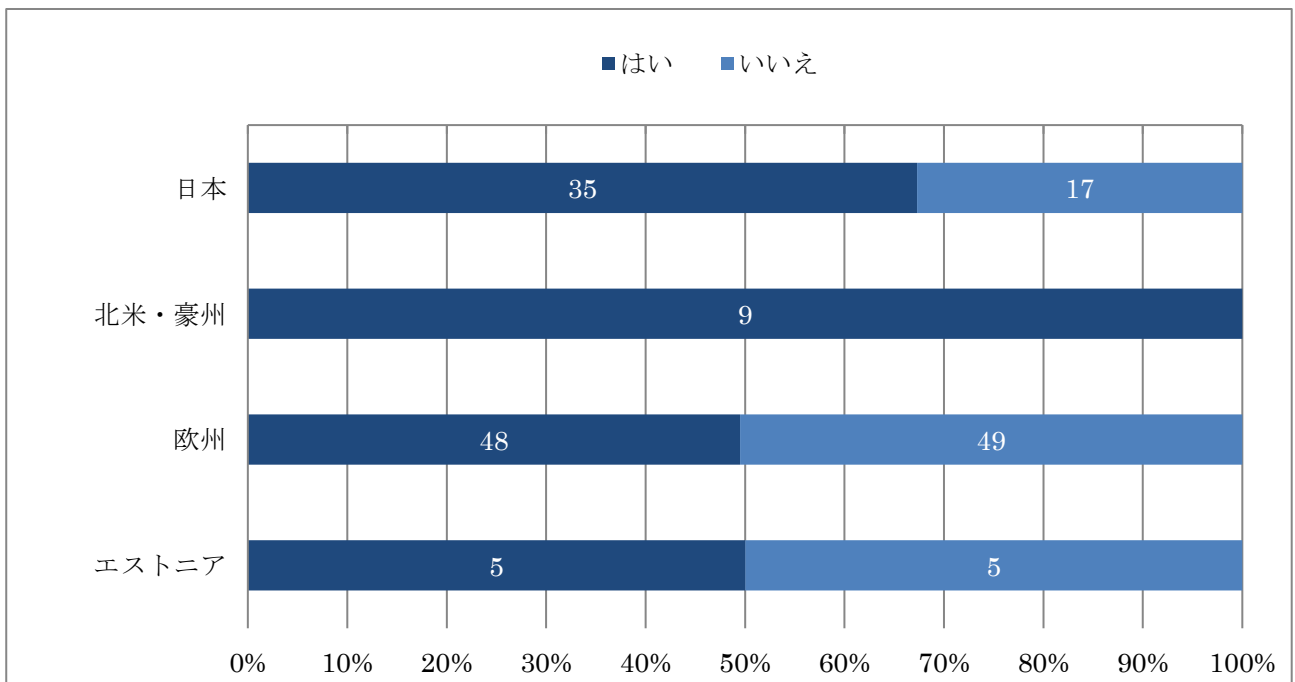
欧州の所属別では、大学／研究機関、特許／法律事務所、その他(団体等)で「はい」が5割を上回った。一方で、中小企業・スタートアップでは「いいえ」が62.5%となり、所属なし(個人発明家等)では75.0%となった。

エストニアの所属別では、所属なし(個人発明家等)で「はい」が100%を占めた。また、中小企業・スタートアップでは、「はい」と「いいえ」が同率(50.0%)となった。一方、大学／研究機関では、「いいえ」が66.7%を占めて、「はい」の割合を上回った。

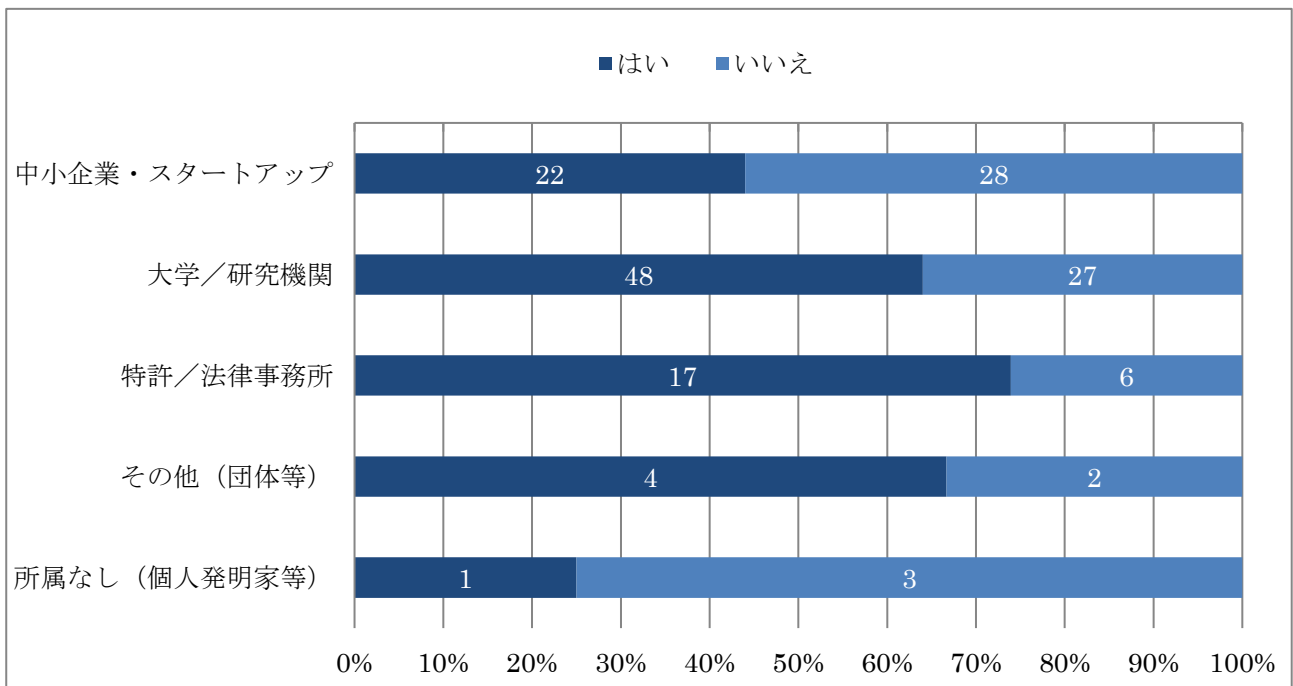
グラフ 2-7-1 特許を取得できた国とできなかった国がありますか（全体）



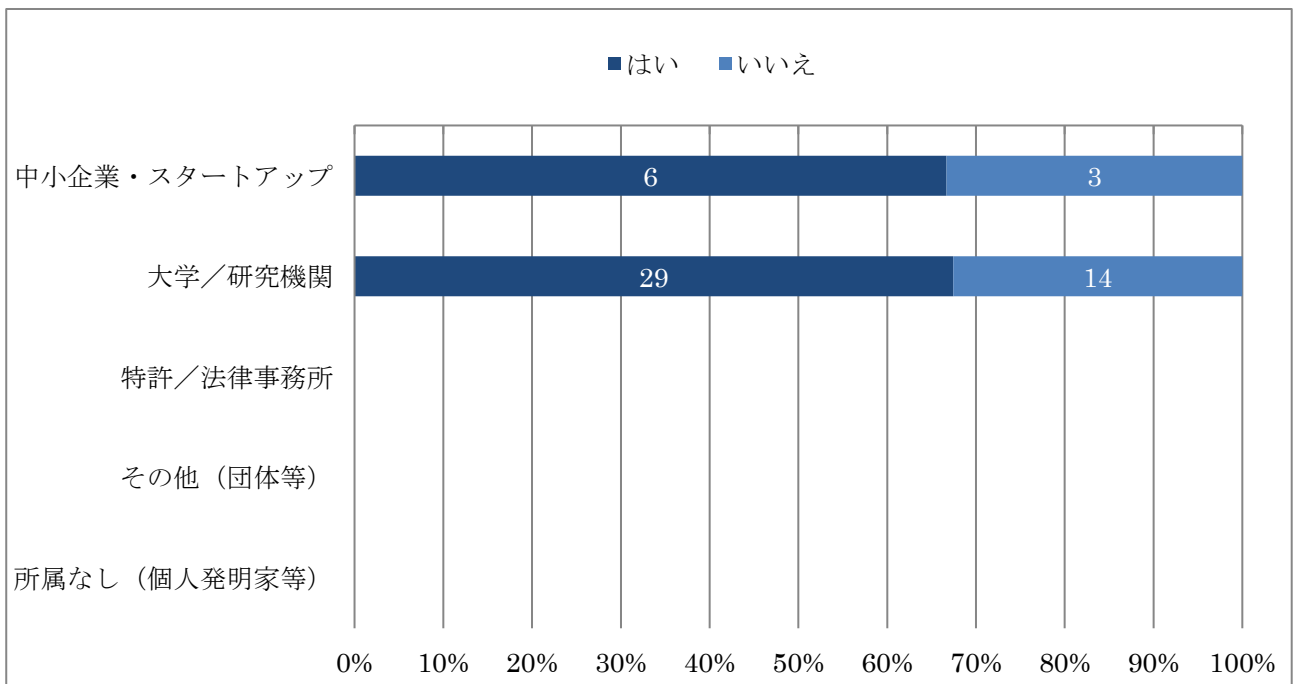
グラフ 2-7-2 特許を取得できた国とできなかった国がありますか（国・地域別）



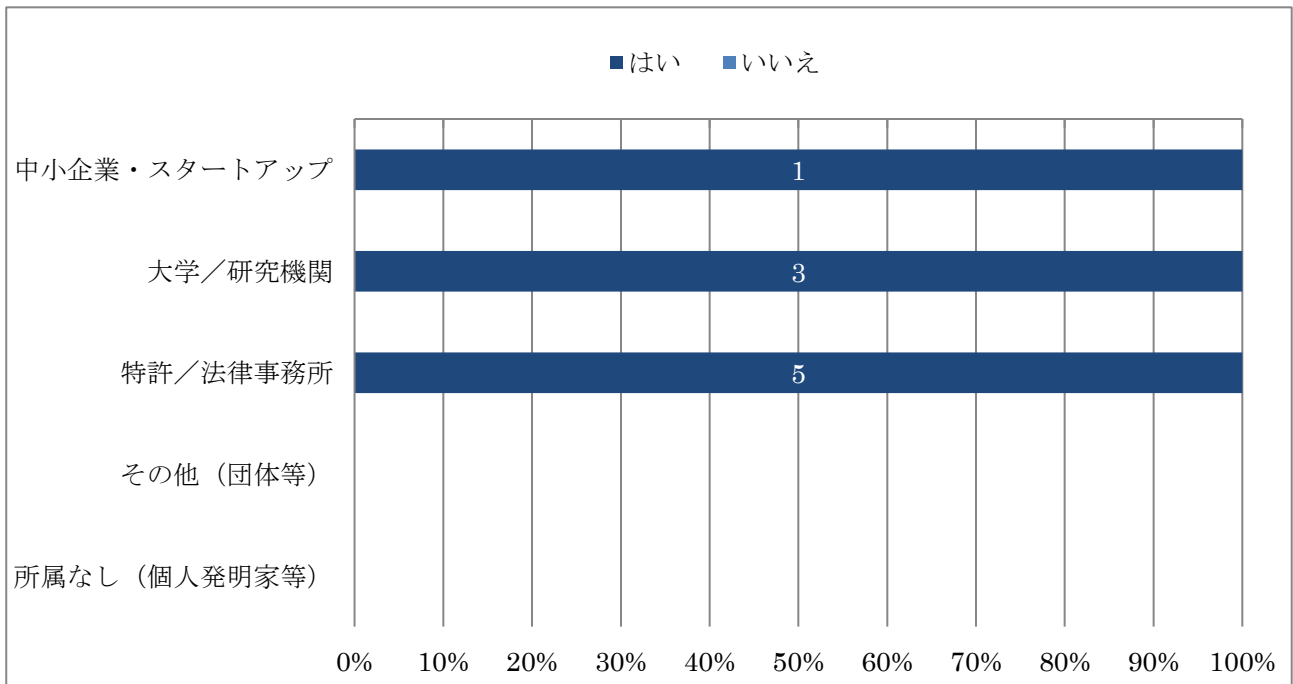
グラフ 2-7-3 特許を取得できた国とできなかった国がありますか（所属別（全体））



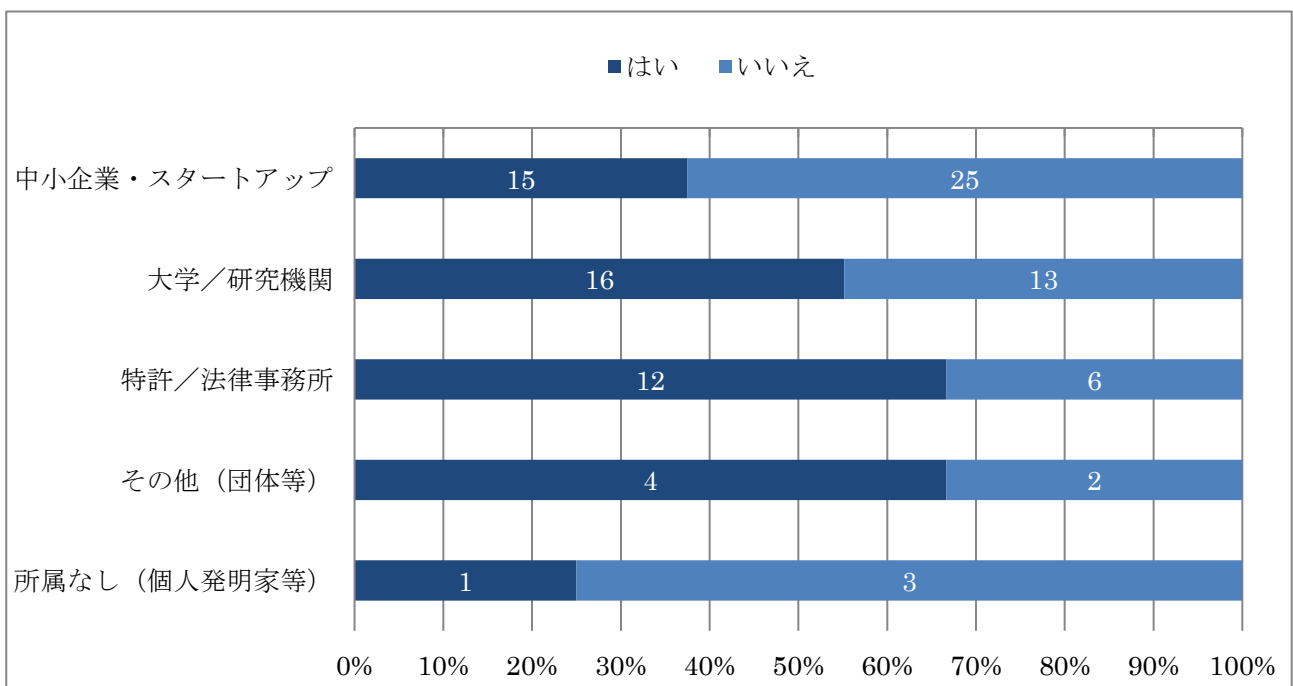
グラフ 2-7-4 特許を取得できた国とできなかった国がありますか（所属別（日本））



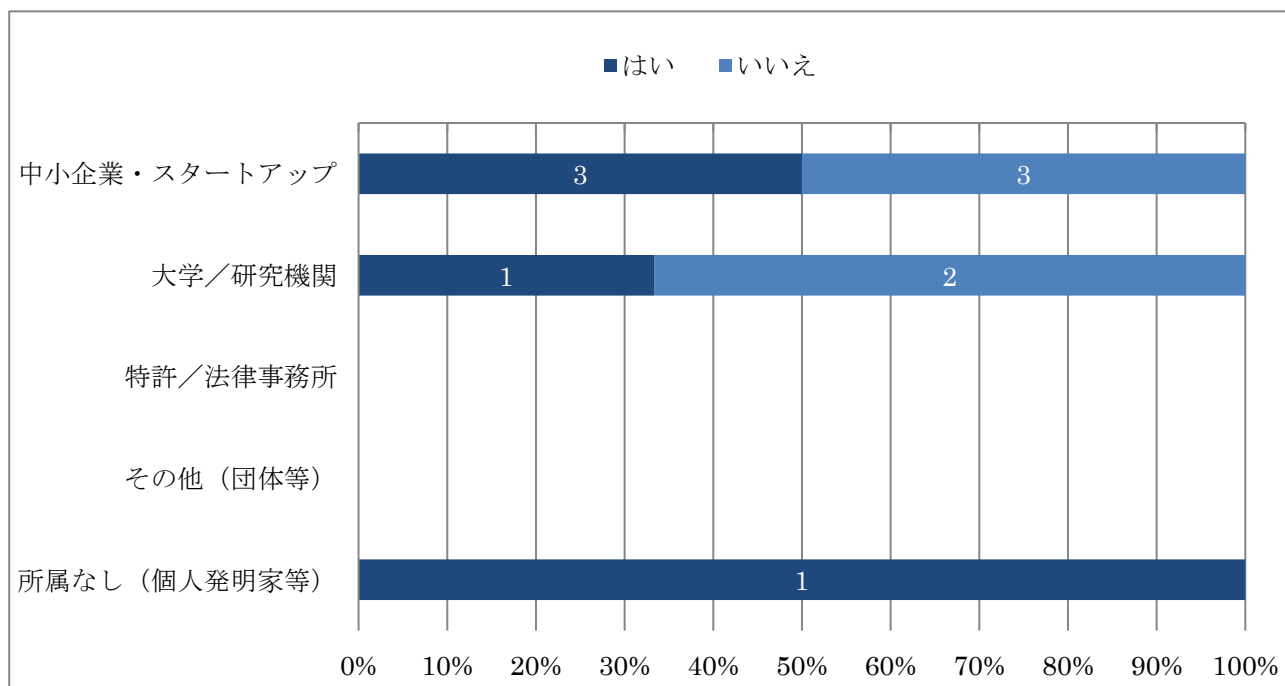
グラフ 2-7-5 特許を取得できた国とできなかった国がありますか（所属別（北米・豪州））



グラフ 2-7-6 特許を取得できた国とできなかった国がありますか（所属別（欧州））



グラフ 2-7-7 特許を取得できた国とできなかった国がありますか（所属別（エストニア））



(8) 特許を取得できなかった具体的な国・地域

Q7A_1 取得できなかった国・地域（複数回答）

全体では、「欧州」（36.4%）、「中国」（24.1%）、「北米」（13.4%）、「日本」（12.3%）が多くなっている。「欧州」、「中国」については、グレースピリオドの要件が厳しい（猶予期間が短いことや保護対象となる開示行為が限定されている）ことから、特許取得が認められなかった事例が多くなったものと思われる。なお、「その他」（2件）には、ブラジル（1件）などがあった。

国・地域別でみると、すべての国・地域で、「欧州」、「中国」の割合が多くなった。具体的には、日本で「欧州」が35.9%、「中国」が29.5%、北米・豪州で「欧州」が30.4%、「中国」が21.7%、欧州で「欧州」が38.4%、「中国」が19.8%、エストニアで「欧州」が71.4%、「中国」が14.3%（「日本」と同率）であった。

所属別で見ると、すべての所属で「欧州」又は「中国」の割合が多くなった。具体的には、中小企業・スタートアップで「中国」が30.0%、「欧州」が27.5%、大学／研究機関で「欧州」が42.1%、「中国」が25.3%、特許／法律事務所で「欧州」が29.3%、「中国」が17.1%（「北米」「日本」とも同率）、その他（団体等）で「欧州」が40.0%、「中国」が20.0%、所属なし（個人発明家等）で「欧州」が100%（1件のみ）であった。

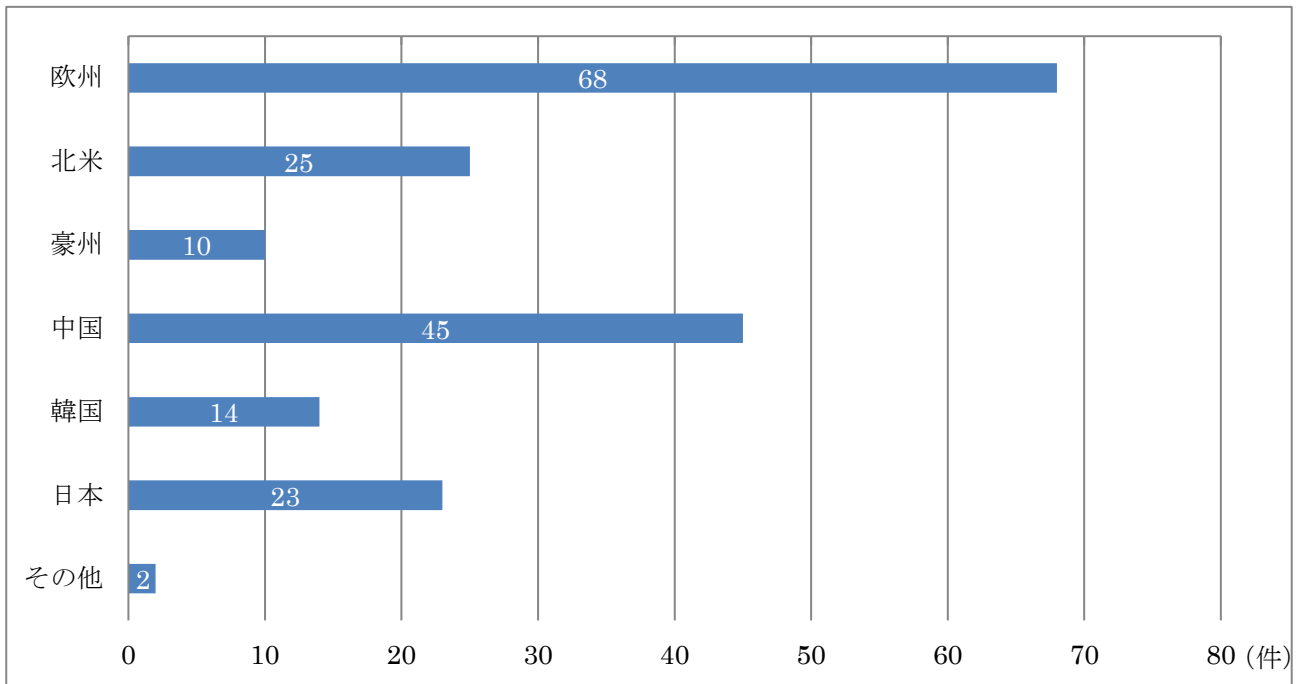
日本の所属別では、回答のあったすべての所属で、「欧州」及び「中国」の占める割合が多くなった。

北米・豪州の所属別では、大学／研究機関、特許／法律事務所で「欧州」の割合が最も多くなった。一方、中小企業・スタートアップでは「中国」、「韓国」が1件ずつあった。

欧州の所属別では、すべての所属で「欧州」が占める割合が最も多くなった。また、中小企業・スタートアップ、大学／研究機関、その他（団体等）では、「欧州」に次いで「中国」の割合が多くなった。特許／法律事務所については、「欧州」（29.6%）に次いで「北米」（22.2%）が多く、それに「中国」（14.8%）（「日本」と同率）が続く形になった。

エストニアの所属別では、中小企業・スタートアップ、大学／研究機関、所属なし（個人発明家等）で「欧州」の割合が最も多くなった。

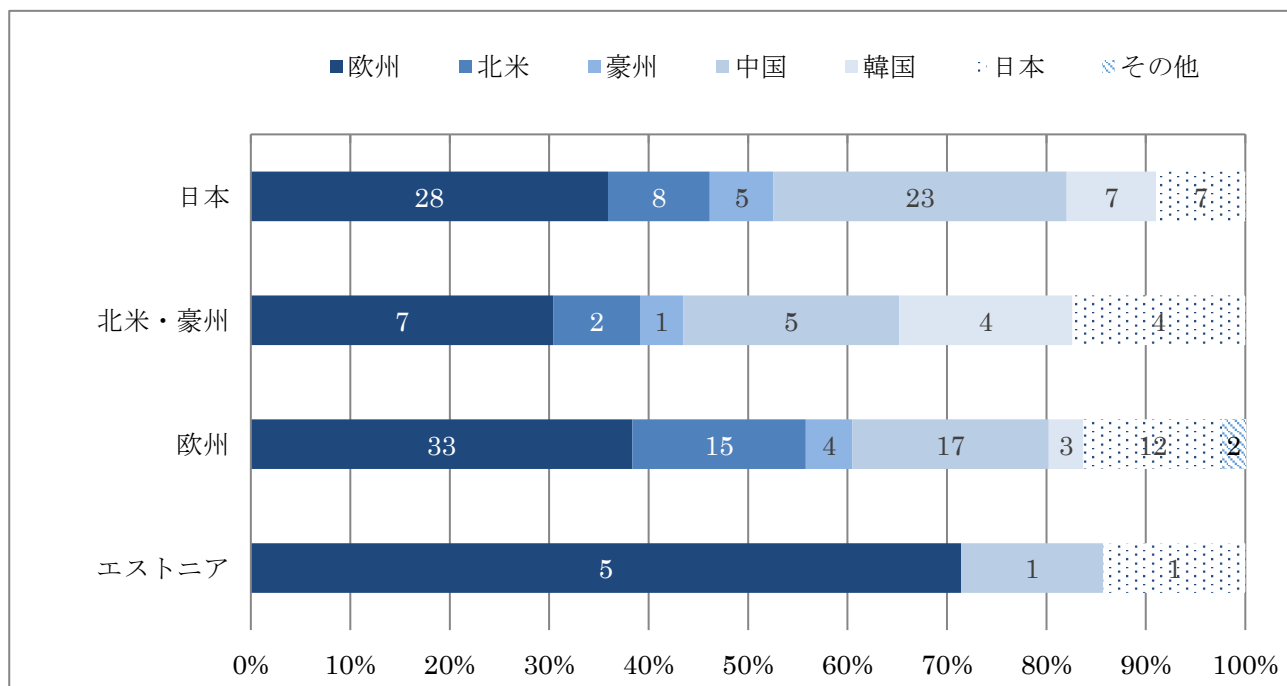
グラフ 2-8-1 特許を取得できなかった具体的な国・地域（全体）



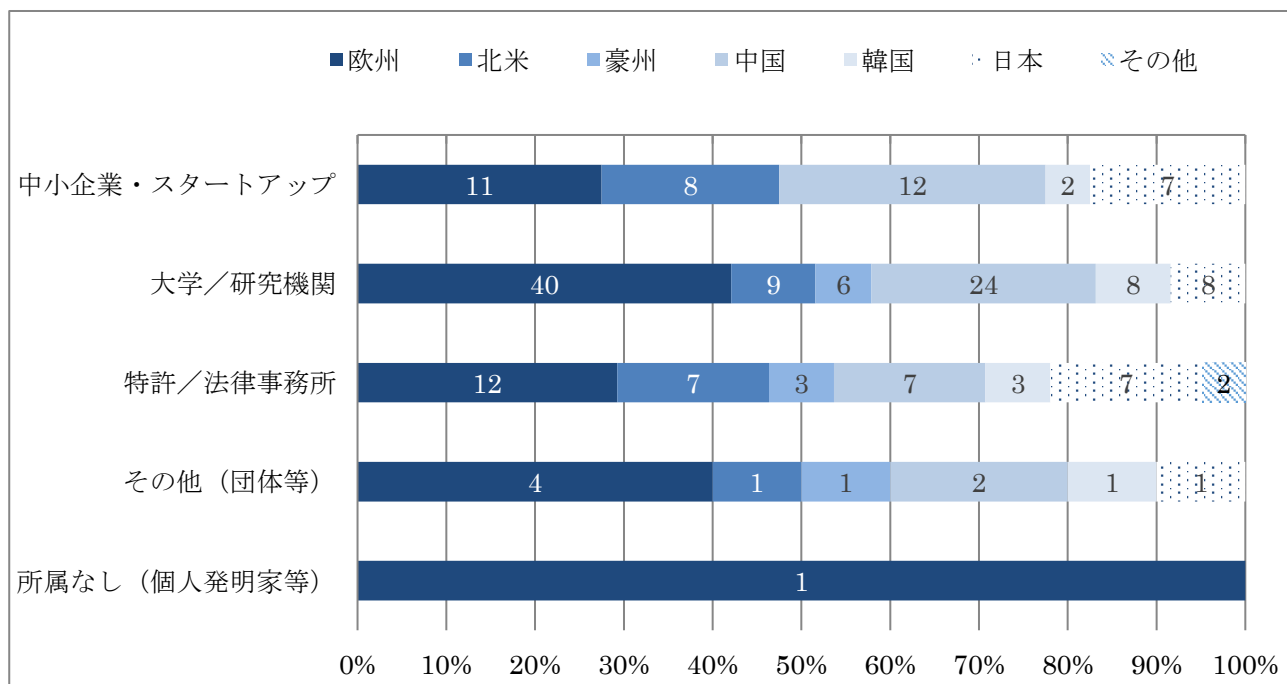
「その他」の内訳

- ・ ブラジル（1件）
- ・ グレースピリオドを設けている国はほとんどない（1件）

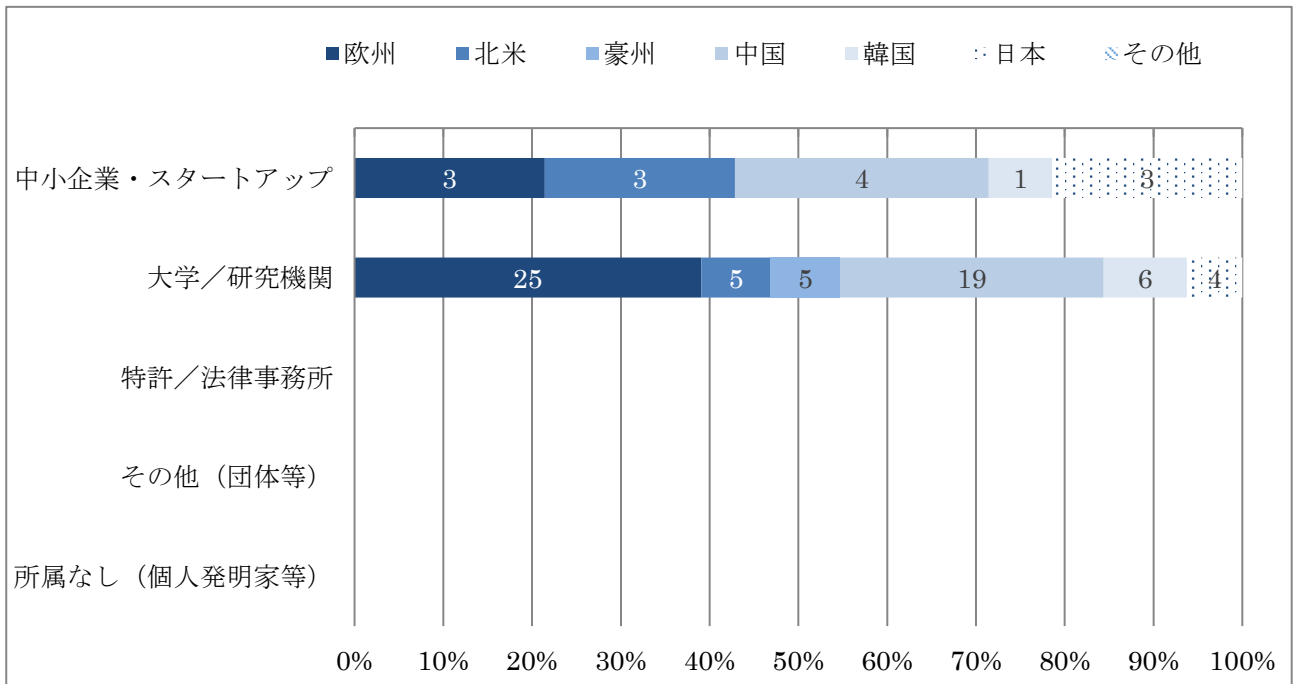
グラフ 2-8-2 特許を取得できなかった具体的な国・地域（国・地域別）



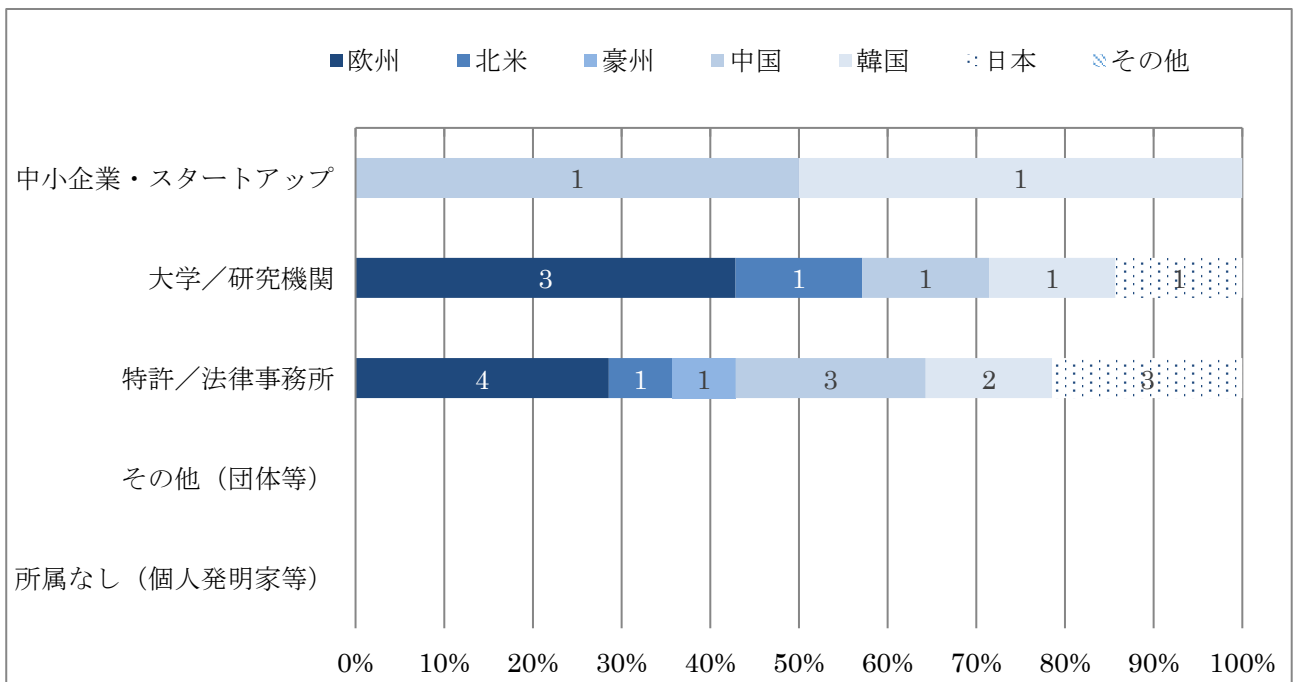
グラフ 2-8-3 特許を取得できなかった具体的な国・地域（所属別（全体））



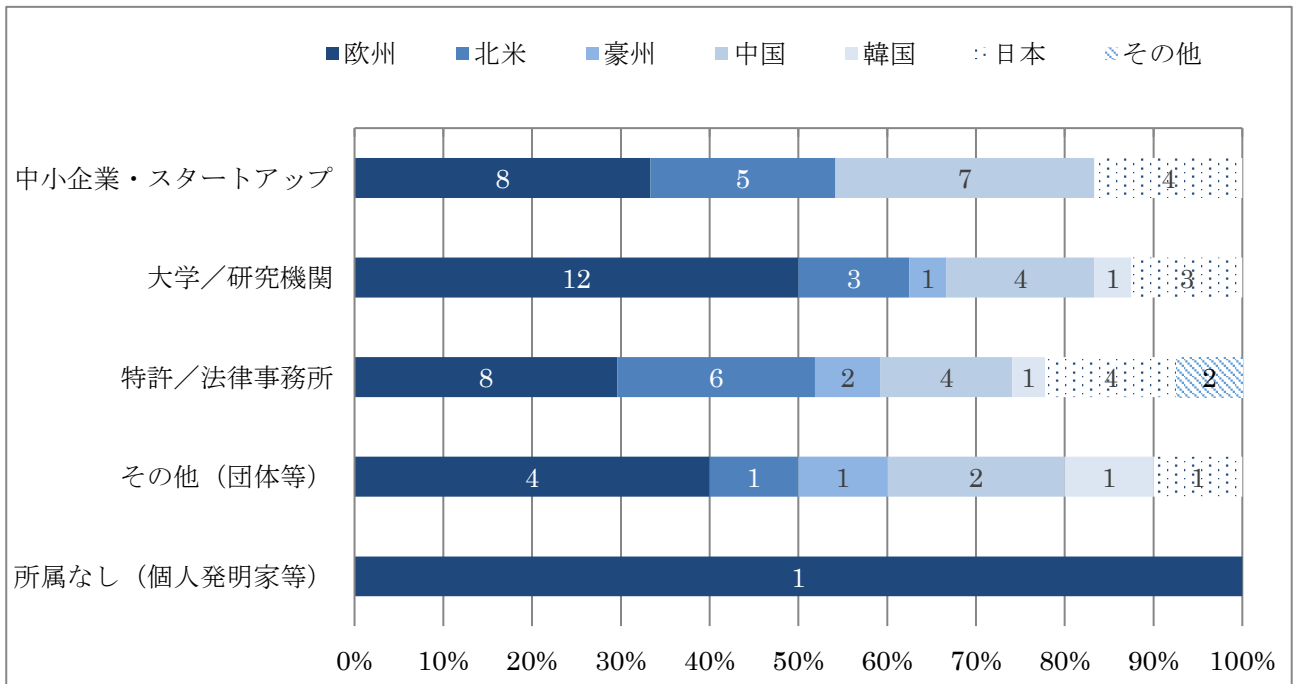
グラフ 2-8-4 特許を取得できなかった具体的な国・地域（所属別（日本））



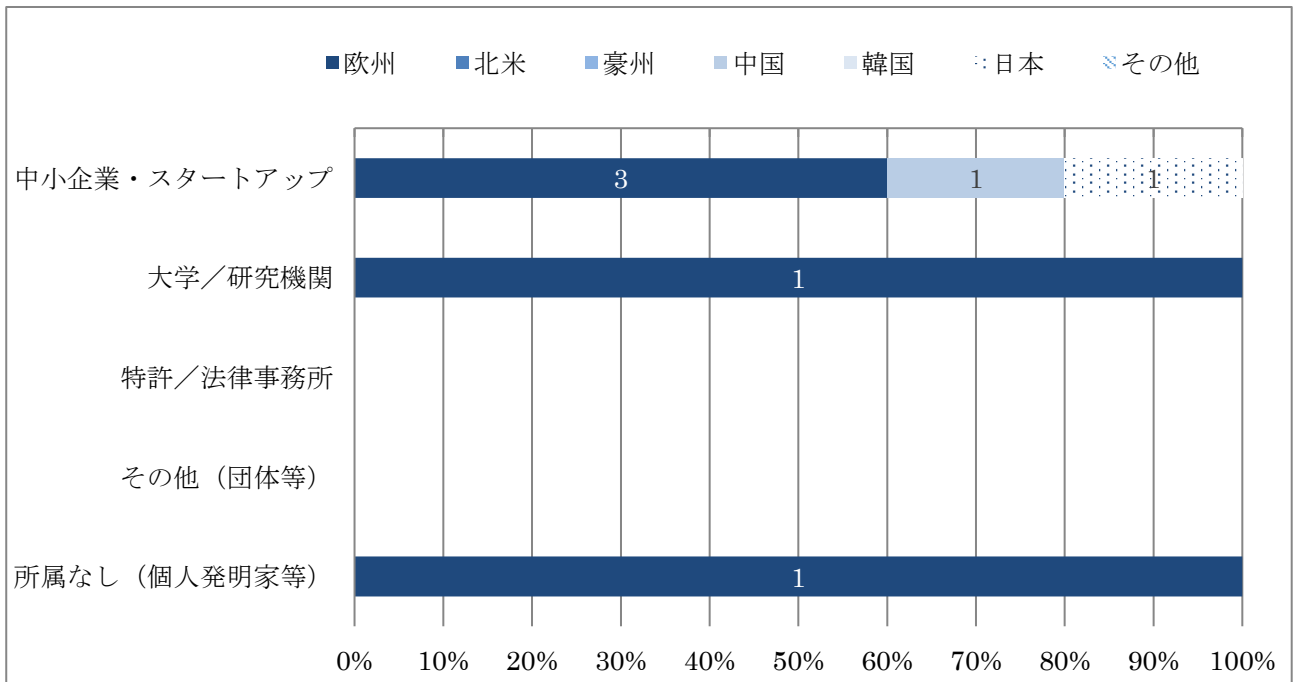
グラフ 2-8-5 特許を取得できなかった具体的な国・地域（所属別（北米・豪州））



グラフ 2-8-6 特許を取得できなかった具体的な国・地域（所属別（欧州））



グラフ 2-8-7 特許を取得できなかった具体的な国・地域（所属別（エストニア））



(9) 他者開示技術の利用の有無

Q8 他者によって開示された技術を、自己の発明に用いることがありますか。(複数回答)

全体では、「他者の技術を用いることはない」も一定割合(22.4%)あるが、①「学術論文、学術雑誌、学会発表の内容を使う」(28.6%)、②「展示会で得た情報を使う」(11.1%)、③「共同研究者・ビジネスパートナーから得た情報を使う」(20.7%)、④「プレスリリース・ウェブサイトの情報と使う」(12.0%)を合計すると、72.4%で回答全体の大半を占めており、何らかの形で公表された技術を利用していることが読み取れる。なお、「その他」(22件)には、例えば、研究者や教員の判断次第(4件)、研究目的で技術を使用することがある(1件)、オープンソース(1件)などがあつた。

国・地域別でも、全ての国・地域で上記①～④の合計が6割以上を占めており、国・地域に関係なく、公表された技術を利用していることが読み取れる。なお、日本に関しては、「他者の技術を用いることはない」が28.8%あり、他の国・地域よりも多くなっている。

所属別(全体)でも、全ての所属で、上記①～④の合計が5割以上を占めており、所属に関係なく公表された技術を利用していることが読み取れる。一方、「他者の技術を用いることはない」は、中小企業・スタートアップ、その他(団体等)、所属なし(個人発明家等)では2割を超えているが、大学/研究機関、特許/法律事務所では2割を下回つた。

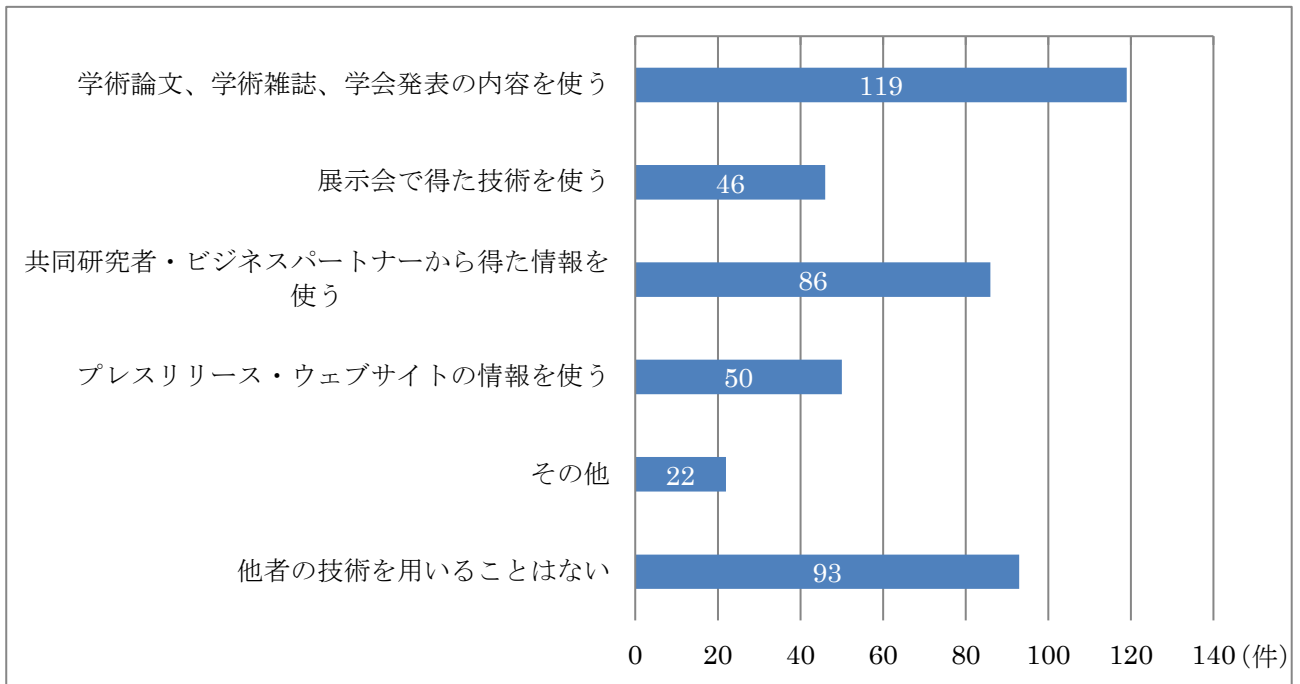
日本の所属別では、中小企業・スタートアップ、大学/研究機関で上記①～④の合計が6割を超えている。また、所属なし(個人発明家等)では、1件あつた回答が、「学術論文、学術雑誌、学会発表の内容を使う」であつた。そのため、所属に関係なく公表された技術を利用していることが読み取れる。なお、中小企業・スタートアップについては、「他者の技術を用いることはない」が34.7%であり、3割を超えている。

北米・豪州の所属別では、回答の有つた所属のうち、所属なし(個人発明家等)を除く所属で、上記①～④の合計が7割を超えており、中でも中小企業・スタートアップでは90.0%、大学/研究機関では90.9%となり、9割近以上を占めている。大学/研究機関については、「他者の技術を用いることはない」はなく、他者の技術を積極的に利用していることが伺える。

欧州の所属別では、すべての所属で上記①～④の合計が5割以上になっており、中でも中小企業・スタートアップ、大学/研究機関、特許/法律事務所では7割を超えている。これらの所属では、他者の技術を積極的に利用していることが伺える。

エストニアの所属別では、中小企業・スタートアップ、その他(団体等)で、上記①～④の合計が6割を超えている。また、大学/研究機関では上記①及び③を合計した割合が8割を占めた。さらに、所属なし(個人発明家等)では、上記②及び③で全回答を占めた。なお、中小企業・スタートアップについては、「他者の技術を用いることはない」が38.5%となり、4割近くに上つた。

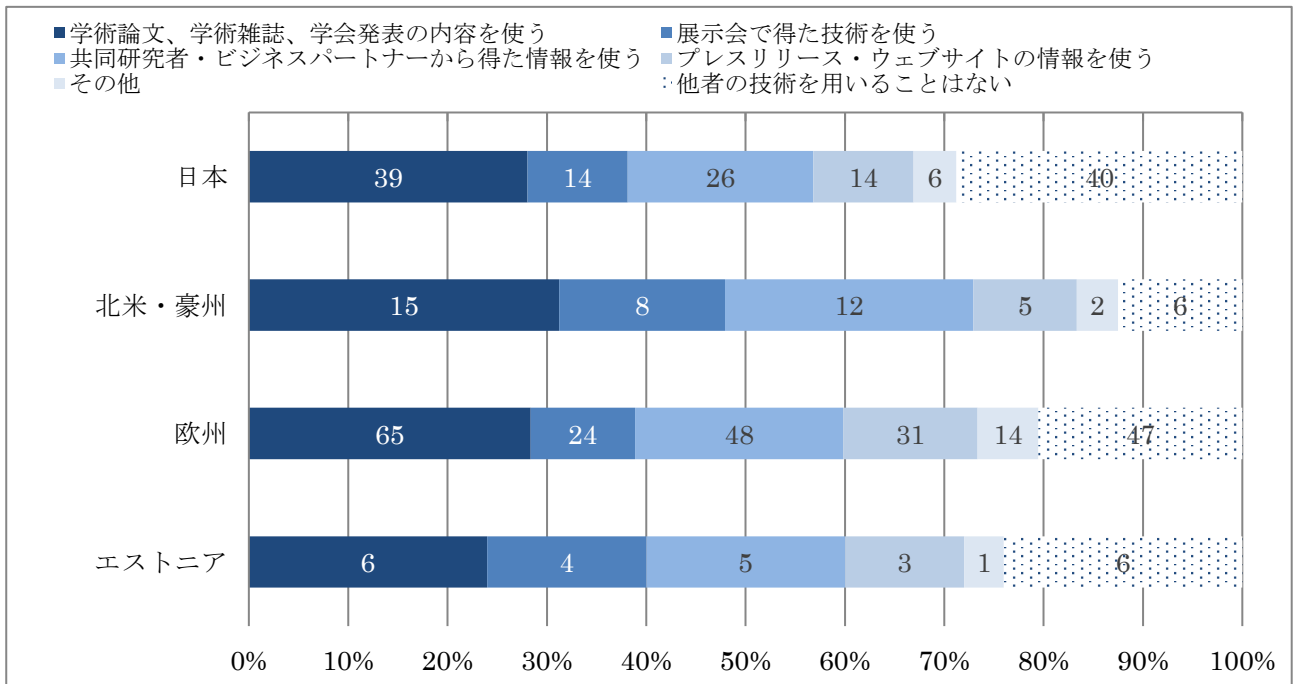
グラフ 2-9-1 他者開示技術の利用の有無（全体）



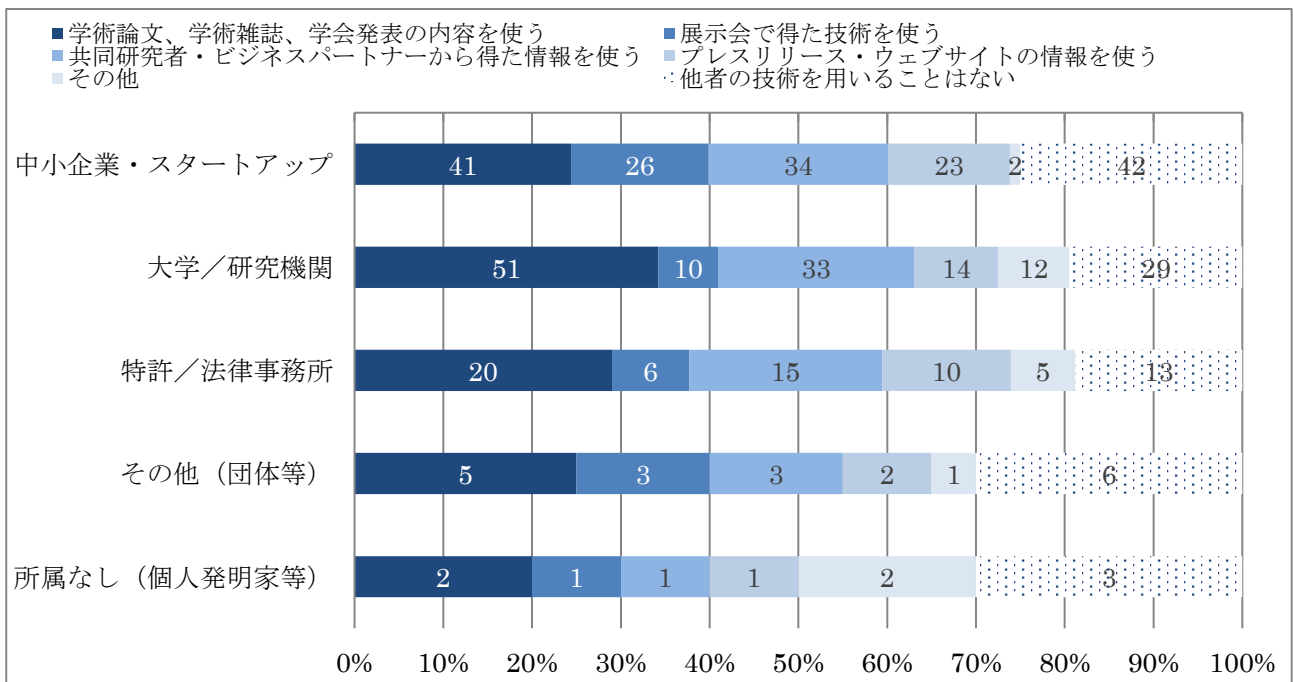
「その他」の内訳

- ・ 研究者や教員の判断次第（4件）
- ・ 研究目的で技術を使用することがある（1件）
- ・ オープンソース（1件）
- ・ その他（16件）

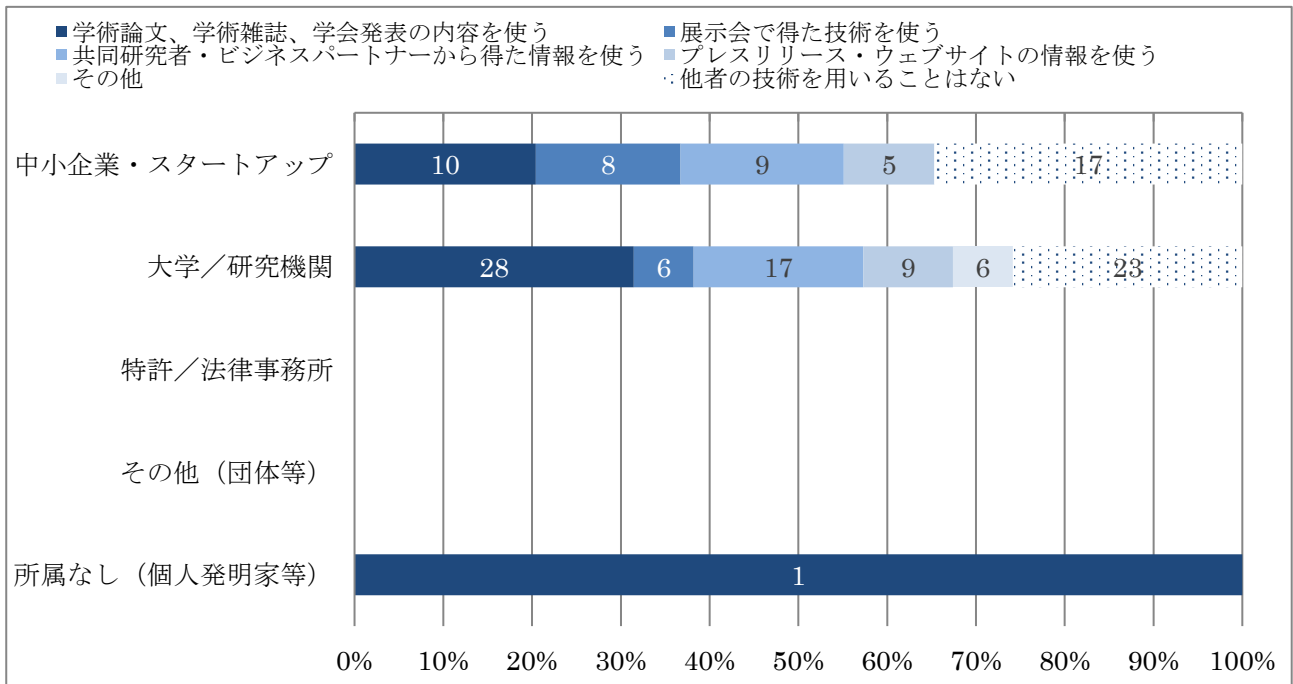
グラフ 2-9-2 他者開示技術の利用の有無（国・地域別）



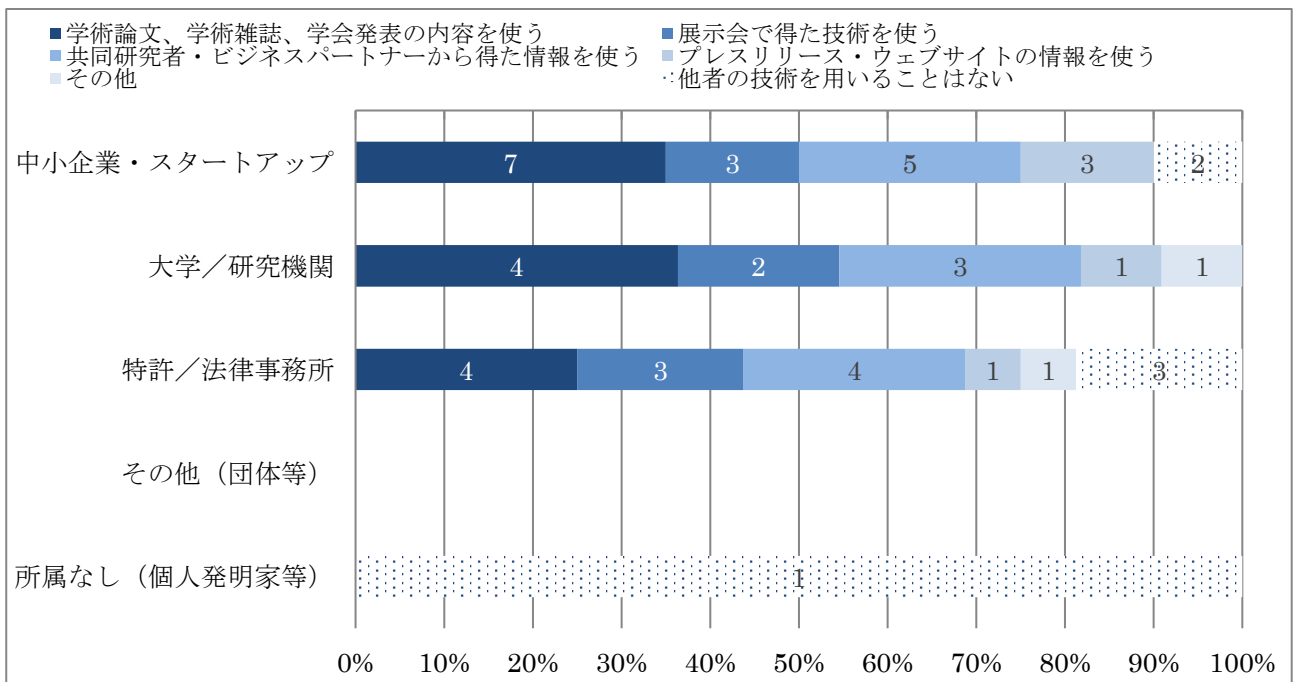
グラフ 2-9-3 他者開示技術の利用の有無（所属別（全体））



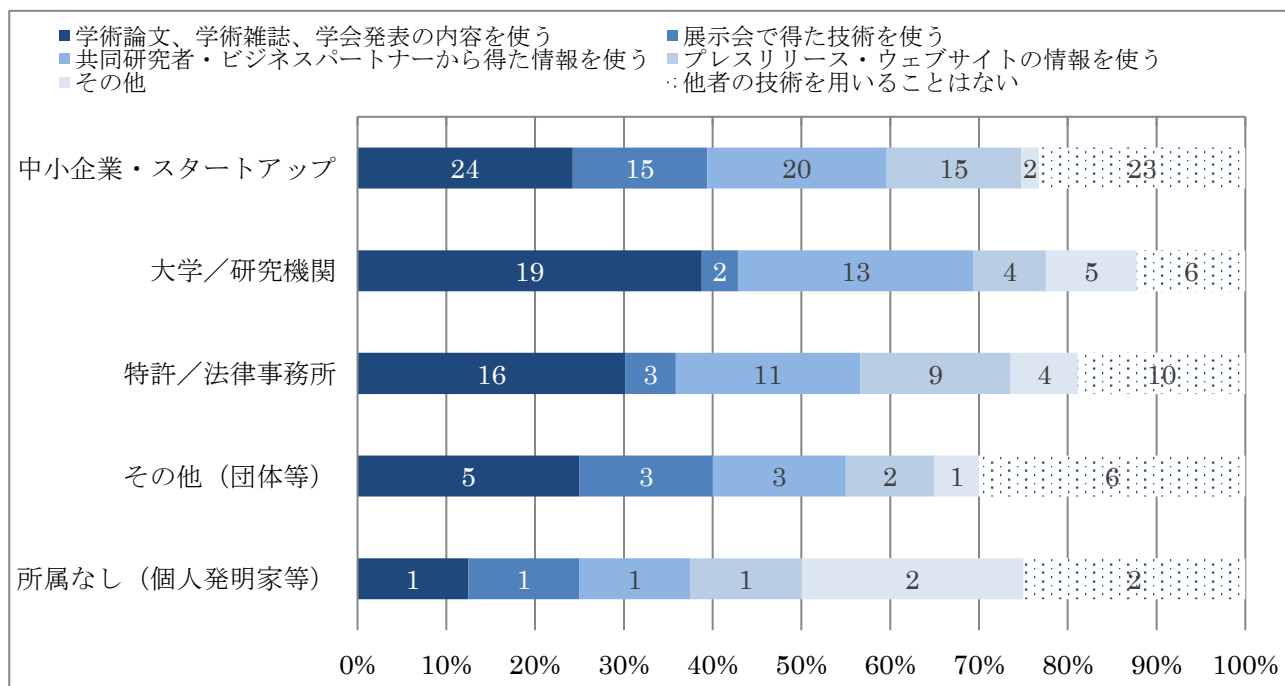
グラフ 2-9-4 他者開示技術の利用の有無（所属別（日本））



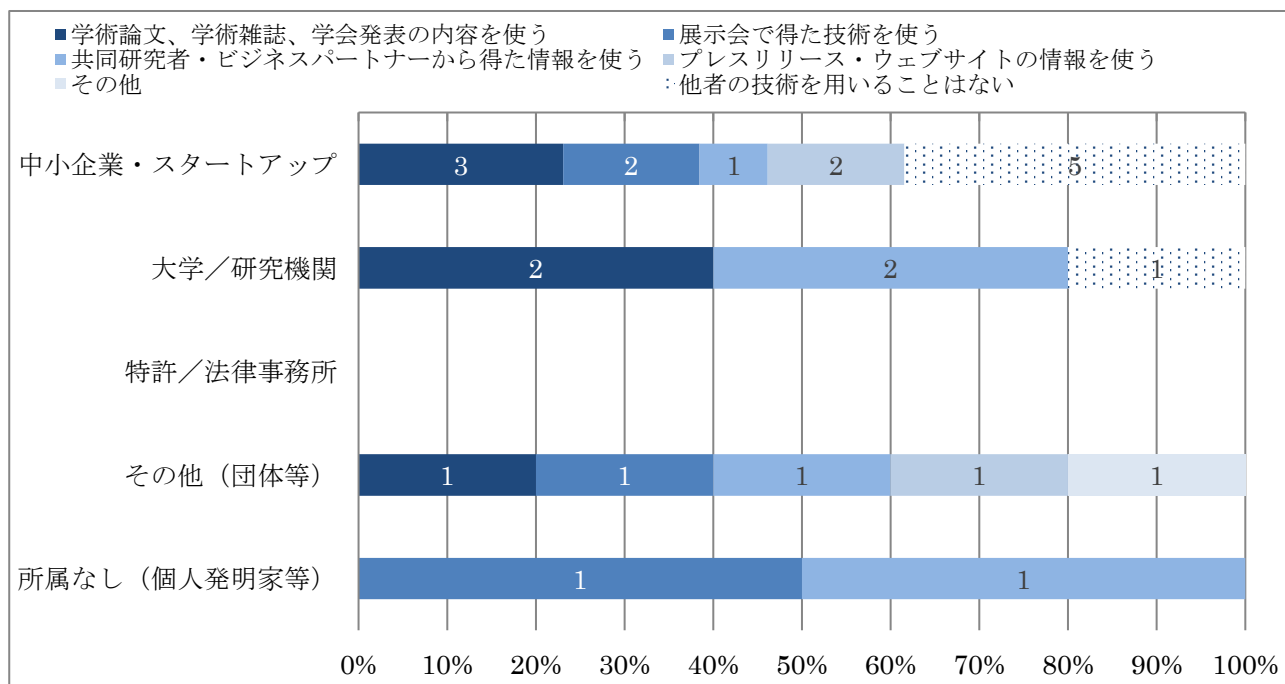
グラフ 2-9-5 他者開示技術の利用の有無（所属別（北米・豪州））



グラフ 2-9-6 他者開示技術の利用の有無（所属別（欧州））



グラフ 2-9-7 他者開示技術の利用の有無（所属別（エストニア））



(10) 特許権の侵害の有無の確認方法

Q8A Q8で「使う」と回答した方にお尋ねします。その発表内容の利用により、特許権侵害の問題がないことをどのように確認しますか。(複数回答)

全体では、①「特許庁が公表している特許情報を確認する」が45.4%で最も多くなっている。これに②「専門家に相談する」(28.6%)、③「著者／発表者に問い合わせる」(16.4%)を合計すると、全体の90.3%を占める。他者の技術を利用している者のうち多くの者は、何らかの形で特許権侵害の問題がないかを確認していることが伺える。なお、「その他」(13件)には、例えば、物質移動合意書(1件)、商用DBも用いて自社で特許クリアランスを行う(1件)、自社による文献調査の実施と分析の依頼(1件)などが見られた。

国・地域別でも、全ての国・地域で上記①～③の合計が9割近くを占めている。一方で、「特に確認しない」は、どの国・地域でも1割を下回っている。どの国・地域でも、他者の技術を利用している者のうち多くの者は、何らかの形で特許権侵害の問題がないかを確認していることが伺える。

所属別でも、中小企業・スタートアップ、大学／研究機関、特許／法律事務所で、上記①～③の合計が9割近くを占めた。その他(団体等)、所属なし(個人発明家等)では、「著者／発表者に問い合わせる」はなかったが、上記①及び②の合計が、6割を上回っている。そのため、所属に関係なく、他者の技術を利用している者のうち多くの者は、何らかの形で特許権侵害の問題がないかを確認していることが伺える。一方で、「特に確認しない」は、その他(団体等)で最も割合が多くなったが、回答数としては1件のみである。大学／研究機関、特許／法律事務所では、「特に確認しない」は1割に満たず、中小企業・スタートアップ、所属なし(個人発明家等)では、0件である。

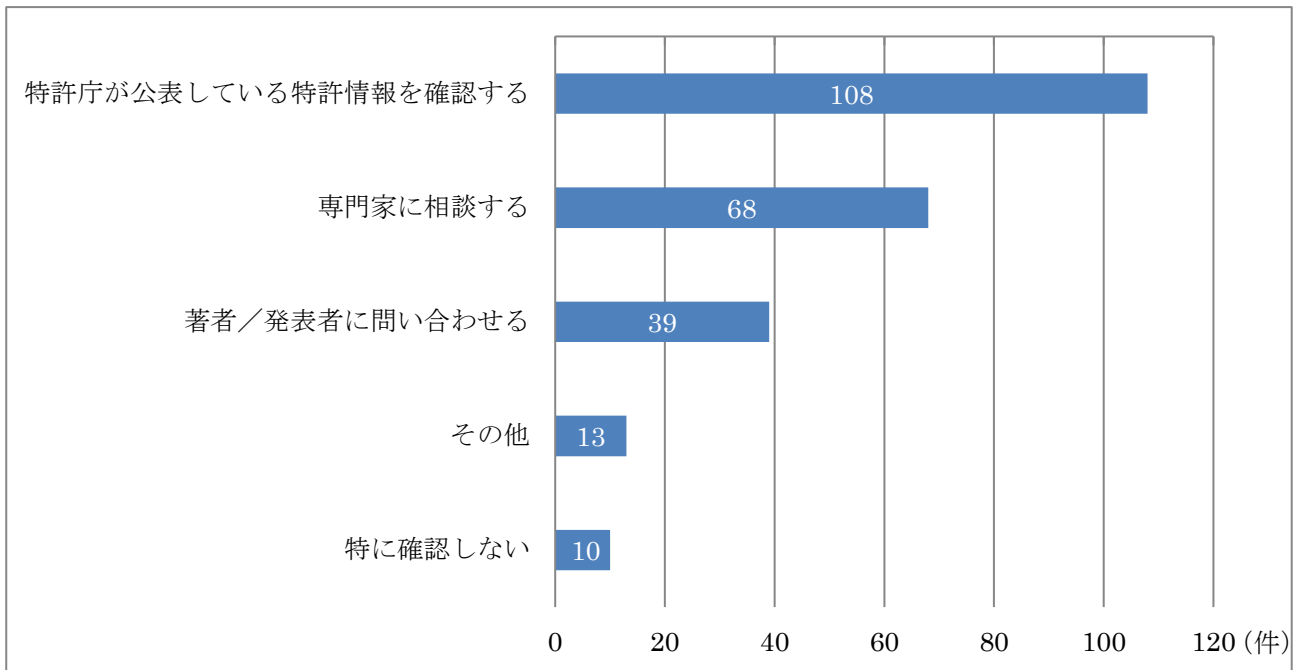
日本の所属別でも、中小企業・スタートアップ、大学／研究機関で、上記①～③の合計が9割近くを占めた。所属なし(個人発明家等)では、「特許庁が公表している特許情報を確認する」、「著者／発表者に問い合わせる」はなかったものの、「専門家に相談する」が全回答を占めた。一方で、「特に確認しない」は、大学／研究機関のみにあり、その割合は1割程度にとどまった。

北米・豪州の所属別でも、中小企業・スタートアップ、大学／研究機関で上記①～③の合計が100%を占めた。また、特許／法律事務所についても、87.5%を占めた。

欧州の所属別でも、中小企業・スタートアップ、大学／研究機関、特許／法律事務所で、上記①～③の合計が9割近くを占めた。その他(団体等)では、「著者／発表者に問い合わせる」はなかったものの、上記①及び②を合計したものが66.7%を占め回答の6割を超えた。また、所属なし(個人発明家等)でも、「著者／発表者に問い合わせる」はなかったものの、上記①及び②を合計したものが80.0%を占めた。

エストニアの所属別でも、大学／研究機関で上記①～③の合計が100%を占めた。また、中小企業・スタートアップでは上記①～③の合計が88.9%となった。所属なし(個人発明家等)では、「著者／発表者に問い合わせる」はなかったものの、上記①及び②を合計したものが100%を占めた。また、その他(団体等)では、上記①及び②を合計したものが66.7%を占めた。

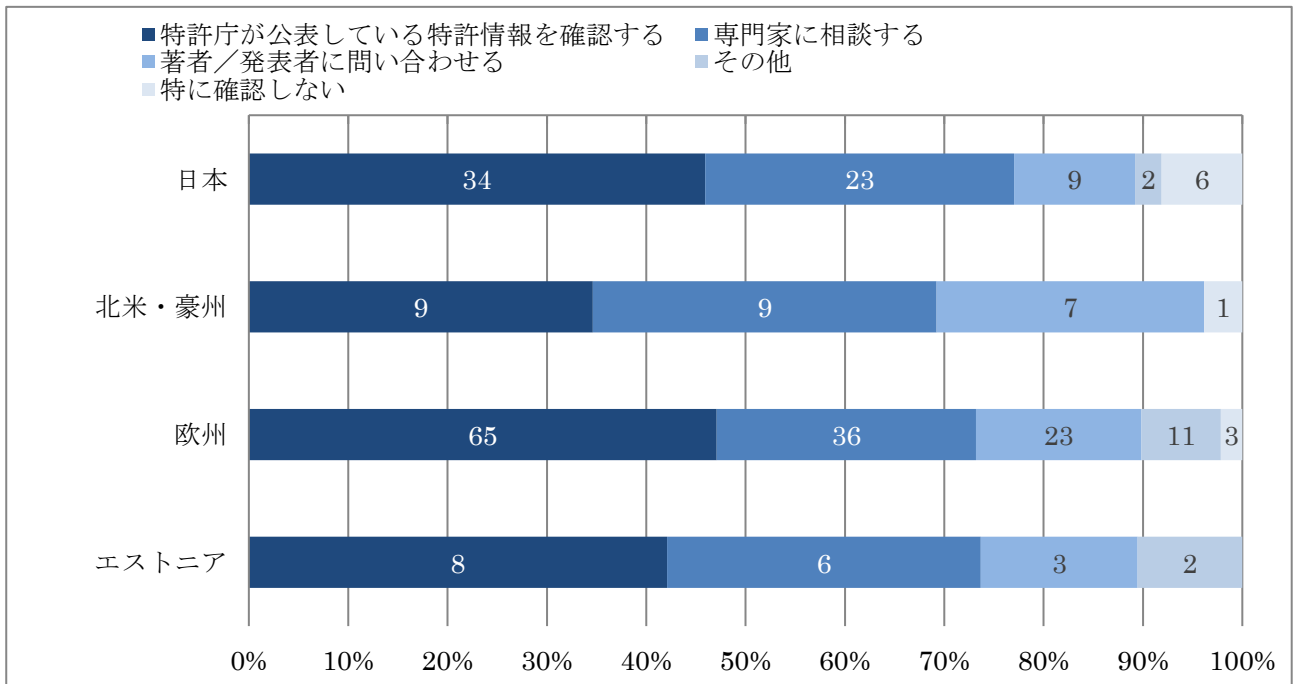
グラフ 2-10-1 特許権の侵害の有無の確認方法（全体）



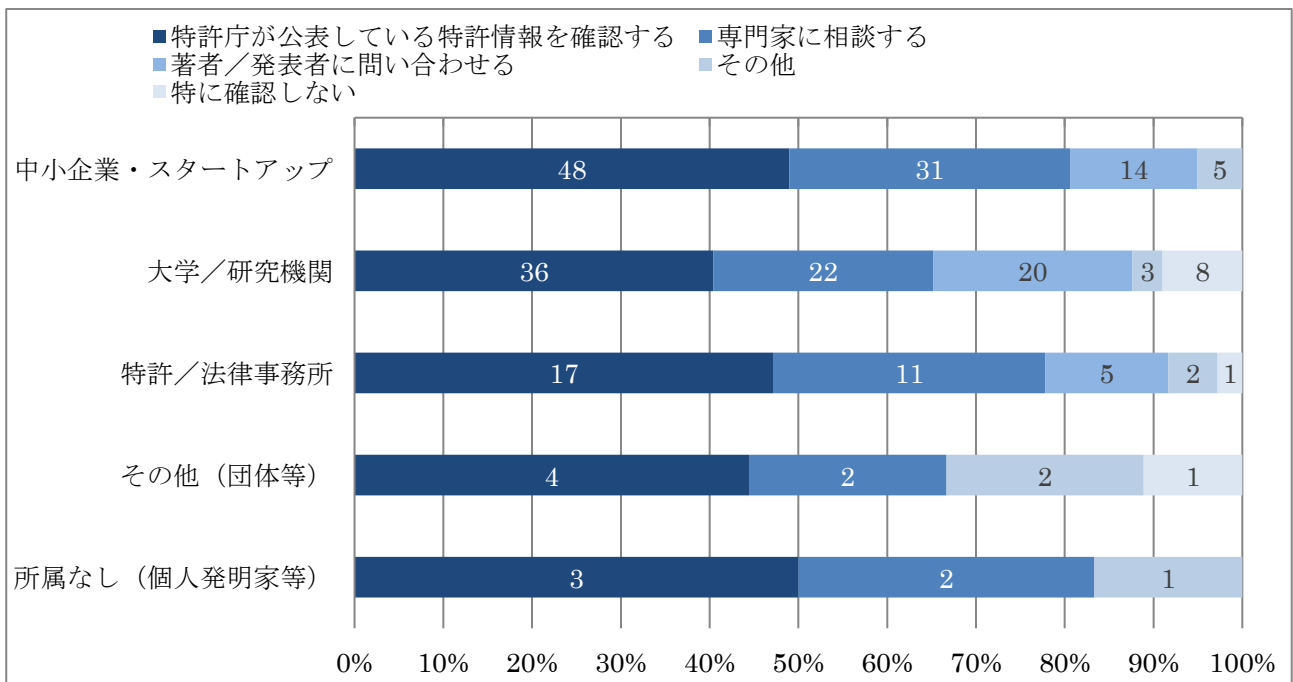
「その他」の内訳

- ・ 物質移動合意書（1件）
- ・ 商用DBも用いて自社で特許クリアランスを行う（1件）
- ・ 当社による文献調査の実施と分析の依頼（1件）
- ・ その他（10件）

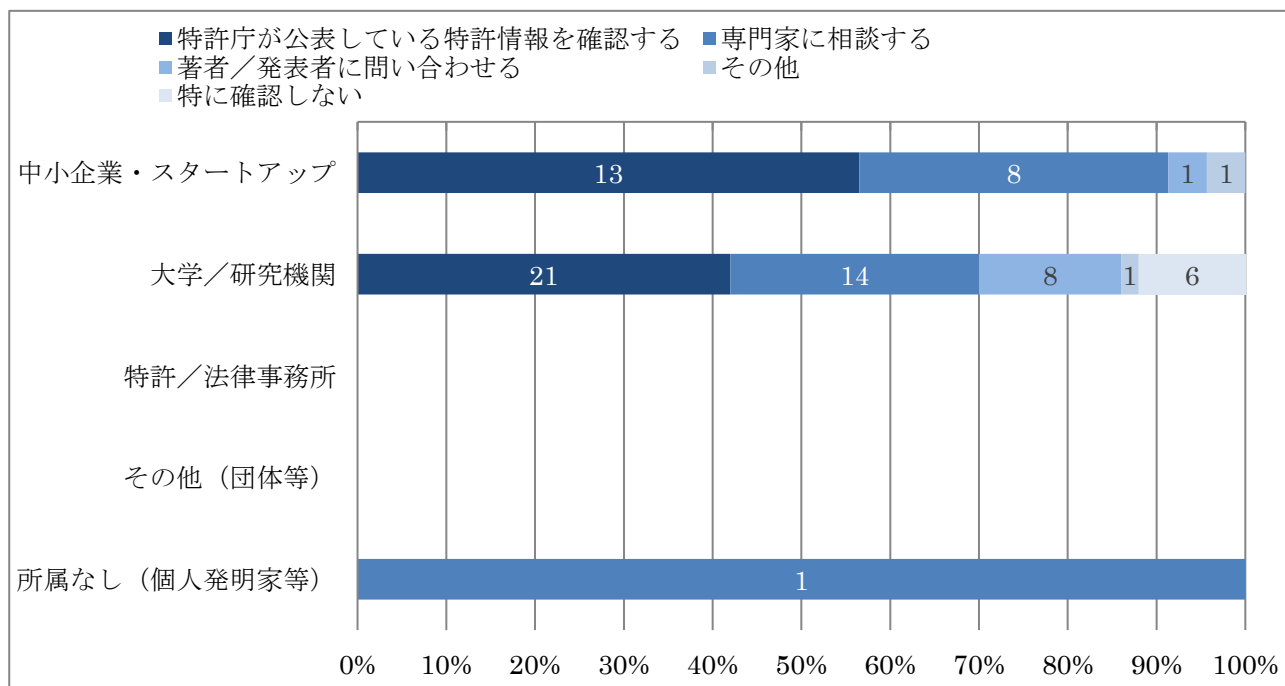
グラフ 2-10-2 特許権の侵害の有無の確認方法（国・地域別）



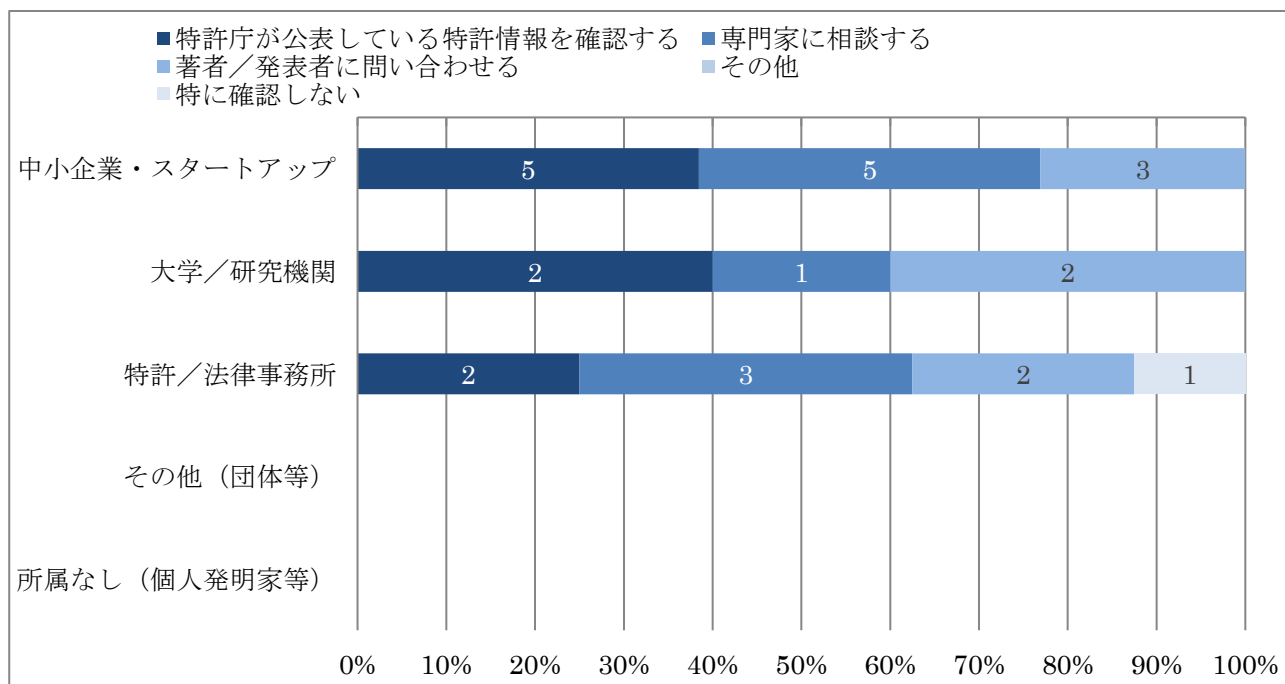
グラフ 2-10-3 特許権の侵害の有無の確認方法（所属別（全体））



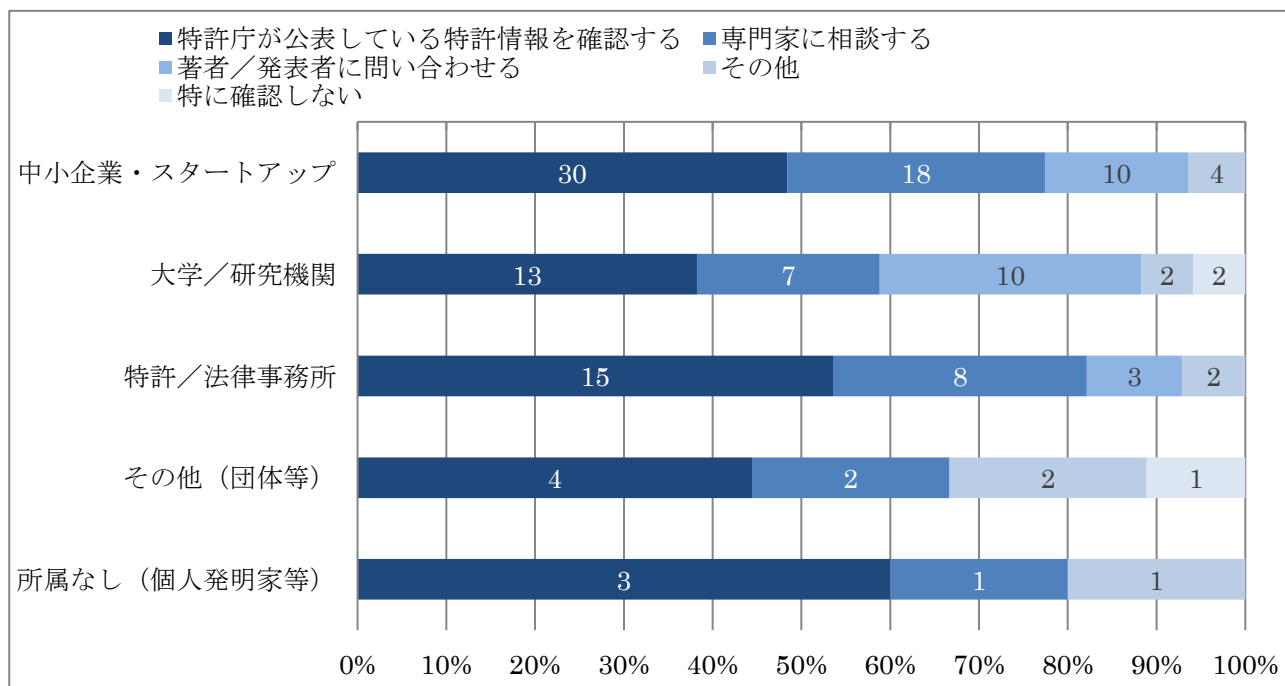
グラフ 2-10-4 特許権の侵害の有無の確認方法（所属別（日本））



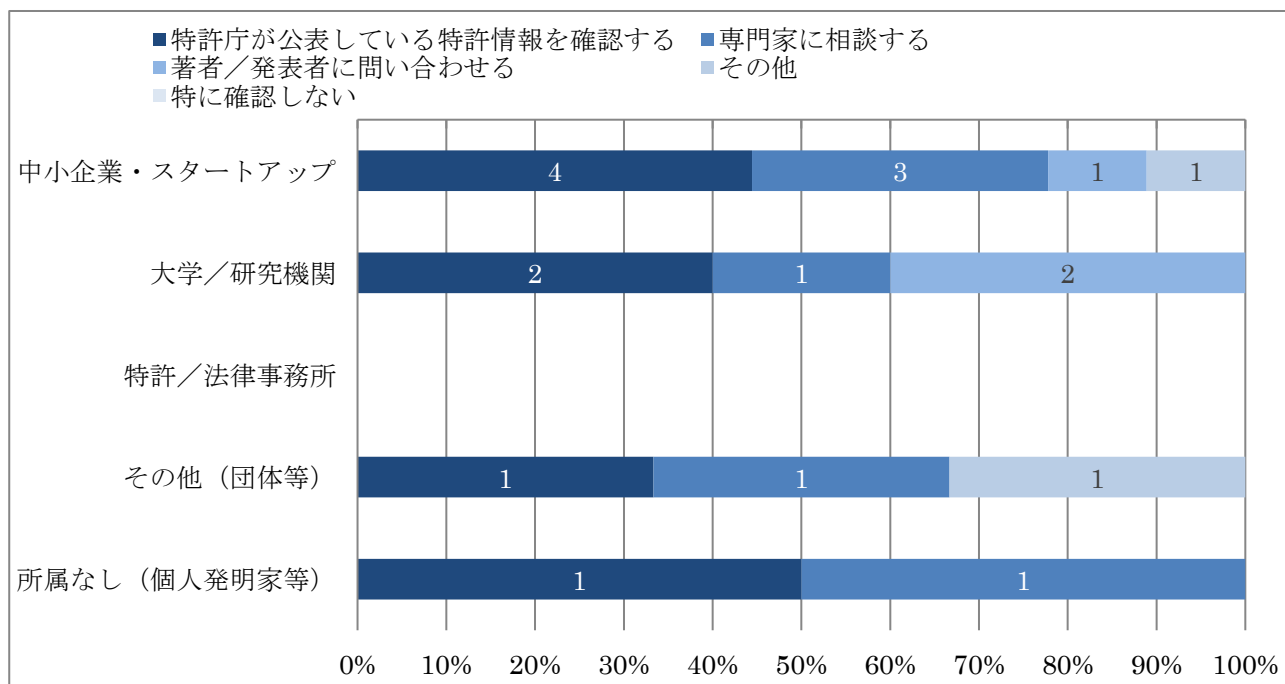
グラフ 2-10-5 特許権の侵害の有無の確認方法（所属別（北米・豪州））



グラフ 2-10-6 特許権の侵害の有無の確認方法（所属別（欧州））



グラフ 2-10-7 特許権の侵害の有無の確認方法（所属別（エストニア））



(1 1) 技術の利用の継続ができなくなった経験

Q8B Q 8で「使う」と回答した方にお尋ねします。他者によって開示された技術を利用したために、後に特許権の侵害で、警告を受ける、訴訟を提起されるなど、技術の利用の継続ができなくなったことがありますか。

全体では、「ない」が88.7%で全回答のほとんどを占めており、開示された技術をめぐるトラブルは少ないものと考えられる。

国・地域別でも、エストニアでは「ない」のみであり、日本、北米・豪州、欧州でも「ない」が少なくとも8割以上を占め、国・地域に関係なく、開示された技術をめぐるトラブルは少ないものと考えられる。

所属別でも、その他（団体等）、所属なし（個人発明家等）は、「ない」のみであり、大学／研究機関も「ない」が98.3%で100%に迫っている。中小企業・スタートアップ、特許／法律事務所では「ない」は7～8割程度である。特許／法律事務所は、トラブルの相談が持ち込まれる場所という性質上、他の所属と比べて、「ない」の割合が少なくなったものと思われる。

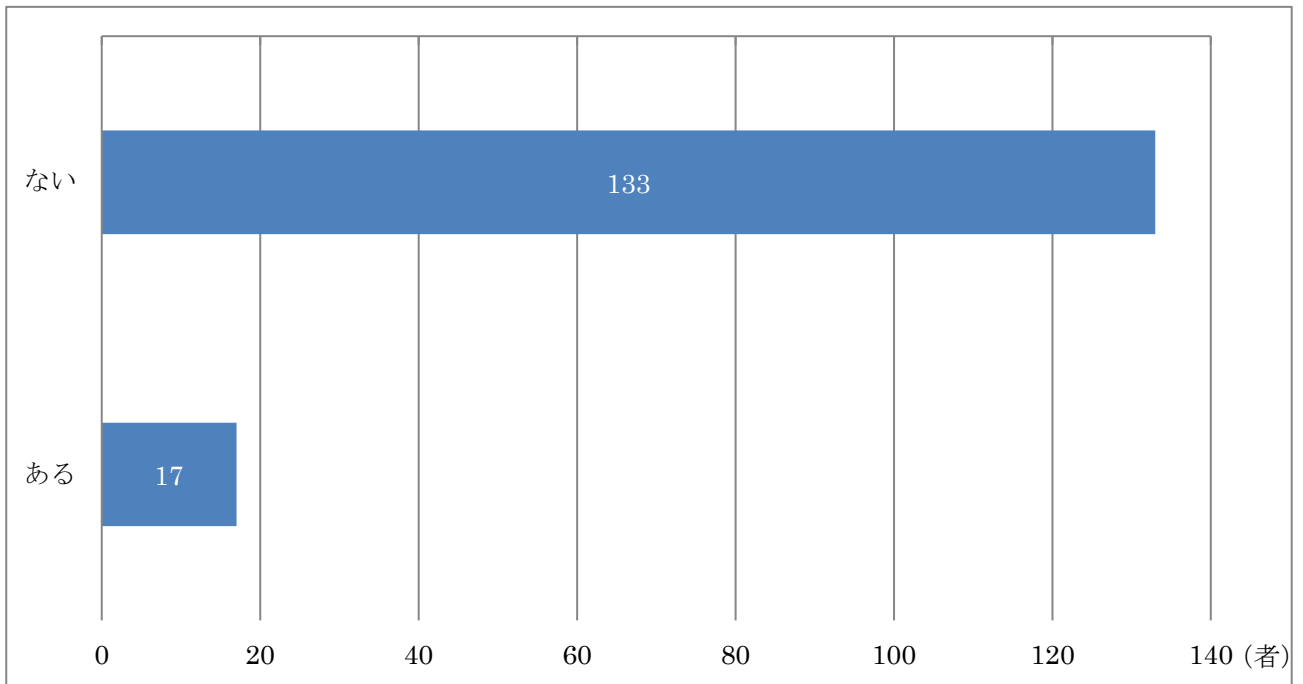
日本の所属別でも、大学／研究機関、所属なし（個人発明家等）で「ない」がすべてを占め、中小企業・スタートアップでも「ない」が92.9%で100%に迫り、開示された技術をめぐるトラブルは少ないものと考えられる。

北米・豪州の所属別でも、中小企業・スタートアップ、大学／研究機関で「ない」がすべてを占めた。特許／法律事務所で「ある」が1件だけあるが、この1件以外の回答はすべて「ない」である。

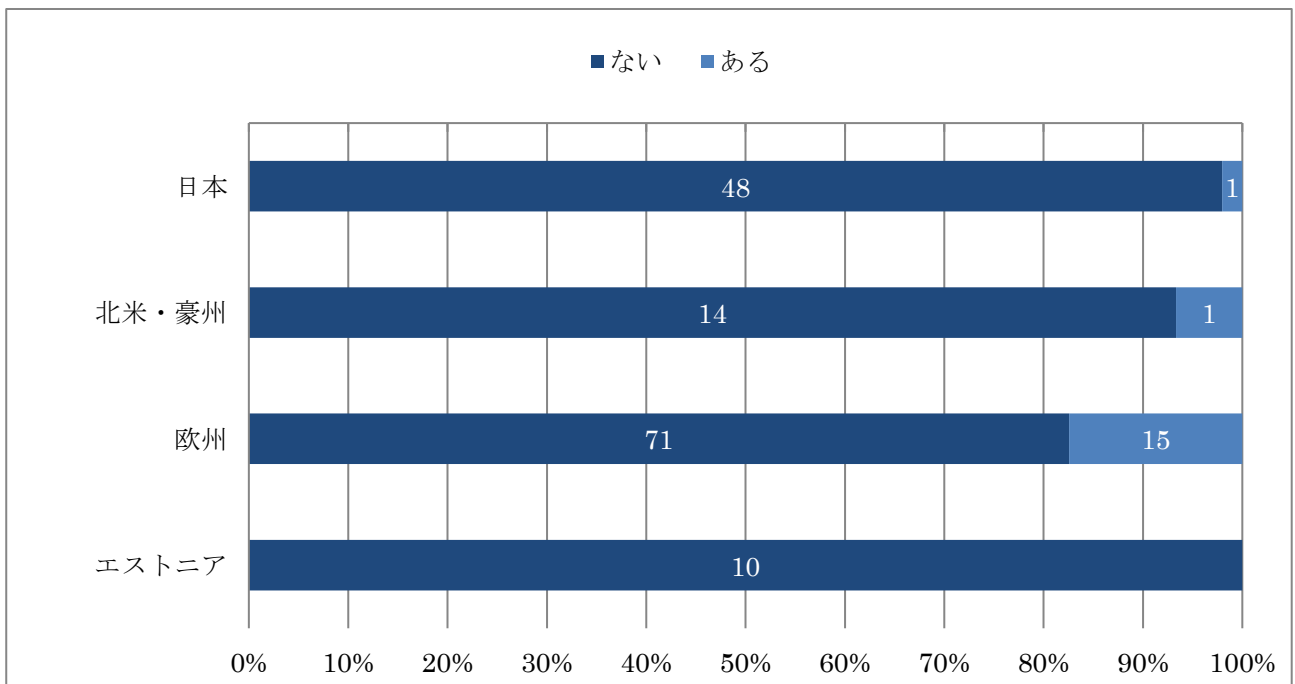
欧州の所属別でも、すべての所属で「ない」が7割以上を占めた。

エストニアの所属別でも、回答のあった中小企業・スタートアップ、大学／研究機関、その他（団体等）、所属なし（個人発明家等）は、「ない」がすべてを占めた。

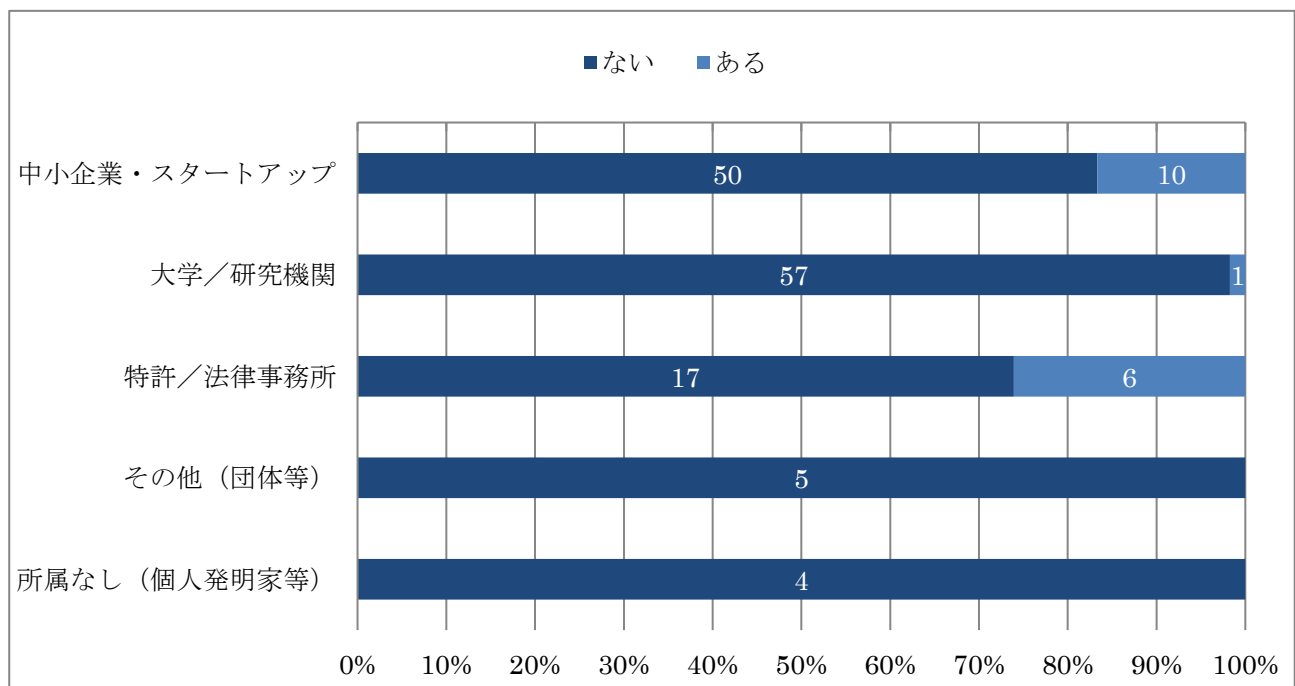
グラフ 2-11-1 技術の利用の継続ができなくなった経験（全体）



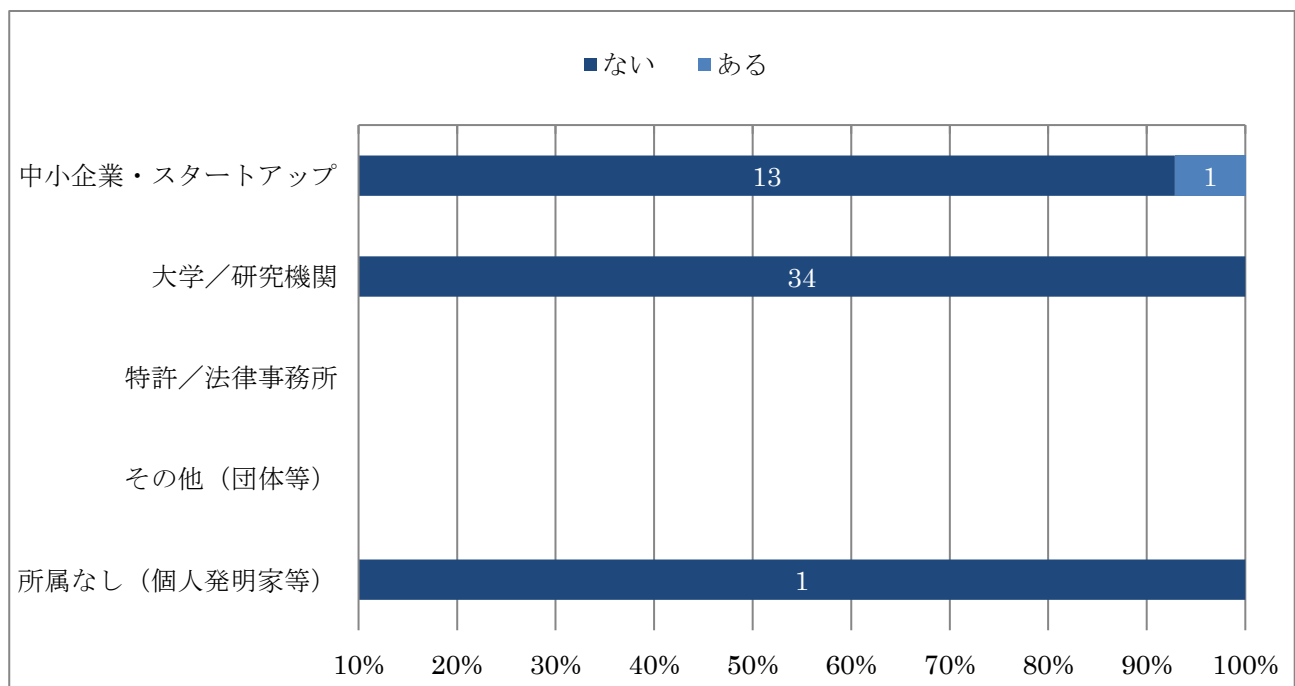
グラフ 2-11-2 技術の利用の継続ができなくなった経験（国・地域別）



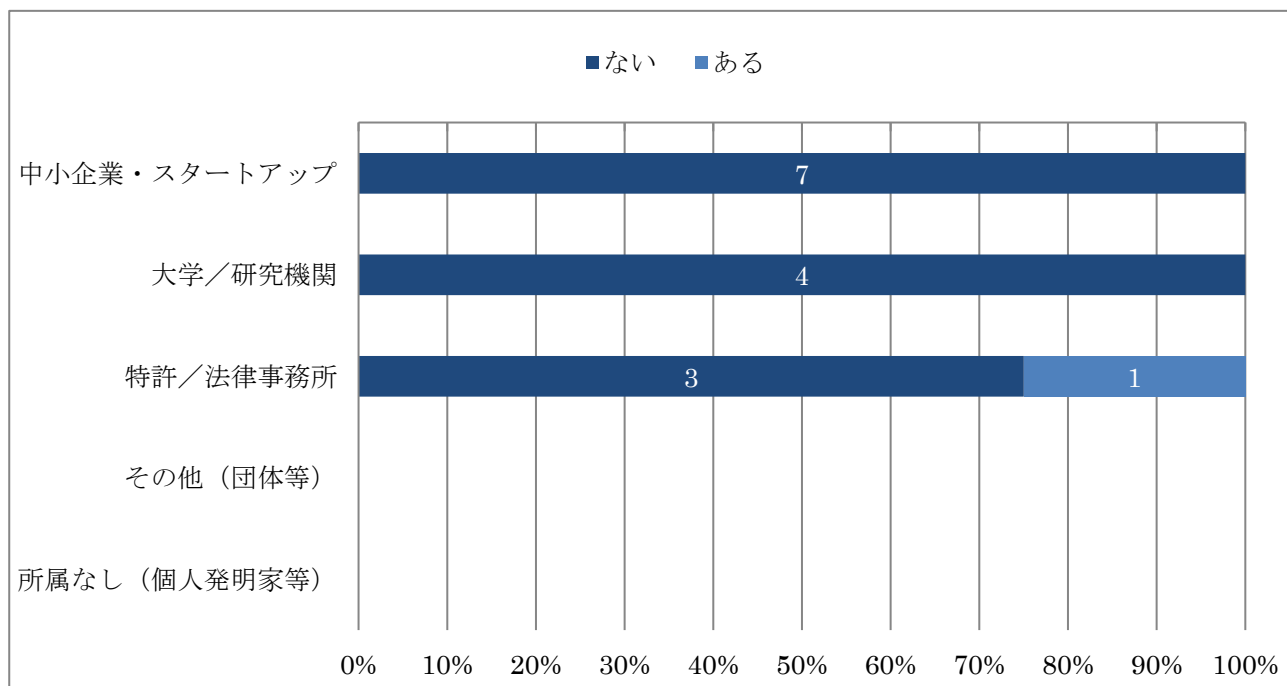
グラフ 2-11-3 技術の利用の継続ができなくなった経験（所属別（全体））



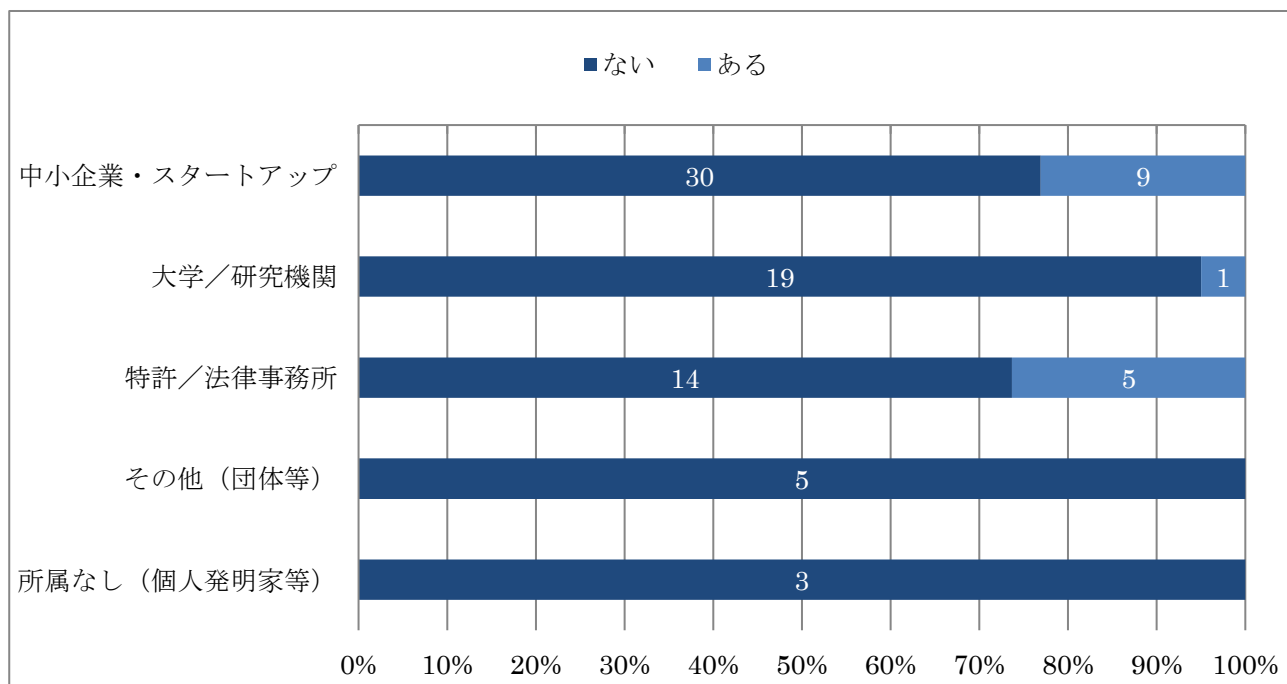
グラフ 2-11-4 技術の利用の継続ができなくなった経験（所属別（日本））



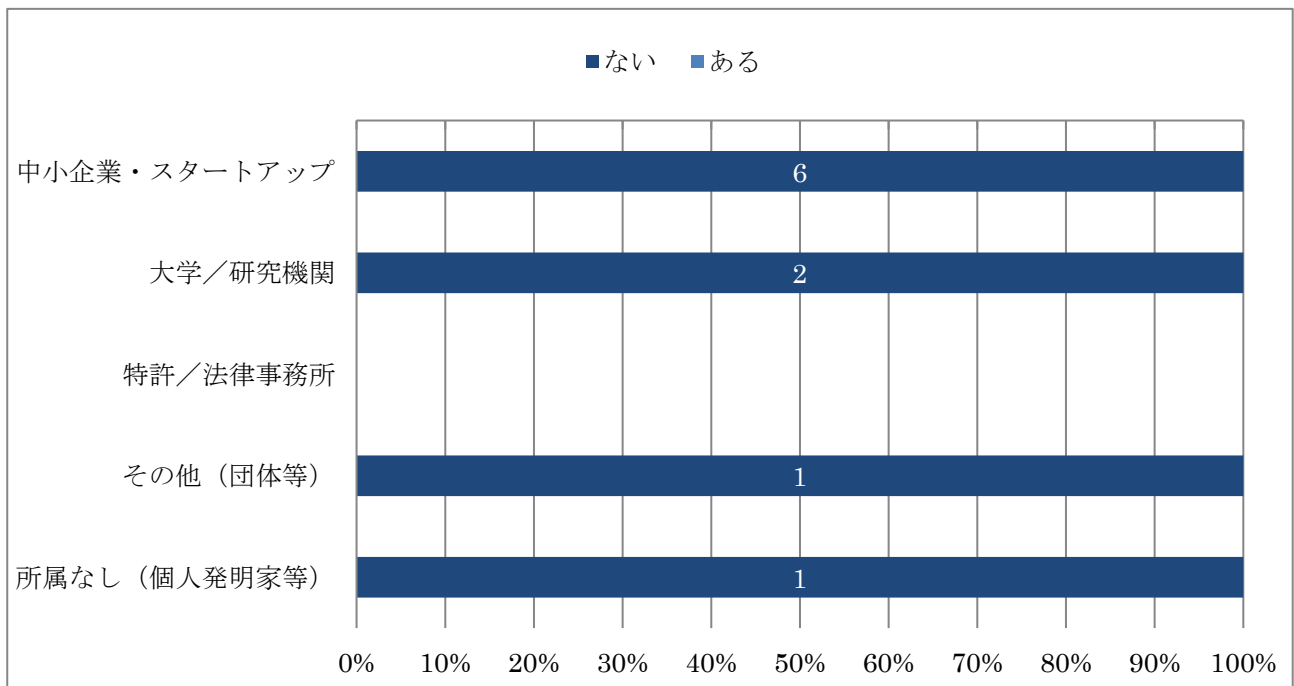
グラフ 2-11-5 技術の利用の継続ができなくなった経験（所属別（北米・豪州））



グラフ 2-11-6 技術の利用の継続ができなくなった経験（所属別（欧州））



グラフ 2-11-7 技術の利用の継続ができなくなった経験（所属別（エストニア））



(12) 相手方の行動

Q8B_1 前問であると回答した方にお伺いします。相手からどのようなアクションを起こされましたか。(複数回答)

全体では、本問への回答件数は23件にとどまった。この中では、「警告を受けた」が52.2%で他の選択肢のものよりも多くなった。なお、「その他」(2件)には、交渉(1件)、持分の交換(1件)があった。

国・地域別では、エストニアは回答がなく、日本では「警告を受けた」のみがあった。北米・豪州、欧州では「警告を受けた」、「訴訟を提起された」があった。ただ、いずれも回答の数はわずかであった。

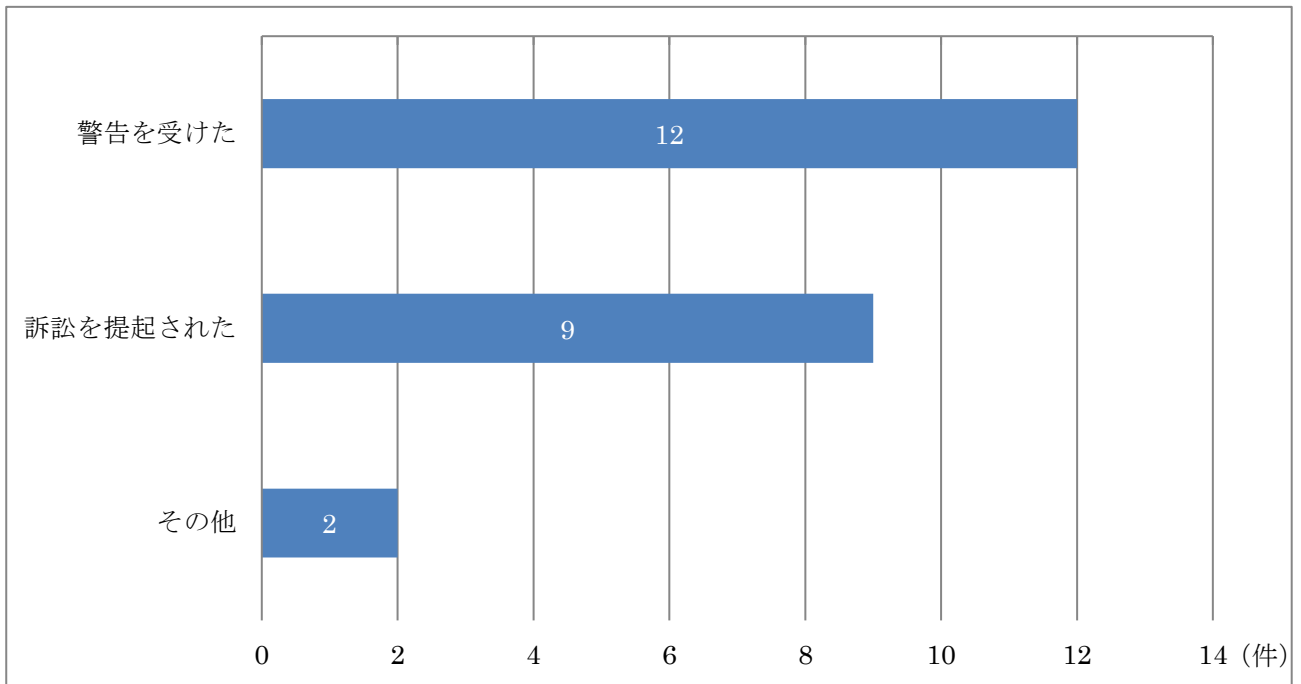
所属別では、その他(団体等)、所属なし(個人発明家等)は回答がなく、中小企業・スタートアップ、特許/法律事務所で「警告を受けた」、「訴訟を提起された」、「その他」があった。また、大学/研究機関では「警告を受けた」のみがあった。特許/法律事務所で回答が多いのは、トラブルが持ち込まれる場所という性質が関係していると思われる。

日本の所属別では、中小企業・スタートアップで「警告を受けた」が1件だけあり、「訴訟を提起された」はなかった。

北米・豪州の所属別では、特許/法律事務所のみ回答があり、「警告を受けた」、「訴訟を提起された」が1件ずつあった。

欧州の所属別では、中小企業・スタートアップ、特許/法律事務所で「警告を受けた」、「訴訟を提起された」があった。大学/研究機関では、「警告を受けた」が1件だけあった。

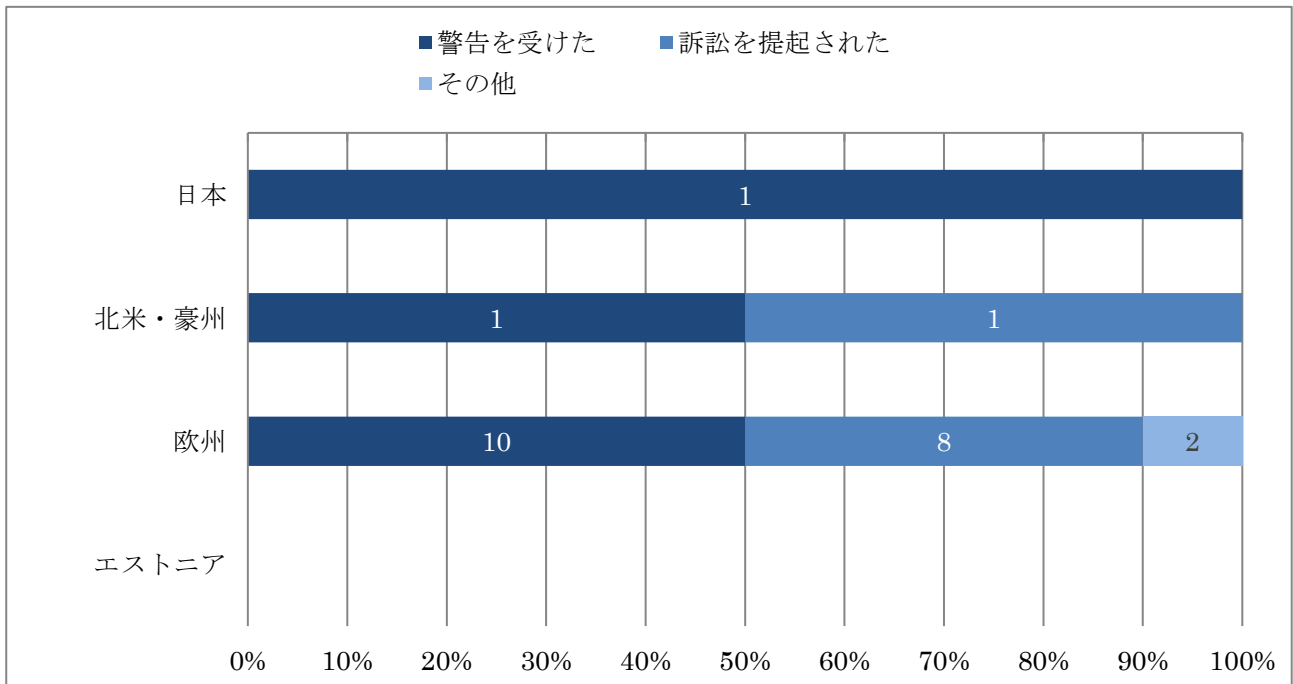
グラフ 2-12-1 相手方の行動（全体）



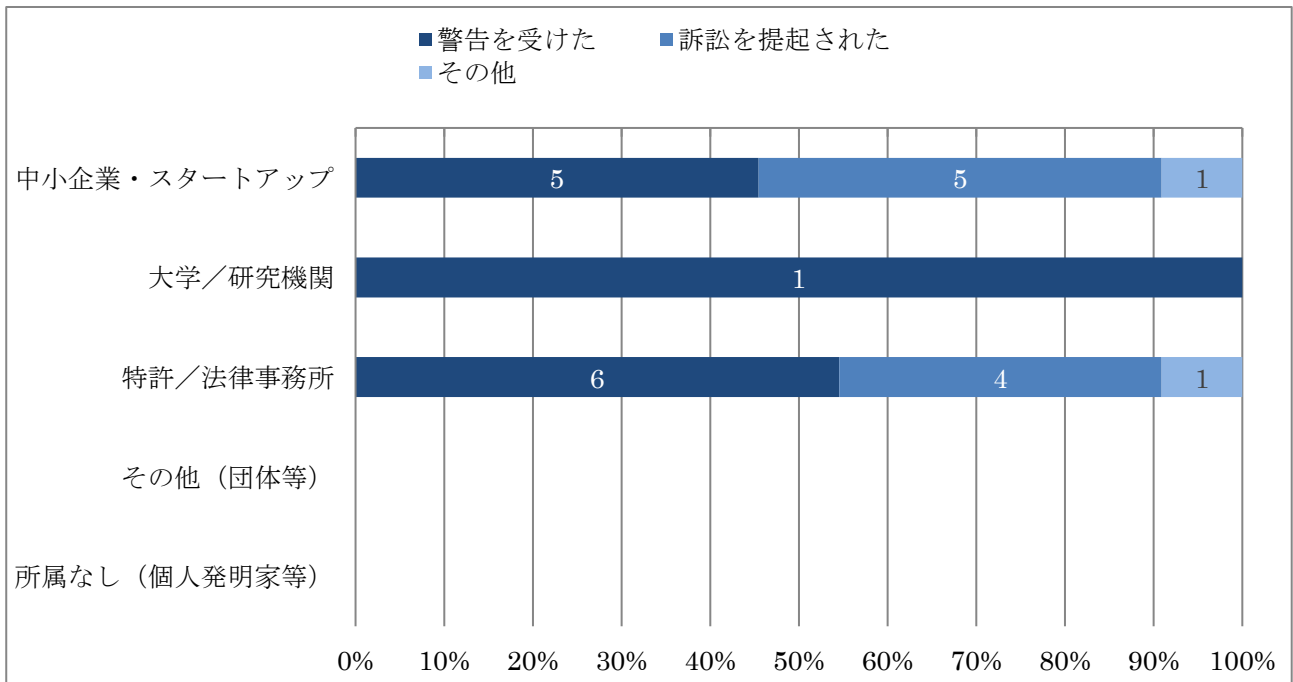
「その他」の内訳

- ・ 交渉（1件）
- ・ 持分の交換（1件）

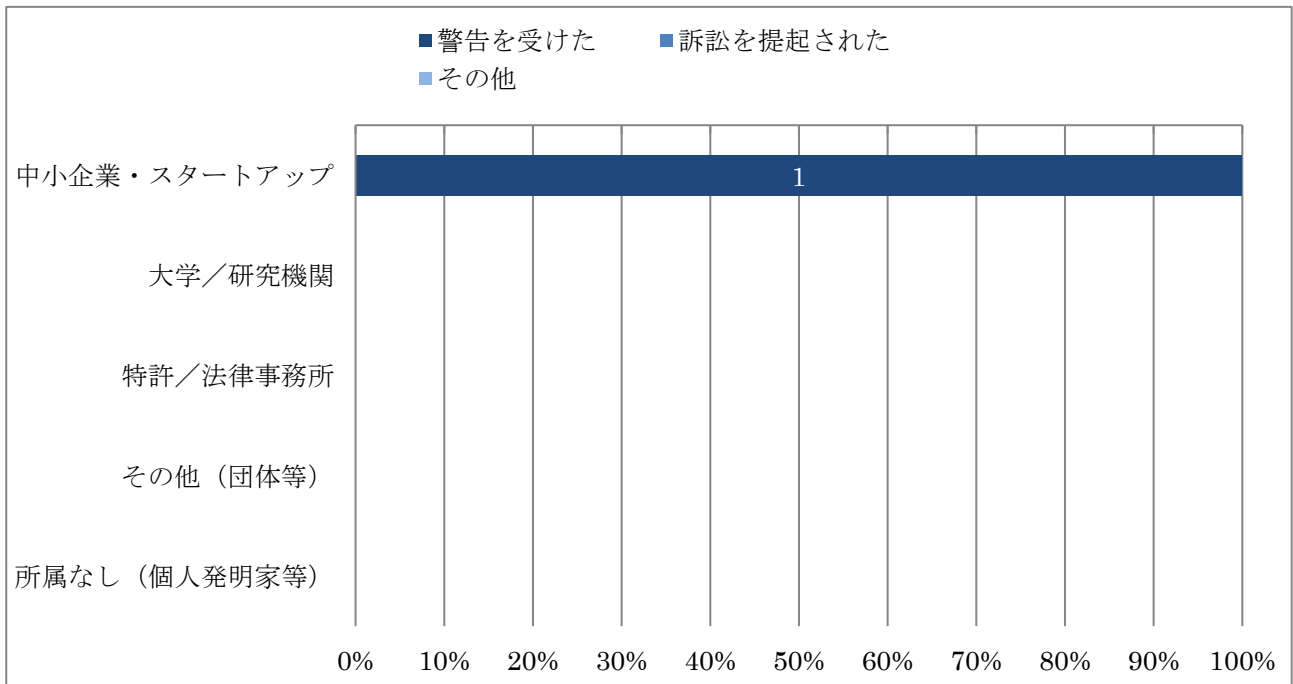
グラフ 2-12-2 相手方の行動（国・地域別）



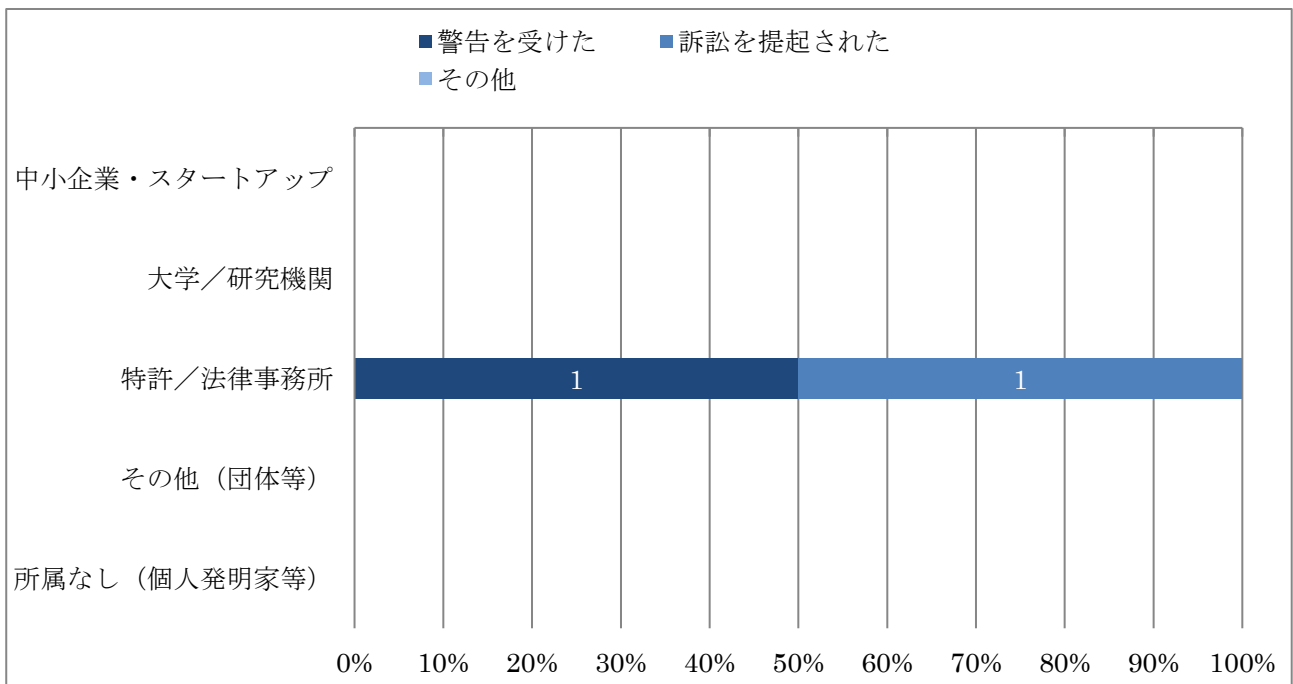
グラフ 2-12-3 相手方の行動（所属別（全体））



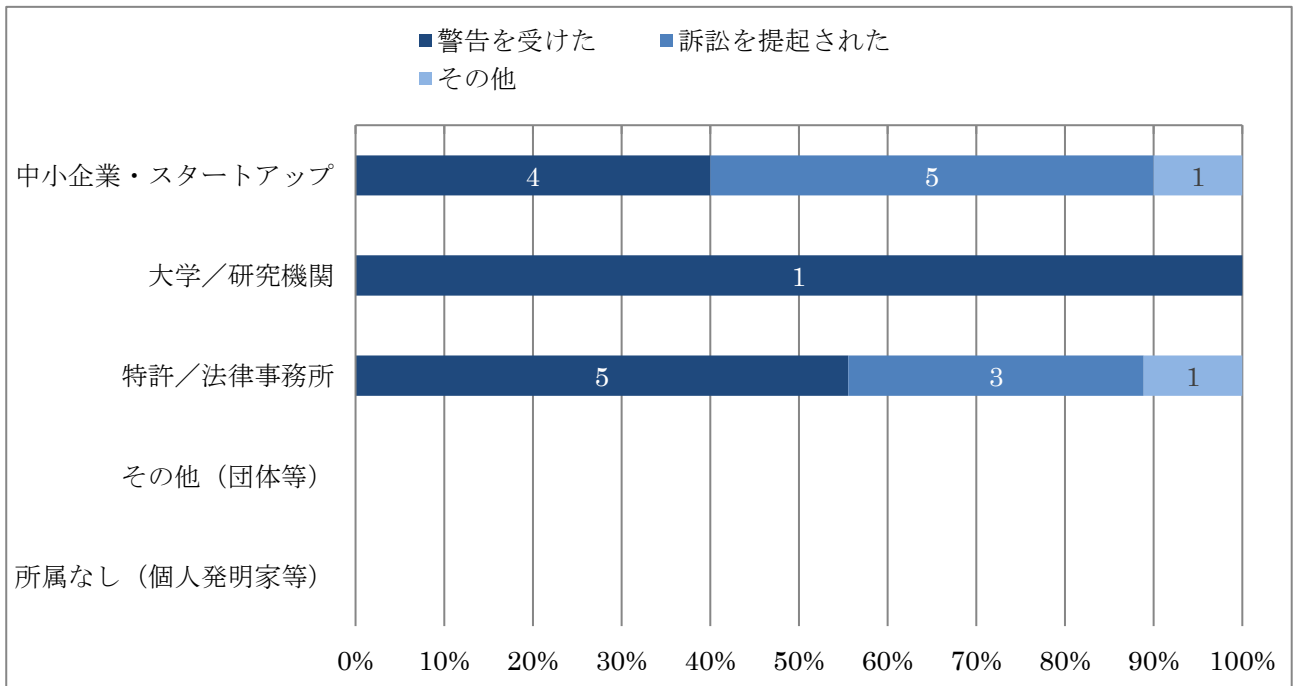
グラフ 2-12-4 相手方の行動（所属別（日本））



グラフ 2-12-5 相手方の行動（所属別（北米・豪州））



グラフ 2-12-6 相手方の行動（所属別（欧州））



第4部 まとめ

第1章 調査結果

1. 研究開発や製品開発成果の取扱い

研究開発や製品開発の成果が出た際は、全体の68.6%の者が「特許出願」をするとの結果が出た。これは、発表や報告などで、発明の新規性を喪失することを避けるためと思われる。欧州では、70.9%の者が「特許出願」をするとしており、他の国・地域よりその割合が多くなっているが、これは、グレースピリオドの適用要件が厳しいことが影響しているものと思われる。なお、「特許出願」以外をすすとした者も、報告や発表の際に気を付けている点として、「発表日の前に特許を出願」、「発明の主要部を発表の対象としない」、「守秘義務契約を締結」を挙げており（これら3つの選択肢で全回答の88.1%）、発明の新規性を喪失しないように意識しているものと思われる。

2. 特許出願ができなかった理由

特許出願を希望したができなかった経験を持つ者（「はい」を選んだ者）は、全体で64.0%いるとの結果が出た。欧州では、69.5%の者が「はい」を選んでおり、他の国・地域よりも割合が多くなっているが、これは、グレースピリオドの適用要件が厳しいことが影響しているものと思われる。また、特許出願ができなかった理由としては、「資金不足（出願等の手続費用、弁理士費用等）」が38.8%で最も多く、「発明者本人の時間がな

い」も16.8%を占めた。資金面のみならず、時間的猶予のなさも特許出願の大きな障壁になっているものと思われる。なお、特許出願を希望したができなかった経験を持つ者で、特許出願を自らの発表や報告から「1年程度の猶予があればできた」又は「6ヶ月程度の猶予があればできた」と回答した者は58.8%おり、1年程度の猶予があれば、出願できた特許は少なくないものと思われる。

3. 発表等の特許取得への影響

研究成果等を発表したために、特許出願を断念した又は特許取得ができなかった者（「はい」を選んだ者）は、全体で61.2%いるとの結果が出た。欧州では、68.8%の者が「はい」を選んでおり、他の国・地域より割合が多くなっているが、グレースピリオドの適用要件が厳しいことが影響しているものと思われる。また、全体で「はい」を選んだ者のうち、ある国では特許を取得できたが、他国では特許を取得できなかった事例があった者は、58.2%いた。特許が取得できなかった国・地域については、「欧州」が36.4%で最も多く、「中国」が24.1%でこれに続いた。これらの国・地域は、グレースピリオドの適用要件が厳しいことから、特許取得が認められなかった事例が多くなったと思われる。

4. 他者開示技術の利用

他者によって開示された技術を自己の発明に用いるかについては、「学术论文、学术雑誌、学会発表の内容を使う」などのように何らかの形で使うとした回答が、全体の72.4%を占めた。他者により開示された技術を自己の発明に何らかの形で用いる者は少ないものと思われる。また、特許権侵害の有無については、「特許庁が公表している特許情報を確認する」などのように何らかの形で確認するとした回答が、全体の90.3%を占めた。他者技術の利用者は、何らかの方法で確認をとることで、特許権侵害などの不要なトラブルを避けようとしていると考えられる。なお、他者開示技術の利用により、特許権侵害で技術の利用ができなくなったことがあるとした者はわずかで、88.7%の者がそのようなことはないと回答している。また、技術の利用ができなくなったケースでも、相手方から起こされるアクションとしては訴訟の提起よりも「警告」に留まるものが多かった。

5. 特筆すべき自由回答

特許出願がしたくてもできなかった理由について、「その他」で具体的な内容を記述した回答が68件あったが、そのうちの35件は「技術の開示（意図しないものも含む）」であった。技術を開示したために発明の新規性を喪失して出願できなかったケースが少なからずあるものと思われる。また、5件は「グレースピリオドを過ぎてしまっていたため」であった。ユーザーの必要とする猶予期間よりも、実際の制度の猶予期間が短く、出願ができなくなっているケースもあるものと思われる。

第2章 まとめ

今回の質問票調査で、大学・中小企業・スタートアップのグレースピリオドの利用実態に関する情報が収集できた。これらを踏まえて、今後、グレースピリオドが、さらにユーザーにとって利便性の高い制度となるよう検討が行われることが望まれる。

資料編

資料1 質問票調査の設問内容と選択肢

Part I: はじめに

特許を複数の国で取得したい場合は、それらの国毎に出願する必要があります。各国の特許制度をできるだけ近づける(調和させる)ことは、複数の国で特許を取得する負担を軽減する1つの手段です。

Group B+は、制度の調和を目指す先進国の知財関係機関から構成されるグループです。この質問票は、このグループでの議論を進めるために、学術機関や中小企業や個人発明家の経験を把握するために行うものです。全ての関係者にとって公平な制度を実現するため、ご協力いただけますと幸いです。

PARTII: 回答者に関する情報

Q1 あなたの所属する組織の名称を記載してください。

Q2 あなたの所属にもっとも近いものを以下の中からお選び下さい。
(複数該当する場合は、主たる業務に該当するもの一つをお選び下さい。)

- 1 企業
- 2 大学/研究機関
- 3 特許/法律事務所(以降の質問については、あなたのクライアントである大学・中小企業・スタートアップのうち一者の想定でお答え下さい。)
- 4 その他(団体等)(具体的にお答え下さい:)
- 5 所属なし(個人発明家等)

【Q 2で【企業】を選択した方にお伺いします。】

Q2_1 従業員数

- 1 1-10 人
- 2 11-50 人
- 3 51 人以上

Q2_2 創業からの年数

- 1 1 年未満
- 2 1-4 年
- 3 5 年以上

Q3 主な技術分野、産業分野をお答え下さい。
(複数該当する場合は、主たる研究・製品に該当するもの一つをお選び下さい。)

- 1 電気(オーディオ・ビジュアル、通信、コンピュータ、半導体など)
- 2 機器(光学、計測、医療技術など)
- 3 化学(バイオテクノロジー、医薬品など)
- 4 機械(輸送など)
- 5 その他(具体的にお答え下さい)

Q4 あなたは、年間何件程度の特許出願をしていますか。

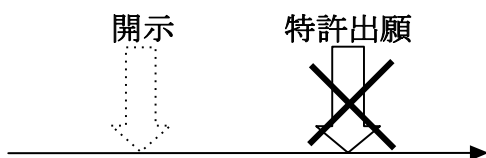
Part III: 研究・製品開発の結果の公表と特許出願

<背景>

世界の多くの国では、すでに開示された発明については原則として特許を取ることはできません。そのため、特許を取るためには発明の公開前に出願することが重要です。一方、学会や展示会などにおける発表が、特許出願よりも優先される場合もあります。また、場合によっては、偶発的に、あるいは深く考えずに発明が公開されてしまうことがあります。グレースピリオドは、これらの両立を可能とする制度です。グレースピリオドの制度があれば、自分が特許出願前に発明を公表してしまった場合でも、一定の期間内に出願をすれば特許を取ることができます。

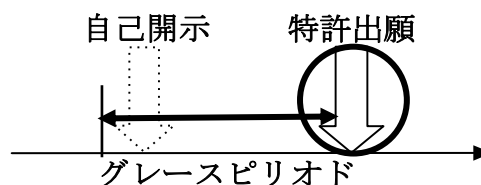
ただし、グレースピリオドがあると、開示された発明が、後で特許になるかどうかによりわかりにくくなるという副作用があります。このような副作用をバランスさせるために、各国でグレースピリオドを利用するための多様な要件が課されています。

《グレースピリオドがない場合》



出願よりも前に発明を開示すると、その発明について特許は取れません。

《グレースピリオドがある場合》



グレースピリオドの期間内に自分で発明を開示してもその発明について特許が取れる可能性があります。

Q5 あなたは研究成果や製品開発の結果が出たら、まず何をしますか。

- 1 特許出願
- 2 学術論文・雑誌への投稿、学会での発表
- 3 展示会での発表
- 4 共同研究者・ビジネスパートナーへの報告
- 5 プレスリリース・ウェブサイトでの発表
- 6 その他(具体的にお答え下さい)

Q5A Q5で「特許出願」以外を選んだ方にお尋ねします。報告や発表の際に気を付けていることがありますか。(いくつでも)

- 1 発表日の前に特許を出願
- 2 発明の主要部を発表の対象としない
- 3 守秘義務契約を締結
- 4 特にない
- 5 その他(具体的にお答え下さい)

Q6 あなたは特許出願をしたくてもできなかったことはありますか。

- 1 はい
- 2 いいえ

Q6A Q6で「はい」と回答した方にお尋ねします。「はい」と回答した理由は何ですか。(よくあるケースで該当するものを回答ください。複数回答可。)

- 1 資金不足(出願等の手続費用、弁理士費用等)
- 2 人員不足
- 3 専門知識がない
- 4 発明者本人の時間がない
- 5 その他(具体的にご記入下さい)

Q6B Q6で「はい」と回答した方にお尋ねします。自らの報告や発表から一定の猶予があれば、出願することができましたか。

- 1 6ヵ月程度の猶予があればできた
- 2 1年程度の猶予があればできた
- 3 猶予があっても出願することはできなかった

Q7 あなたが研究成果や製品開発等について報告や発表をしたために、これに関連する特許を出願しないと決めたこと、あるいは、特許を取得することができなかったことはありますか。

- 1 はい
- 2 いいえ

Q7A Q7で「はい」と回答した方にお尋ねします。ある国では特許取得ができたが、他国では取得できなかった事例がありますか。

- 1 はい
- 2 いいえ

【Q7Aで【はい】と回答した方にうかがいます】

Q7A_1 取得できなかった国・地域（いくつでも）

- 1 欧州
- 2 北米
- 3 豪州
- 4 中国
- 5 韓国
- 6 日本
- 7 その他（具体的にご記入下さい）

Q8 他者によって開示された技術を、自己の発明に用いることがありますか。（いくつでも）

- 1 学術論文、学術雑誌、学会発表の内容を使う
- 2 展示会で得た技術を使う
- 3 共同研究者・ビジネスパートナーから得た情報を使う
- 4 プレスリリース・ウェブサイトの情報を使う
- 5 その他(具体的にご記入下さい)
- 6 他者の技術を用いることはない

Q8A Q8で「使う」と回答した方にお尋ねします。その発表内容の利用により、特許権侵害の問題がないことをどのように確認しますか。（いくつでも）

- 1 特許庁が公表している特許情報を確認する
- 2 専門家に相談する
- 3 著者/発表者に問い合わせる
- 4 その他(具体的にご記入下さい)
- 5 特に確認しない

Q8B Q8で「使う」と回答した方にお尋ねします。他者によって開示された技術を利用したために、後に特許権の侵害で、警告を受ける、訴訟を提起されるなど、技術の利用の継続ができなくなったことがありますか。

- 1 ない
- 2 ある

【Q8Bで【ある】と回答した方にうかがいます】

Q8B_1 前問であると回答した方にお伺いします。相手からどのようなアクションを起こされましたか（いくつでも）

- 1 警告を受けた
- 2 訴訟を提起された
- 3 その他(具体的にご記入下さい)

資料2 グラフの数値データ

表 1-1 グラフ 1-1 の数値データ

回答者の国籍										
日本	英国	エストニア	オーストラリア	カナダ	スウェーデン	デンマーク	ドイツ	フィンランド	フランス	米国
94	7	16	11	5	19	8	49	9	33	7

表 1-2 グラフ 1-2 の数値データ

回答者の所属				
企業	大学／研究機関	特許／法律事務所	その他（団体等）	所属なし（個人発明家等）
103	96	39	11	9

表 1-3 グラフ 1-3 の数値データ

従業員数		
1-10 人	11-50 人	51 人以上
40	17	46

表 1-4 グラフ 1-4 の数値データ

創業からの年数		
1 年未満	1-4 年	5 年以上
2	22	79

表 1-5 グラフ 1-5 の数値データ

技術分野、産業分野				
電気（オーディオ・ビジュアル、通信、コンピュータ、半導体など）	機器（光学、計測、医療技術など）	化学（バイオテクノロジー、医薬品など）	機械（輸送など）	その他
46	27	47	55	83

表 1-6 グラフ 1-6 の数値データ

年間の特許出願件数				
0 件	1 件～10 件	11 件～50 件	51 件～100 件	100 件～
22	115	80	21	20

表 2-1 グラフ 2-1-1～グラフ 2-1-7 の数値データ

		研究成果や製品開発の結果が出た際の行動					
		特許出願	学術論文・ 雑誌への投 稿、学会で の発表	展示会での 発表	共同研究 者・ビジネ スパートナ ーへの報告	プレスリリ ース・ウェ ブサイトで の発表	その他
全体	全体	177	23	3	26	1	28
国・地域別	日本	62	6	1	11	0	14
	北米・豪州	15	4	0	2	0	2
	欧州	100	13	2	13	1	12
	エストニア	9	2	1	2	0	2
所属別 (全体)	中小企業・スタートアップ	76	2	2	18	0	5
	大学／研究機関	55	17	1	6	0	17
	特許／法律事務所	34	1	0	0	0	4
	その他（団体等）	5	3	0	2	0	1
	所属なし（個人発明家等）	7	0	0	0	1	1
所属別 (日本)	中小企業・スタートアップ	22	0	1	7	0	1
	大学／研究機関	39	6	0	4	0	13
	特許／法律事務所	0	0	0	0	0	0
	その他（団体等）	0	0	0	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	1	0	0	0	0	0
所属別 (北米・豪 州)	中小企業・スタートアップ	5	1	0	2	0	1
	大学／研究機関	3	2	0	0	0	0
	特許／法律事務所	6	1	0	0	0	1
	その他（団体等）	0	0	0	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	1	0	0	0	0	0
所属別 (欧州)	中小企業・スタートアップ	49	1	1	9	0	3
	大学／研究機関	13	9	1	2	0	4
	特許／法律事務所	28	0	0	0	0	3
	その他（団体等）	5	3	0	2	0	1
	所属なし（個人発明家等）	5	0	0	0	1	1
所属別 (エストニ ア)	中小企業・スタートアップ	6	1	1	2	0	1
	大学／研究機関	1	1	0	0	0	1
	特許／法律事務所	0	0	0	0	0	0
	その他（団体等）	1	0	0	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	1	0	0	0	0	0

表 2-2 グラフ 2-2-1～グラフ 2-2-7 の数値データ

		報告や発表の際に気を付けている点				
		発表日の前に 特許を出願	発明の主要部 を発表の対象 としない	守秘義務契約 を締結	特にない	その他
全体	全体	52	49	40	4	15
国・地域別	日本	24	19	14	2	4
	北米・豪州	4	7	4	0	2
	欧州	24	23	22	2	9
	エストニア	3	3	2	1	0
所属別 (全体)	中小企業・スタートアップ	12	16	14	3	5
	大学／研究機関	31	26	19	1	5
	特許／法律事務所	3	3	3	0	3
	その他（団体等）	5	3	3	0	0
	所属なし（個人発明家等）	1	1	1	0	2
所属別 (日本)	中小企業・スタートアップ	4	5	5	1	1
	大学／研究機関	20	14	9	1	3
	特許／法律事務所	0	0	0	0	0
	その他（団体等）	0	0	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	0	0	0	0
所属別 (北米・豪州)	中小企業・スタートアップ	2	4	2	0	1
	大学／研究機関	1	2	1	0	0
	特許／法律事務所	1	1	1	0	1
	その他（団体等）	0	0	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	0	0	0	0
所属別 (欧州)	中小企業・スタートアップ	6	7	7	2	3
	大学／研究機関	10	10	9	0	2
	特許／法律事務所	2	2	2	0	2
	その他（団体等）	5	3	3	0	0
	所属なし（個人発明家等）	1	1	1	0	2
所属別 (エストニア)	中小企業・スタートアップ	3	2	1	1	0
	大学／研究機関	0	1	1	0	0
	特許／法律事務所	0	0	0	0	0
	その他（団体等）	0	0	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	0	0	0	0

表 2-3 グラフ 2-3-1～グラフ 2-3-7 の数値データ

		特許出願ができなかった経験 がありますか	
		はい	いいえ
全体	全体	165	93
国・地域別	日本	55	39
	北米・豪州	12	11
	欧州	98	43
	エストニア	9	7
所属別 (全体)	中小企業・スタートアップ	56	47
	大学／研究機関	67	29
	特許／法律事務所	29	10
	その他（団体等）	7	4
	所属なし（個人発明家等）	6	3
所属別 (日本)	中小企業・スタートアップ	14	17
	大学／研究機関	40	22
	特許／法律事務所	0	0
	その他（団体等）	0	0
	所属なし（個人発明家等）	1	0
所属別 (北米・豪州)	中小企業・スタートアップ	3	6
	大学／研究機関	2	3
	特許／法律事務所	7	1
	その他（団体等）	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	1
所属別 (欧州)	中小企業・スタートアップ	39	24
	大学／研究機関	25	4
	特許／法律事務所	22	9
	その他（団体等）	7	4
	所属なし（個人発明家等）	5	2
所属別 (エストニア)	中小企業・スタートアップ	6	5
	大学／研究機関	1	2
	特許／法律事務所	0	0
	その他（団体等）	1	0
	所属なし（個人発明家等）	1	0

表 2-4 グラフ 2-4-1～グラフ 2-4-7 の数値データ

		特許出願ができなかった理由				
		資金不足（出願等の手続費用、弁理士費用等）	人員不足	専門知識がない	発明者本人の時間がない	その他
全体	全体	90	20	15	39	68
国・地域別	日本	30	7	3	8	20
	北米・豪州	9	2	0	4	6
	欧州	51	11	12	27	42
	エストニア	5	2	1	3	3
所属別 (全体)	中小企業・スタートアップ	25	9	7	16	22
	大学／研究機関	36	7	1	14	31
	特許／法律事務所	21	2	4	7	10
	その他（団体等）	4	1	2	1	3
	所属なし（個人発明家等）	4	1	1	1	2
所属別 (日本)	中小企業・スタートアップ	8	2	2	1	5
	大学／研究機関	22	4	1	7	15
	特許／法律事務所	0	0	0	0	0
	その他（団体等）	0	0	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	1	0	0	0
所属別 (北米・豪州)	中小企業・スタートアップ	2	0	0	1	1
	大学／研究機関	1	1	0	1	1
	特許／法律事務所	6	1	0	2	4
	その他（団体等）	0	0	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	0	0	0	0
所属別 (欧州)	中小企業・スタートアップ	15	7	5	14	16
	大学／研究機関	13	2	0	6	15
	特許／法律事務所	15	1	4	5	6
	その他（団体等）	4	1	2	1	3
	所属なし（個人発明家等）	4	0	1	1	2
所属別 (エストニア)	中小企業・スタートアップ	3	1	0	2	3
	大学／研究機関	1	0	0	1	0
	特許／法律事務所	0	0	0	0	0
	その他（団体等）	1	1	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	0	1	0	0

表 2-5 グラフ 2-5-1～グラフ 2-5-7 の数値データ

		猶予期間があれば出願ができたか否か		
		6 ヶ月程度の 猶予があれば できた	1 年程度の猶 予があればで きた	猶予があつて も出願するこ とはできなか った
全体	全体	43	54	68
国・地域別	日本	10	22	23
	北米・豪州	0	9	3
	欧州	33	23	42
	エストニア	3	3	3
所属別 (全体)	中小企業・スタートアップ	16	18	22
	大学／研究機関	13	23	31
	特許／法律事務所	9	10	10
	その他（団体等）	3	3	1
	所属なし（個人発明家等）	2	0	4
所属別 (日本)	中小企業・スタートアップ	3	6	5
	大学／研究機関	6	16	18
	特許／法律事務所	0	0	0
	その他（団体等）	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	1	0	0
所属別 (北米・豪 州)	中小企業・スタートアップ	0	1	2
	大学／研究機関	0	1	1
	特許／法律事務所	0	7	0
	その他（団体等）	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	0	0
所属別 (欧州)	中小企業・スタートアップ	13	11	15
	大学／研究機関	7	6	12
	特許／法律事務所	9	3	10
	その他（団体等）	3	3	1
	所属なし（個人発明家等）	1	0	4
所属別 (エストニ ア)	中小企業・スタートアップ	2	2	2
	大学／研究機関	0	0	1
	特許／法律事務所	0	0	0
	その他（団体等）	0	1	0
	所属なし（個人発明家等）	1	0	0

表 2-6 グラフ 2-6-1～グラフ 2-6-7 の数値データ

		発表等により特許出願を断念した経験等がありますか	
		はい	いいえ
全体	全体	158	100
国・地域別	日本	52	42
	北米・豪州	9	14
	欧州	97	44
	エストニア	10	6
所属別 (全体)	中小企業・スタートアップ	50	53
	大学／研究機関	75	21
	特許／法律事務所	23	16
	その他(団体等)	6	5
	所属なし(個人発明家等)	4	5
所属別 (日本)	中小企業・スタートアップ	9	22
	大学／研究機関	43	19
	特許／法律事務所	0	0
	その他(団体等)	0	0
	所属なし(個人発明家等)	0	1
所属別 (北米・豪州)	中小企業・スタートアップ	1	8
	大学／研究機関	3	2
	特許／法律事務所	5	3
	その他(団体等)	0	0
	所属なし(個人発明家等)	0	1
所属別 (欧州)	中小企業・スタートアップ	40	23
	大学／研究機関	29	0
	特許／法律事務所	18	13
	その他(団体等)	6	5
	所属なし(個人発明家等)	4	3
所属別 (エストニア)	中小企業・スタートアップ	6	5
	大学／研究機関	3	0
	特許／法律事務所	0	0
	その他(団体等)	0	1
	所属なし(個人発明家等)	1	0

表 2-7 グラフ 2-7-1～グラフ 2-7-7 の数値データ

		特許を取得できた国とできなかった国がありますか	
		はい	いいえ
全体	全体	92	66
国・地域別	日本	35	17
	北米・豪州	9	0
	欧州	48	49
	エストニア	5	5
所属別 (全体)	中小企業・スタートアップ	22	28
	大学／研究機関	48	27
	特許／法律事務所	17	6
	その他(団体等)	4	2
	所属なし(個人発明家等)	1	3
所属別 (日本)	中小企業・スタートアップ	6	3
	大学／研究機関	29	14
	特許／法律事務所	0	0
	その他(団体等)	0	0
	所属なし(個人発明家等)	0	0
所属別 (北米・豪州)	中小企業・スタートアップ	1	0
	大学／研究機関	3	0
	特許／法律事務所	5	0
	その他(団体等)	0	0
	所属なし(個人発明家等)	0	0
所属別 (欧州)	中小企業・スタートアップ	15	25
	大学／研究機関	16	13
	特許／法律事務所	12	6
	その他(団体等)	4	2
	所属なし(個人発明家等)	1	3
所属別 (エストニア)	中小企業・スタートアップ	3	3
	大学／研究機関	1	2
	特許／法律事務所	0	0
	その他(団体等)	0	0
	所属なし(個人発明家等)	1	0

表 2-8 グラフ 2-8-1～グラフ 2-8-7 の数値データ

		特許を取得できなかった具体的な国・地域						
		欧州	北米	豪州	中国	韓国	日本	その他
全体	全体	68	25	10	45	14	23	2
国・地域別	日本	28	8	5	23	7	7	0
	北米・豪州	7	2	1	5	4	4	0
	欧州	33	15	4	17	3	12	2
	エストニア	5	0	0	1	0	1	0
所属別 (全体)	中小企業・スタートアップ	11	8	0	12	2	7	0
	大学／研究機関	40	9	6	24	8	8	0
	特許／法律事務所	12	7	3	7	3	7	2
	その他（団体等）	4	1	1	2	1	1	0
	所属なし（個人発明家等）	1	0	0	0	0	0	0
所属別 (日本)	中小企業・スタートアップ	3	3	0	4	1	3	0
	大学／研究機関	25	5	5	19	6	4	0
	特許／法律事務所	0	0	0	0	0	0	0
	その他（団体等）	0	0	0	0	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	0	0	0	0	0	0
所属別 (北米・豪州)	中小企業・スタートアップ	0	0	0	1	1	0	0
	大学／研究機関	3	1	0	1	1	1	0
	特許／法律事務所	4	1	1	3	2	3	0
	その他（団体等）	0	0	0	0	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	0	0	0	0	0	0
所属別 (欧州)	中小企業・スタートアップ	8	5	0	7	0	4	0
	大学／研究機関	12	3	1	4	1	3	0
	特許／法律事務所	8	6	2	4	1	4	2
	その他（団体等）	4	1	1	2	1	1	0
	所属なし（個人発明家等）	1	0	0	0	0	0	0
所属別 (エストニア)	中小企業・スタートアップ	3	0	0	1	0	1	0
	大学／研究機関	1	0	0	0	0	0	0
	特許／法律事務所	0	0	0	0	0	0	0
	その他（団体等）	0	0	0	0	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	1	0	0	0	0	0	0

表 2-9 グラフ 2-9-1～グラフ 2-9-7 の数値データ

		他者開示技術の利用の有無					
		学術論文、 学術雑誌、 学会発表の 内容を使う	展示会で得 た技術を使 う	共同研究 者・ビジネ スパートナ ーから得た 情報を使う	プレスリリ ース・ウェ ブサイトの 情報を使う	その他	他者の技術 を用いるこ とはない
全体	全体	119	46	86	50	22	93
国・地域別	日本	39	14	26	14	6	40
	北米・豪州	15	8	12	5	2	6
	欧州	65	24	48	31	14	47
	エストニア	6	4	5	3	1	6
所属別 (全体)	中小企業・スタートアップ	41	26	34	23	2	42
	大学／研究機関	51	10	33	14	12	29
	特許／法律事務所	20	6	15	10	5	13
	その他（団体等）	5	3	3	2	1	6
	所属なし（個人発明家等）	2	1	1	1	2	3
所属別 (日本)	中小企業・スタートアップ	10	8	9	5	0	17
	大学／研究機関	28	6	17	9	6	23
	特許／法律事務所	0	0	0	0	0	0
	その他（団体等）	0	0	0	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	1	0	0	0	0	0
所属別 (北米・豪 州)	中小企業・スタートアップ	7	3	5	3	0	2
	大学／研究機関	4	2	3	1	1	0
	特許／法律事務所	4	3	4	1	1	3
	その他（団体等）	0	0	0	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	0	0	0	0	1
所属別 (欧州)	中小企業・スタートアップ	24	15	20	15	2	23
	大学／研究機関	19	2	13	4	5	6
	特許／法律事務所	16	3	11	9	4	10
	その他（団体等）	5	3	3	2	1	6
	所属なし（個人発明家等）	1	1	1	1	2	2
所属別 (エストニ ア)	中小企業・スタートアップ	3	2	1	2	0	5
	大学／研究機関	2	0	2	0	0	1
	特許／法律事務所	0	0	0	0	0	0
	その他（団体等）	1	1	1	1	1	0
	所属なし（個人発明家等）	0	1	1	0	0	0

表 2-10 グラフ 2-10-1～グラフ 2-10-7 の数値データ

		特許権の侵害の有無の確認方法				
		特許庁が公表 している特許 情報を確認す る	専門家に相談 する	著者／発表者 に問い合わせ る	その他	特に確認しな い
全体	全体	108	68	39	13	10
国・地域別	日本	34	23	9	2	6
	北米・豪州	9	9	7	0	1
	欧州	65	36	23	11	3
	エストニア	8	6	3	2	0
所属別 (全体)	中小企業・スタートアップ	48	31	14	5	0
	大学／研究機関	36	22	20	3	8
	特許／法律事務所	17	11	5	2	1
	その他（団体等）	4	2	0	2	1
	所属なし（個人発明家等）	3	2	0	1	0
所属別 (日本)	中小企業・スタートアップ	13	8	1	1	0
	大学／研究機関	21	14	8	1	6
	特許／法律事務所	0	0	0	0	0
	その他（団体等）	0	0	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	1	0	0	0
所属別 (北米・豪 州)	中小企業・スタートアップ	5	5	3	0	0
	大学／研究機関	2	1	2	0	0
	特許／法律事務所	2	3	2	0	1
	その他（団体等）	0	0	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	0	0	0	0
所属別 (欧州)	中小企業・スタートアップ	30	18	10	4	0
	大学／研究機関	13	7	10	2	2
	特許／法律事務所	15	8	3	2	0
	その他（団体等）	4	2	0	2	1
	所属なし（個人発明家等）	3	1	0	1	0
所属別 (エストニ ア)	中小企業・スタートアップ	4	3	1	1	0
	大学／研究機関	2	1	2	0	0
	特許／法律事務所	0	0	0	0	0
	その他（団体等）	1	1	0	1	0
	所属なし（個人発明家等）	1	1	0	0	0

表 2-11 グラフ 2-11-1～グラフ 2-11-7 の数値データ

		技術の利用の継続ができなくなった経験	
		ない	ある
全体	全体	133	17
国・地域別	日本	48	1
	北米・豪州	14	1
	欧州	71	15
	エストニア	10	0
所属別 (全体)	中小企業・スタートアップ	50	10
	大学／研究機関	57	1
	特許／法律事務所	17	6
	その他（団体等）	5	0
	所属なし（個人発明家等）	4	0
所属別 (日本)	中小企業・スタートアップ	13	1
	大学／研究機関	34	0
	特許／法律事務所	0	0
	その他（団体等）	0	0
	所属なし（個人発明家等）	1	0
所属別 (北米・豪州)	中小企業・スタートアップ	7	0
	大学／研究機関	4	0
	特許／法律事務所	3	1
	その他（団体等）	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	0
所属別 (欧州)	中小企業・スタートアップ	30	9
	大学／研究機関	19	1
	特許／法律事務所	14	5
	その他（団体等）	5	0
	所属なし（個人発明家等）	3	0
所属別 (エストニア)	中小企業・スタートアップ	6	0
	大学／研究機関	2	0
	特許／法律事務所	0	0
	その他（団体等）	1	0
	所属なし（個人発明家等）	1	0

表 2-12 グラフ 2-12-1～グラフ 2-12-6 の数値データ

		相手方の行動		
		警告を受けた	訴訟を提起された	その他
全体	全体	12	9	2
国・地域別	日本	1	0	0
	北米・豪州	1	1	0
	欧州	10	8	2
	エストニア	0	0	0
所属別 (全体)	中小企業・スタートアップ	5	5	1
	大学／研究機関	1	0	0
	特許／法律事務所	6	4	1
	その他（団体等）	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	0	0
所属別 (日本)	中小企業・スタートアップ	1	0	0
	大学／研究機関	0	0	0
	特許／法律事務所	0	0	0
	その他（団体等）	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	0	0
所属別 (北米・豪州)	中小企業・スタートアップ	0	0	0
	大学／研究機関	0	0	0
	特許／法律事務所	1	1	0
	その他（団体等）	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	0	0
所属別 (欧州)	中小企業・スタートアップ	4	5	1
	大学／研究機関	1	0	0
	特許／法律事務所	5	3	1
	その他（団体等）	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	0	0
所属別 (エストニア)	中小企業・スタートアップ	0	0	0
	大学／研究機関	0	0	0
	特許／法律事務所	0	0	0
	その他（団体等）	0	0	0
	所属なし（個人発明家等）	0	0	0

非 売 品
禁無断転載

令和3年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

大学・中小企業・スタートアップを対象とした
グレースピリオドの利用実態に関する調査研究報告書

令和4年2月

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

請負先 株式会社サンビジネス

〒105-0014 東京都港区芝一丁目 10 番 11 号

コスモ金杉橋ビル

電話 03-3455-5294

FAX 03-3455-8909

URL <http://www.sunbi.co.jp>